

令和３年度 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業



主要国・地域における貿易措置等の 国際ルール整合性に関する調査報告書

令和４年２月２８日

TMI 総合法律事務所

目次

1.	中国	2
2.	ASEAN 諸国（タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン）	46
2-1.	タイ	46
2-2.	ベトナム	52
2-3.	インドネシア	57
2-4.	マレーシア	67
2-5.	フィリピン	73
3.	米国	77
4.	EU・英国	93
5.	韓国	101
6.	台湾	103
7.	豪州	105
8.	カナダ	107
9.	ロシア	109
10.	インド	112
11.	ブラジル	125

1. 中国

透明性、統一的行政、司法審査

（１）中国の透明性、統一的行政、司法審査に関する分野について、現在報告書で記載されている関連規制に変更があれば、その内容を調査・報告ください。また、可能な範囲で、上記の分野における特筆すべき新たな動向などあれば、調査・報告ください。

1. 情報公開に関する法律法規

(1) 2021年度政務公開業務要点に関する通知¹

2021年4月9日に、国務院弁公庁は、「2021年度政務公開業務要点に関する通知」を公表した。

「政府情報公開条例」の執行による政務情報の公開の強化等について、以下の方針を述べている。

- ・ 公開申請業務の質の向上
具体的には、業務訓練や指導を強化し、回答文書の規範化の水準を引き上げ、「政府情報公開情報処理費管理弁法²」を正確に適用し、厳格に規定の基準、手続、方式に従って情報処理費を徴収する。
- ・ 政府情報公開の行政不服審査案件の審査基準の制定
国務院の行政不服審査機構は、2021 年末までに政府情報公開不服審査案件の審査基準を制定し、案件の審査基準を統一し、実務上よく見られる判決不統一の問題を解決する。

この点に関し、2022 年 1 月 4 日から、「政府情報公開不服審査案件に関する若干問題の指導意見³」が施行されており、政府情報公開案件の受理範囲が規定され、審査の重点が明確にされ、審査基準が定められ、行政不服審査機関の監督責任が強化されている。

- ・ 関連制度の構築の強化
国務院の関連主管部門は、2021 年末までに教育、衛生健康、水道、電気、ガス、生態環境、公共交通等の領域の公共企業・事業単位情報公開規定を公布し、さらなる監督管理の強化と公共サービスの改善を進める。

この点に関し、2021 年 1 月 1 日から、「公共企業・事業単位情報公開規定制定弁法⁴」が施行されており、市場支配の地位を有しており、公共性が比較的強く、人民公衆の身体健康と生命安全に直接関係し、サービス対象との情報の非対称性が目立ち、監督管理を重点的に強める必要のある公共企業・事業単位の情報公開を重点的に推進することを強調している。

また、情報公開の方法は、自発的な公開が主とし、原則として申請による公開方式を採らないこと、監督方法は、各級主管部門に対する不服申し立てを主とし、原則として上級機関への行政不服申し立てや行政訴訟の提起を含まないこと等を明らかにしている。

(2) 司法公開

中国最高人民法院の関連サイトの情報によれば、2022年1月までに、「中国裁判文書ネット⁵」（1億

¹ 中国語：国务院办公厅关于印发 2021 年政务公开工作要点的通知

(http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202104/t20210425_3691691.htm)

² 中国語：政府信息公开信息处理费管理办法 (http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-12/01/content_5566168.htm)

³ 中国語：关于审理政府信息公开行政复议案件若干问题的指导意见

(http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-01/04/content_5666340.htm)

⁴ 中国語：公共企事业单位信息公开规定制定办法

(http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-12/21/content_5571847.htm)

⁵ 中国語：中国裁判文书网 (<https://wenshu.court.gov.cn/>) 2022年1月20日確認

2902万件を掲載）、「中国法廷審理公開ネット⁶」（法定審理のライブ中継映像約1737万件を公開）、「中国審判フロー情報公開ネット⁷」（開法公告記録448万件を公開）、「中国執行情報公開ネット⁸」（強制執行の対象者約715万人を公表）、「全国企業破産再生案件情報ネット⁹」（破産、強制清算案件約17万件を公表）等のウェブサイトを通じて司法に関する情報を公開している。

(3) 政務データ公開

2021年9月1日より、「データセキュリティ法¹⁰」が施行されているところ、この法律では、第5章で「政務データセキュリティと公開」という章を設けており、以下のような政務データの関連規定を置いている。

- ・ 国の機関は、公正、公平、利便性の原則に従い、規定に従い適時かつ正確な方法で政務データを公開するものとする。但し、法により公開してはならないものを除く（第41条）。
- ・ 国は、政務データの公開リストを作成し、統一的に設けられ、相互に接続され、安全に制御された政務データのオープンプラットフォームを構築し、政務データの公開利用を促進する（第42条）。

「政府情報公開条例」は、行政機関の情報公開を定める規定であるが、本規定はその公開する主体の範囲を「国の機関」としており、行政機関以外の機関にまで範囲を拡大している。

2. 司法審査

(1) 行政処罰法

2021年7月15日より、「行政処罰法¹¹」の改正法が施行されている。近年中国においては個人情報保護法や反外国制裁法等厳しい行政処罰を定める法令が制定されており、その法令遵守リスクが高まっているため、行政処罰に関する手続等を定めている本改正は法的なリスクを評価し予測する上で重要であると考えられる。

透明性、統一的行政、司法審査の観点から特に重要な改正は以下のとおりである。

ア 行政処罰の概念の明確化

「行政処罰」とは、行政管理秩序に違反する公民、法人又はその他の組織に対し、行政機関が法により権益を減じ又は義務を増加させる方式により懲戒を行う行為をいう（第2条）。

イ 行政処罰の種類の追加

行政処罰の種類は、以下のとおりとする（第9条）。

- ① 警告、通達による批判
- ② 過料、違法所得の没収、不法財物の没収
- ③ 許可証書の暫時没収、資質等級の引き下げ、許可証書の取消し
- ④ 生産経営活動実施の制限、生産停止・営業停止の命令、閉鎖命令、従業の制限
- ⑤ 行政拘留
- ⑥ 法律、行政法規に定めるその他の行政処罰

⁶ 中国語：中国庭审公开网（<https://tingshen.court.gov.cn/>） 2022年1月20日確認

⁷ 中国語：中国审判流程信息公开网（<https://splcgk.court.gov.cn/gzfwwww/>） 2022年1月20日確認

⁸ 中国語：中国执行信息公开网（<http://zxgk.court.gov.cn/>） 2022年1月20日確認

⁹ 中国語：全国企业破产重整案件信息网（<https://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy>） 2022年1月20日確認

¹⁰ 中国語：数据安全法（<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/7c9af12f51334a73b56d7938f99a788a.shtml>）

¹¹ 中国語：行政処罰法（<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202101/49b50d96743946bda545ef0c333830b4.shtml>）

ウ 行政処罰の定期評価

国務院の部門並びに省、自治区、直轄市の人民政府及びその関連部門は、行政処罰の実施状況及び必要性に関する評価を定期的に行い、不適切な行政処罰事項及び種類、過料の金額等のにつき、修正又は廃止を提言しなければならない（第15条）。

エ 違法所得の没収

当事者に違法所得があるときは、法により返還、賠償すべきものを除き、没収しなければならない。「違法所得」とは、違法行為を実施することにより取得した金員をいう。法律、行政法規、部門規則に違法所得の計算につき別段の定めがある場合はその定めによる（第28条第2項）。

オ 二重過料の禁止

同一の違法行為につき過料の行政処罰を二度以上与えてはならない。同一の違法行為が複数の法律規範に違反し、過料の処罰を与えるべき場合は、過料の金額が高い規定に従い処罰する（第29条）。

カ 情状酌量、処罰の軽減

当事者に次に掲げる状況のいずれかがある場合は、法定刑の範囲又は法定刑以下に、行政処罰を軽減しなければならない（第32条）。

- ① 違法行為による危害結果を自発的に除去又は軽減した場合
- ② 他人の脅迫を受け、又は誘導欺罔されて違法行為を行った場合
- ③ 行政機関の把握していない違法行為を自発的に供述した場合
- ④ 行政機関に協力して違法行為の取り締まりに貢献した場合
- ⑤ 法律、法規、規則に定める法定刑の範囲又は法定刑以下に行政処罰を軽減すべきその他の場合

違法行為が軽微で遅延なく是正され、危害結果をきたさなかった場合は、行政処罰を与えない。初めての違法行為であって、危害結果が軽微で遅延なく是正された場合は、行政処罰を与えないことができる（第33条第1項）。

当事者が主観的な故意・過失がなかったことを証明する十分な証拠を有するときは、行政処罰を与えない。法律、行政法規に別段の定めがある場合はその定めによる（第33条第2項）。

当事者の違法行為につき、法により行政処罰を与えないときは、行政機関は、当事者に対して教育をしなければならない（第33条第3項）。

キ 裁量基準

行政機関は、法により行政処罰の裁量基準を制定し、行政処罰の裁量権を規範的に行使することができる。行政処罰の裁量基準は社会に公表しなければならない（第34条）。

ク 処罰の対象期間

違法行為が2年以内に発覚しなかった場合は、行政処罰を与えない。公民の生命健康の安全、金融の安全に関わり、かつ危害結果があったときは、上述の期間を5年に延長する。法律に別段の定めがある場合はこの限りでない（第36条第1項）。

前項に定める期間は、違法行為の発生日から計算する。違法行為が連続又は継続状態にある場合は、行為の終了日から計算する（第36条第2項）。

ケ 遡及処罰の禁止等

行政処罰を実施するときは、違法行為発生時の法律、法規、規則の規定を適用する。但し、行政処罰決定を下すときに、法律、法規、規則がすでに改正又は廃止されており、かつ新たな規定において処罰が比較的軽く、又は違法と認定されないときは、新たな規定を適用する（第37条）。

コ 行政処罰の無効

行政処罰に根拠がなく、又は実施主体が行政主体資格を有しないときは、行政処罰は無効である（第38条第1項）。

法定手続違反が重大かつ明らかな違法を構成するときは、行政処罰は無効である（第38条第2項）。

サ 情報公開

行政処罰の実施機関、立件根拠、実施手続及び救済ルート等の情報は公示しなければならない（第39条）。

一定の社会的影響のある行政処罰の決定は、法により公開しなければならない（第48条第1項）。

公開した行政処罰決定が法により変更され、取り消され、違法と確認され、又は無効と確認された場合は、行政機関は、3日以内に行政処罰決定情報を撤回し、かつ理由を公開で説明しなければならない（第48条第2項）。

シ 監視装置

行政機関が法律、行政法規の規定により電子技術監視装置を利用して違法事実を収集し、固定する場合は、法制審査及び技術審査を経て、電子技術監視装置の標準適合性、設置の合理性、標識の顕著性を確保しなければならない、設置場所を社会に公表しなければならない（第41条第1項）。

電子技術監視装置による違法事実の記録は、真実、明瞭、完全、正確でなければならない。行政機関は、記録の内容が要求を満たしているか否かを審査しなければならない、審査をしていない場合又は審査の結果、要求を満たしていない場合は、行政処罰の根拠としてはならない（第41条第2項）。

行政機関は、当事者に違法事実を遅延なく告知し、かつ情報化手段又はその他の措置を講じて、当事者の照会、陳述及び弁明のために便宜を図らなければならない。当事者の享有する陳述権、弁明権を制限し、又は実質的に制限してはならない（第41条第3項）。

ス 回避、忌避

法律執行者は、事件との間に直接の利害関係又はその他の関係があり、公正な法律執行に影響が及ぶ可能性があるときは、回避しなければならない（第43条第1項）。

当事者は、法律執行者に事件との間に直接の利害関係又はその他の関係があり、公正な法律執行に影響が及ぶ可能性があると考えるときは、忌避を申し立てる権利を有する（第43条第2項）。

当事者から忌避の申し立てがあったときは、行政機関は、法により審査しなければならない、決定は行政機関の責任者が下す。決定を下す前においても、調査は停止しない（第43条第3項）。

セ 証拠規則

証拠は、調査の結果事実であることが証明された場合に限り、事件の事実認定の根拠とすることができる（第46条第2項）。

不法な手段により取得した証拠は、事件の事実認定の根拠としてはならない（第46条第3項）。

ソ 全過程の記録

行政機関は、法により、文字、音声映像等の形式により、行政処罰の開始、調査、証拠の調査取得、審査、決定、送達、執行等につき、全過程の記録を行い、ファイルとして保存しなければならない（第47条）。

タ 行政処罰決定の期限

行政機関は、行政処罰事件立件の日から、90日以内に行政処罰決定を下さなければならない。法律、法規、規則に別段の定めがあるときは、その定めによる（第60条）。

チ 決定書の送付

行政処罰決定書は、宣告後、その場で当事者に交付しなければならない、当事者がその場にいない場合は、行政機関は7日以内に民訴法の関連規定により、行政処罰決定書を当事者に送達しなければならない（第61条第1項）。

当事者が同意し、かつ確認書を締結した時は、行政機関は、ファクシミリ、電子メール等の方式を採用して、行政処罰の決定書等を当事者に送達することができる（第61条第2項）。

ツ 権利の告知

行政機関は、次に掲げる行政処罰決定を下すことを予定する場合は、当事者に聴聞を請求する権利があることを告知しなければならない、当事者が聴聞を請求したときは、行政機関は、聴聞を組織しなければならない（第63条第1項）。

- ① 金額の比較的大きい過料
- ② 金額の比較的大きい違法所得の没収、価値の比較的高い不法財物の没収
- ③ 資質等級の引き下げ、許可証書の取り上げ
- ④ 生産停止、営業停止、閉鎖、従業停止の命令
- ⑤ その他の比較的重い行政処罰
- ⑥ 法律、法規、規則に定めるその他の状況

当事者は、行政機関が組織する聴聞の費用を負担しない（第63条第2項）。

テ 聴聞手続

聴聞は以下の手続により組織しなければならない（第64条）。

- ① 当事者が聴聞を請求する場合は、行政機関の告知後5日以内に提出しなければならない。
- ② 行政機関は聴聞を行う7日前までに、当事者及び関係者に聴聞の期日、場所を通知しなければならない。
- ③ 国家秘密、営業秘密又はプライバシーに係り、法により秘密を保持するものを除き、聴聞は公開で行わなければならない。
- ④ 聴聞は行政機関の指定する事件の調査者以外の者が主宰する。当事者は主宰者が事件と直接の利害関係を有すると認める場合は、回避を請求する権利を有する。
- ⑤ 当事者は自ら聴聞に参加することができ、また、1人又は2人の代理人に委託することができる。
- ⑥ 当事者及びその代理人が正当な理由なく聴聞への出席を拒否し、又は許可なく聴聞を途中退出した場合は、聴聞の権利を放棄したものとみなし、行政機関は聴聞を打ち切る。
- ⑦ 聴聞を行う際に、聴聞者は、当事者の違法事実、証拠及び行政処罰案を提出し、当事者は弁明及び証拠に対する質疑を行う。
- ⑧ 聴聞については記録を作成しなければならない。記録は当事者又はその代理人に交付し、誤りがないうことを確認した上で署名又は捺印させなければならない。当事者又はその代理人が署名又は捺印を拒否したときは、聴聞の主宰者がその旨を記録に注記する。

ト 不服審査と執行

当事者が行政処罰決定を不服として、行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起した場合も、行政処罰の執行は停止しない。法律に別段の定めがある場合はこの限りではない（第73条第1項）。

当事者は、人身の自由を制限する行政処罰決定を不服として、行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起する場合は、決定を下した機関に執行の一時猶予を申し立てることができる。法律に定める状況に合致するときは、執行を一時猶予しなければならない（第73条第2項）。

当事者が行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起した場合、追加する過料の金額は、行政不服審査又は行政訴訟の期間について計算しない（第 73 条第 3 項）。

(2) 反外国制裁法¹²

ア 総論

近年、ウイグルの人権問題等を理由とした制裁法令が欧米を中心に制定されているところ、中国公民や組織に対する差別的措置や内政干渉に対する報復法令として、2021 年 6 月 10 日より、「反外国制裁法」が施行されている。本法は、報復措置の要件が抽象的で、規制対象の人的範囲も広く、罪刑法定主義からの問題点が指摘されている。

イ 法的性質

中国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、本法の規定の他に、関連する法律、行政法規、部門規則によってその他の必要な報復措置を講じることができる（第 13 条第 1 項）と規定されており、商務部が先だって公布した「信頼できないエンティティ・リスト¹³」及び「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法¹⁴」の根拠規定になると考えられている。

ウ 制裁対象行為

外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する（第 3 条第 2 項）。

しかし、信頼できないエンティティ・リスト」及び「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法」と異なり、考慮要素が規定されていない。

エ 制裁対象の個人及び組織

国务院の関係部門は本法第 3 条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、或いは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる（第 4 条）。

本法第 4 条の規定に基づいて報復リストに加えた個人、組織の他に、国务院の関係部門はさらに以下の個人、組織に対して報復措置を講じることができる（第 5 条）。

- ① 報復リストに加えた個人の配偶者と直系親族；
- ② 報復リストに加えた組織の高級管理職員或いは実質支配者；
- ③ 報復リストに加えた個人が高級管理職員を担当する組織；
- ④ 報復リストに加えた個人と組織が実質的に支配する、或いは設立、運営に関与する組織。

オ 制裁措置

国务院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第 4 条、第 5 条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つ或いは複数の措置を講じることができる（第 6 条）。

- ① ビザを発行しない、入国禁止、ビザ取消、或いは国外追放；
- ② 中国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結；
- ③ 中国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止或いは制限；
- ④ その他の必要な措置。

¹² 中国語：反外国制裁法（<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/d4a714d5813c4ad2ac54a5f0f78a5270.shtml>）

¹³ 中国語：不可靠实体清单规定（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/202009/20200903002593.shtml>）

¹⁴ 中国語：阻断外国法律与措施不当域外适用办法（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202101/20210103029710.shtml>）

カ 制裁手続

国务院関連部門が下した報復リスト及び反制裁措置に関する決定は、最終決定であり、不服審査や行政訴訟を提起することができない（第7条）。

制裁措置を講じる根拠となる状況に変化が生じたことにより、関連する対抗措置を一時停止、変更或いは取り消すことが必要な場合、国务院の關係部門により実施することができる（第8条）。

対抗リストと対抗措置の確定、一時停止、変更或いは取消の命令の公布については、外交部或いは国务院のその他の關係部門が行う（第9条）。

国家は対抗メカニズムを設立し、対抗メカニズムは関連業務の協調・協力の責任を負うと規定されている（第10条）。

キ 法的責任

義務に違反した組織及び個人に対して、国务院関連部門は、法によって処理し、関連業務の従事を制限し又は禁止することができる（第11条）。

いかなる組織と個人も全て、外国国家が我が国の公民、組織に対して講じた差別的規制措置を実行、或いは実行に協力してはならない（第12条第1項）。

義務に違反し、中国の公民、組織の合法的権益を侵害した場合、人民法院により、差し止め及び損害賠償を命じられる場合がある（第12条第2項）。

いかなる組織及び個人も、反制裁措置を実施せず、又は協力しない場合、法的責任を追及される（第14条）。

3. 外国投資家の投資の透明性に関する法律法規

(1) 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）¹⁵

- 中国の外資規制では、かつては、商務部と国家發展改革委員会が「外商投資産業指導目録」を数年に一度出しており、奨励類、制限類、禁止類が含まれていたが、2017年版の「外商投資産業指導目録」において、制限類と禁止類が「外商投資参入特別管理措置」というネガティブリストに整理された。
- 今回、2021年版に更新されている（2021年12月27日公布、2022年1月1日施行）。対象項目がさらに2項目削除され、これまで50:50での合弁を要求され、かつ1つのメーカーが2社までしか設立できなかった自動車製造会社が独資にて設立が可能となった。

2021年度版で追加・変更された記載を**赤色下線部**で、削除された記載を**青色取消線**で次のとおり示す。

No.	特別管理措置
一. 農業、林業、牧畜業、漁業	
1	小麦の新品種の選択育成と種子の生産は中国側が 34% を下回らないこと。トウモロコシの新品種の選択育成と種子の生産は中国側が マジョリティ 。
2	中国に稀有・特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業水産業の優良遺伝子を含む）への投資は禁止。
3	農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択育成及びその遺伝子組換種子（苗）の生産への投資は禁止。
4	中国管轄海域及び内陸水域での漁獲への投資禁止。
二. 採鉱業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘及び選鉱への投資禁止。
三. 製造業	

¹⁵ 中国語：外商投資准入特別管理措施(负面清单)（2021年版）

(https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310020.html?code=&state=123)

No.	特別管理措置
6	出版物の印刷は中国側がマジョリティ。
7	漢方煎じ薬の調製技術の応用並びに漢方製剤の秘伝処方製品製造への投資禁止。
8	専用車、新エネルギー車、商用車を除き、完成車製造の中国側の出資比率は 50%を下回らないこと。1社の外国企業は、同種の完成車を製造する合弁企業を2社まで設立可能。2022年に乗用車製造の外資出資比率制限及び1社の外資による、同種の完成車製造合弁企業を2社までとする制限を撤廃する。）
9	衛星テレビ放送の地上受信設備及びその主要部品の製造（への制限）。
四. 電力、熱エネルギー、ガス及び水の供給業	
8	原子力発電所の建設、経営は中国側がマジョリティ。
五. 卸売・小売業	
9	タバコ製品 ¹⁶ の卸売、小売への投資禁止。
六. 交通運輸・倉庫・郵政業	
10	国内水上運輸は中国側がマジョリティ。
11	公共航空会社は中国側がマジョリティ、かつ1社の外資及びその関連会社の出資比率は25%を超えず、法定代表者は中国籍とする。ゼネラル・アビエーションの法定代表者は中国籍とし、農林漁業用のゼネラル・アビエーションは合弁に限り、その他のゼネラル・アビエーションは中国側がマジョリティ。
12	民間用空港の建設、経営は中国側が相対的マジョリティ。外資側は、管制塔の建設、運営には関与してはならない。
13	郵便会社、信書の国内宅配業務への投資禁止。
七. 情報通信、ソフトウェア・技術サービス業	
14	電信会社について、中国のWTO加盟時に開放を約した電信業務に限る。付加価値電信業務の外資出資比率は50%を超えない（電子商務、国内多当事者間通信、データ保存・転送、コールセンターを除く）。基礎電信業務は中国側がマジョリティ。
15	インターネットニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネット文化経営（音楽を除く）、インターネット公衆情報配信サービス（中国のWTO加盟時に開放を約した内容を除く）への投資禁止。
八. リース・ビジネスサービス業	
16	中国法律事務（中国の法環境の影響に関する情報提供を除く）への投資禁止。国内の法律事務所のパートナーになることができない。
17	市場調査は合弁に限る。ラジオ・テレビの視聴調査については中国側がマジョリティ。
18	社会調査への投資禁止。
九. 科学研究・技術サービス業	
19	ヒト幹細胞、遺伝子診断・治療技術の開発と応用への投資禁止。
20	人文社会科学機関への投資禁止。
21	地上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区域境界線測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省レベル以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域性の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質遠隔探査等の調査への投資禁止（鉱業権者が鉱業権の範囲内で実施する業務については、特別管理措置の制限を受けない。）。
十. 教育	

¹⁶ タバコの葉、紙巻タバコ、再乾燥したタバコの葉を含むとされる。

No.	特別管理措置
22	就学前教育、普通高校及び高等教育機関は中外合作に限り、かつ中国側が主導する（校長又は主要な管理責任者は中国国籍を有するものとし、理事会・董事会・連合管理委員会の中国側構成員は2分の1を下回らないこと）。
23	義務教育機関、宗教教育機関への投資禁止。
十一．衛生・社会事業	
24	医療機関は合弁に限る。
十二．文化・体育・娯楽業	
25	報道機関（通信社を含むがそれに限らない）への投資禁止。
26	書籍、新聞、定期刊行物、AV 製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資禁止。
27	各レベルのラジオ局、テレビ局、ラジオ・テレビチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク）への投資禁止。ラジオ・テレビ・ビデオオンデマンド業務及び衛星放送地上受信設備の設置サービスへの従事禁止。
28	ラジオ・テレビ番組の制作・運営（輸入業務を含む）を行う会社への投資禁止。
29	映画の制作会社、配給会社、上映会社及び映画輸入業務への投資禁止。
30	文化財のオークション会社、文化財商店及び国有文化財博物館への投資禁止。
31	文芸公演団体への投資禁止。

(2) 自由貿易試験区の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）¹⁷

「自由貿易試験区の外商投資ネガティブリスト」も更新されている（2021年12月27日公布、2022年1月1日施行）。2021年版は2020年版と比較し、対象項目が30個から27個へ削減された。

今回の改正では、製造業への外資規制が無くなったほか、これまで合弁でしか行えなかった市場調査が独資で行えるようになり、禁止されていた社会調査への外資マイノリティ出資が認められることになった。

2021 年度版で追加・変更された記載を赤色下線部で、削除された記載を青色取消線で次のとおり示す。

No.	特別管理措置
一．農業、林業、牧畜業及び漁業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選抜育種及び種子の生産は、中国側の持分割合が34%を下回ってはならない。
2	中国で希少なものや中国固有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選抜育種及びその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
二．採鉱業	
4	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。（許可を得ず、レアアースのも鉱区に立ち入り鉱山地質に関する資料、鉱石サンプル及び生産工程技術を取得してはならない。）

¹⁷ 中国語：自由貿易試験区外商投資准入特別管理措施(负面清单)（2021 年版）
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310019.html

三、製造業	
5	専用車、新エネルギー車、商用車を除いて、完成車製造における中国側の持分割合は50%を下回ってはならず、同一の外国投資者は同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができる。2022年には乗用車を製造する外資持分比率の制限、及び同一の外国投資者は同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができるとの制限を廃止する。）
6	衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要部品の生産。
四、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産・供給業	
5	原子力発電所の建設及び経営は、中国側の持分支配とする。
五、卸売及び小売業	
6	葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
六、交通輸送、倉庫保管及び郵政業	
7	国内水上輸送業者は中国側の持分支配とする。（かつ、中国籍船舶又は船腹を経営又は賃借する等の方式により、形を変えて国内水上輸送業務及びその補助業務を経営してはならない。水上輸送経営者は、外国籍船舶を使用して国内水上輸送の業務を経営してはならないが、中国政府の認可を受け、国内で申請する輸送上の要求を満たしていない中国籍船舶で、船舶が停泊する港又は水域が、対外開放された港若しくは水域である場合は、水上輸送経営者は中国政府の規定する期間又は航行の範囲において、一時的に外国籍船舶を用いて中国の港間の海上輸送及び曳航を経営することができる。）
8	公共航空輸送業者は中国側の持分支配とし、かつ外国投資者及びその関連会社による投資割合は25%を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。（中国の公共航空輸送業者に限り、国内航空サービスを営営することができるが、かつ中国の指定キャリアーとして定期及び不定期の国際航空サービスを提供することができる。）。汎用航空業者の法定代表者は中国国籍保有者でなければならないが、農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は中国側の持分支配に限る。（国内航空サービスを営営できるのは中国の公共航空運送企業のみ、かつ中国が指定した運送業者として定期と不定期の国際航空サービスを提供する。）
9	民間用空港の建設、経営は中国側が相対的マジョリティ。 <u>外資側は、管制塔の建設、運営には関与してはならない。</u>
10	郵政事業者（及び郵政サービスの経営）、郵便物の国内配送業務への投資を禁止する。
七、情報伝達、ソフトウェア及びITサービス業	
11	電気通信業者：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電気通信業務の範囲に限り、付加価値電気通信業務は外資の割合が50%を超えてはならない（電子商取引、国内マルチ通信、データ保存転送、コールセンターを除く）。基礎電気通信業務は中国側の持分支配とする（かつ、経営者は法により設立された基礎電気通信業務に従事する専門業者でなければならない）。上海自由貿易試験区のものとの区域（28.8平方キロメートル）の試験運用政策を、全自由貿易試験区に拡大し、実施適用する。
12	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）、インターネットによる大衆向け情報発信サービス（これらのサービスのうち、中国がWTO加盟時に開放を承諾したものを除く）への投資を禁止する。
八、リース及びビジネスサービス業	
13	中国の法律に係る事務（中国の法的環境への影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなつてはならない。（外国の法律事務所は、代表機関の形をとって中国に進出することのみを認め、かつ中国の公認弁護士を雇用するこ

	とはできず、雇用する補助人員は当事者のために法律業務を提供してはならない。中国において代表機関を設立したり、代表を派遣して駐在させるにあたっては、中国の司法行政機関による許可を取得しなければならない。)
14	市場調査は合弁に限り、うち ラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。 社会調査は中国側の持分割合が67%を下回ってはならず、法定代表者は中国国籍を有していなければならない。
九. 科学研究及び技術サービス業	
15	人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発及び応用への投資を禁止する。
16	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
17	大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図、立体地図及びナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。(鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて業務を展開する場合この特別管理措置に制限されない)
十. 教育	
18	就学前教育機関、普通後期中等教育機関及び高等教育機関は、中国と外国の提携による運営に限り、中国側主導〔校長又は主な事務責任者が中国国籍保有者（かつ中国国内に定住している者）で、理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員の割合が1/2を下回らない〕とする。(外国の教育機関、その他の組織又は個人は、単独で中国公民を主な対象として募集する学校及びその他の教育機関（非学制類の職業研修機構、学制類職業教育機構は含まない）を設立してはならないが、外国の教育機関は中国の教育機関と合作して、中国の公民を主な応募対象とする教育機関を開設することができる。
19	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十一. 衛生及び社会サービス	
20	医療機関は合弁に限る。
十二. 文化、スポーツ及び娯楽産業	
21	報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止する。(外国の報道機関が中国国内に常駐報道機関を設立し、中国に記者を派遣して常駐させる場合、中国政府の認可を取得しなければならない。外国の通信社が中国国内で報道のサービス業務を提供するには、中国政府による審査認可を取得しなければならない。中国と外国の報道機関が業務提携する場合は、中国側主導とし、かつ中国政府の認可を取得しなければならない。)
22	書籍、新聞、定期刊行物、映像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。(但し、中国政府の認可を取得し、提携における中国側の経営主導権及びコンテンツの最終審査権を確保し、中国政府による認可回答のその他の条件を遵守することを前提に、中国と外国が提携する出版業者は、報道出版について中国と外国による提携により出版事業を行うことができる。中国政府の認可を取得せずに、中国国内で金融情報サービスを提供することは禁止する。)
23	各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのオンデマンド業務及び衛星テレビ・ラジオの地上受信

	施設の設置業務への従事を禁止する。(国外の衛星チャンネルの受信には審査認可制度を 実行する。)
24	ラジオ・テレビ番組制作の経営(輸入業務を含む)事業者への投資を禁止する。[国外の 映画・テレビドラマの輸入及び衛星伝送方式によるその他の国外テレビ番組の国内への 持込みは、ラジオ・テレビ総局の指定する事業者により申請する。中国と外国の提携に よるテレビドラマ(テレビアニメ作品を含む)の制作には許可制度を実行する。]
25	映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者及び映画の輸入業務への投資を禁止す る。(但し認可を取得したものについては、中国と外国の企業が提携して映画を撮影・制 作することを認める。)
26	文物の競売を行う競売業者、文物を扱う商店及び国有の文物を扱う博物館への投資を禁 止する。(移動を禁ずる文物及び国が国外への持出しを禁止している文物の譲渡、抵当権 の設定、外国人への賃貸を禁止する。非物質文化遺産調査機関を設立・経営することを 禁止する。国外の組織又は個人が中国国内で非物質文化遺産調査及び考古調査、探査、 発掘するにあたっては、中国との提携の形式をとり、特別審査認可を受けて許可を取得 しなければならない。)
27	文芸公演団体は、中国側の持分支配とする。

(3) 海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)¹⁸

2020年6月10日より、「海南自由貿易港法¹⁹」が施行されており、海南自由貿易港は外商投資に対し、参入前の国民待遇とネガティブリストによる管理制度を行うと規定している(第19条)。

そして、2021年2月1日より、「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」が施行されており、全国版及び自由貿易区のネガティブリストと比べると、付加価値電信業務、インフラ電信業務、高等教育の分野で外資への開放が進んでいる。

(4) 自由貿易試験区における貿易投資便利化改革刷新の推進に関する若干措置の通知²⁰

2021年8月2日、「自由貿易試験区における貿易投資便利化改革刷新の推進に関する若干措置の通知」が公表され、自由貿易試験区の貿易投資の円滑化を推進するための措置を取り上げている。

具体的には、香港、マカオの投資開放度の拡大、国際登記船舶法定検査、金融サービスや税制政策、医薬製品輸入の簡便化、先物取引、知的財産の証券化、ネットゲーム、輸送管理の効率化、土地資源の配置効率の向上、仲裁司法審査の改善等を取り上げている。

各地区、各部門が各項目の改革措置の手續と要求を実行し、制定することが必要な具体的な意見、弁法、細則、計画は、文書発行の日から1年以内に完成させなければならないとし、各地区、各自由貿易試験区に主体的な責任を負わせている。

¹⁸ 中国語：海南自由貿易港外商投資准入特別管理措施(負面清單)(2020年版)

(<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/P020210101145786408896.pdf>)

¹⁹ 中国語：海南自由貿易港法 (http://www.gov.cn/xinwen/2021-06/11/content_5616929.htm)

²⁰ 中国語：国务院印发关于推进自由贸易试验区贸易投资便利化改革创新若干措施的通知
(http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-09/03/content_5635110.htm)

貿易権

（１）2017年版不正貿易報告書 P.22 について、＜最近の動き＞の最終段階、「我が国としては、米中両国の動向に留意しつつ、中国の関連法制度の改正動向や施行状況等を注視するとともに」という記載部分に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

1. 新型オフショア国際貿易の発展に関する問題の対応の通知²¹

2022年1月24日から、「新型オフショア国際貿易の発展に関する問題の対応の通知」が施行されている。銀行の金融サービスの合理化を推進し、誠実で信義を重んじる企業が真実で合法的なオフショア国際貿易を展開するため、国境を越えた資金決算の利便性を提供するとしている。

本通知の「新型オフショア国際貿易」とは、中国居住者と非居住者の間の取引に関連する貨物が中国の国境に入らず、又は中国の税関統計に入らない貿易をいい、オフショアのスイッチ売買、グローバル調達、国外への加工委託、工事を請け負い国外で貨物を購入すること等を含むがそれに限られないと定めている（第1条）。

銀行は、新型オフショア国際貿易の特徴に応じて、業務規範を制定し、内部管理を整備し、顧客分類を実施し、サービスレベルの向上をさせなければならないとし、新型オフショア国際貿易の内部統制制度（DDの実施、業務審査の合理化、監督管理等）を整備することや、新型オフショア国際貿易の顧客の身分とビジネスモデルを精確に把握し顧客の信用状況、法令遵守レベルとリスク管理能力等に応じて、内部的な顧客リスクレベル評価を実施し、顧客主体、業務の性質と関連取引について一貫した審査を行うことを定めている（第2条）。

この他、取引書類の審査方法（第3条）、国際収支統計申告と人民元の越境受け払い情報管理システムへのデータ申告（第4条）、同一取引を同一銀行で同一通貨を行う原則（第5条）、背景審査やリスク予防の強化（第6条）等を定めており、オフショアの国際貿易への管理が強化されている。

2. 対外貿易経営者届出登記弁法²²（2021修订）

2022年5月10日から、「対外貿易経営者届出登記弁法」が改正されており、対外貿易経営者が現地の届出登記機関で届出登記を行う場合に必要な資料から、「外商投資企業許可証書のコピー」が削除された。

輸出制限措置

（１）①輸出管理法、②信頼できないエンティティ・リストについて、新たな動向等があれば調査・報告ください。

1. 両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト

「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト」に掲載されている貨物を輸出する際には、「両用品目及び技術輸出入許可証管理規則」に従って商務部に許可申請し、「両用品技術輸出入許可証」を取得する必要がある。

2022年1月1日より、新しい「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト²³」が施行されている。なお、2021年4月28日、「両用品目輸出管理内部コンプライアンス指南²⁴」が公表されており、輸出管理に関する内部コンプライアンスにおけるポリシー表明、組織機構の構築、リスク評価、審査手続の確立、応急措置の制定、教育訓練の実施、コンプライアンス監査、資料ファイルの保存、管理マニュ

²¹ 中国語：关于支持新型离岸国际贸易发展有关问题的通知（<https://www.safe.gov.cn/hubei/2021/1231/1731.html>）

²² 中国語：对外贸易经营者备案登记办法（<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202105/20210503062498.shtml>）

²³ 中国語：两用物项和技术进出口许可证管理目录

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202112/20211203233668.shtml>）

²⁴ 中国語：两用物项出口管制内部合规指南（<http://images.mofcom.gov.cn/aqvgzj/202104/20210428182950304.pdf>）

アルの編纂等について定めている。

2. 加工貿易禁止類商品目録の調整に関する公告²⁵

2021年6月15日から、加工貿易企業による紙製品の輸入（税目4801-4816）、紙製品の加工輸出（税目4801-4816）が加工貿易禁止類商品目録から外された。

3. レアアース管理条例（意見募集版）²⁶

(1) 概要

2021年1月15日、工業情報化部が「レアアース管理条例」についてパブリックコメントを募集している。

レアアース管理条例に関する説明において、国家の利益と戦略資源産業の安全を守ることが立法理由であることが記載されており、中国世界シェアの多数を占めるレアアースについて国家管理が強まる可能性がある。

(2) 適用範囲

中国国内でのレアアースの採掘、精製分離、金属精製、综合利用、製品流通等の活動に、本条例を適用する（第2条）。

(3) レアアースの定義

レアアースとは、ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、プロメチウム、サマリウム、ユーロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イットルビウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムなどの17元素の総称をいう（第28条）。

(4) プロジェクト審査

レアアース採掘プロジェクト又はレアアース精製分離の投資プロジェクトは、「企業投資プロジェクト審査及び届出管理条例」の規定に従い、審査手続を行う。審査を経ずにいかなる単位又は個人もレアアース採掘、レアアース精製分離を行う投資プロジェクトを行うことができない（第7条）

(5) 総量目標管理

国はレアアースの採掘、精製分離について総量目標管理を行う（第8条）。

(6) 禁止規定

いかなる単位又は個人も、違法に採掘、精製分離されたレアアース製品を販売、購入することができない（第11条）

(7) 追跡情報システム

国務院工業、情報化主管部門は、同国務院自然資源、税関、税務等部門と共同で、レアアース製品追跡情報システムを構築する（第14条）。

(8) 輸出管理

レアアース製品の輸出入企業は、対外貿易、輸出管理等の法律法規を遵守しなければならない（第15条）。

²⁵ 中国語：关于调整加工贸易禁止类商品目录的公告（<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/202106/20210603070389.shtml>）

²⁶ 中国語：稀土管理条例（征求意见稿）

（https://www.miit.gov.cn/gzcy/yjzj/art/2021/art_863f0f1671cf44b28e6ed8cb60eae7f6.html）

(9) 備蓄管理

国は、レアアース資源地とレアアース製品の戦略的備蓄を行う（第16条）。

(10) 罰則

違法な精製分離、違法販売等違法行為については、違法所得の没収と、違法所得の5倍以下の罰金等の罰則がある（第20条、第21条、第22条、第24条等）。この他、ブラックリスト制度も規定されている（第19条）。

4. 輸出管理情報ネットの開設

2021年12月30日、中国輸出管理情報ネット²⁷が開設され、輸出管理法に関する解説動画等が配信されている。

関税

（1）2021年度版不公正貿易報告書 P.20 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、現在適用されている関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。

2021年度版不公正貿易報告書 P.20 の＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率に変更はない。

1. 譲許品目の割合

2022年1月現在、WTOによれば中国の譲許品目の割合は全品目にわたり100%である。また、非農産品の平均譲許税率は9.1%、平均税率は10%であった²⁸。

2. 他の高関税の品目

2022年1月現在において、下の品目の最恵国税率は、以下のとおりである²⁹。

- ・ 写真用又は映画用材料（HSコード：37類）最高35%
- ・ 自動車（HSコード：8703）15%
- ・ TV（HSコード：852872）最高15%
- ・ カラーモニター（HSコード：85285910）20%
- ・ オートバイ（HSコード：8711）最高45%
- ・ プロジェクター（HSコード：900850）最高12%

2022年度、最恵国税率が25%を超える品目及びその税率は以下のとおりである³⁰。

2021年12月13日、国務院関税税則委員会は、「国務院関税税則委員会 2022年関税調整方案に関する通知³¹」を公表している。最恵国税率では、954項目の商品（関税割当額は含まない）について輸入暫定税率を実施している。2022年7月1日から、7項目の情報技術製品の輸入暫定税率が取り消される。

なお、2022年1月1日から、RCEPが、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム等10の国々に対して発効する。その中で、日本

²⁷ 中国語：中国出口管制信息网（<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/>）

²⁸ WTO ITC UNCTAD "World Tariff Profiles 2021" (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)（73頁）（2022年1月24日確認）

²⁹ 中華人民共和国輸出入税則（2021）（http://czj.cq.gov.cn/zwgk_268/cszc/202012/P020201231694960873112.pdf）

³⁰ 中華人民共和国輸出入税則（2021）（http://czj.cq.gov.cn/zwgk_268/cszc/202012/P020201231694960873112.pdf）

³¹ 中国語：国务院关税税则委员会关于2022年关税调整方案的通知（http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-12/15/content_5660939.htm）

と中国は関税引き下げを最初に実施する予定である。

税則税目	商品名 ³²	最 恵 国 税 率 (%)	2022 暫定 税率 (%) ³³
02021000	牛の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	25	
0210	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	25	
04100010	あなつばめの巣	25	
08022100	生鮮或いは乾燥した殻付きピターアーモンド	25	
08023100	生鮮のもの及び乾燥した殻付きくるみ	25	
08024	くり	25	20
08029200	生鮮或いは乾燥した殻抜き気松の実	25	10
08029910	生鮮或いは乾燥した銀杏	25	20
08042000	生鮮或いは乾燥したいちじく	30	
08044000	生鮮或いは乾燥したアボカド	25	7
08059000	その他生鮮或いは乾燥したかんきつ系の果物	30	
08071100	生鮮すいか	25	
08072000	生鮮パパイヤ	25	
08091000	生鮮あんず	25	
08102000	生鮮ベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	25	
08103000	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びゲーズベリー	25	
08104000	生鮮クランベリー、ビルベリー	30	15
08109010	生鮮ライチ	30	
0811	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	30	
08119090	冷凍アボカド	30	7
0812	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	最高 30	
0813	乾燥果実（第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	最高 25	15
08140000	かんきつ系の果物及びメロンの皮	25	
09019020	コーヒーを含有するコーヒー代用物	30	

³² 商品名称の日本語訳は、平成 29 年度報告の表記を援用している。

³³ 輸入商品暫定税率表（2022）（<http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-12/15/5660939/files/3cb2e604ab8b4d789dd4a429bc31580b.pdf>）（2022年1月24日確認）

1001	小麦及びメスリン	65	
10059000	種用以外のとうもろこし	65	
1006	米	最高 65	
11010000	小麦粉及びメスリン粉	65	
11022000	とうもろこし粉	40	
11029021	長粒種の米粉	40	
11029029	その他の米粉	40	
11031100	小麦のミール及びペレット	65	
11031300	とうもろこしのミール及びペレット	65	
11032010	小麦ペレット	65	

11042300	その他加工したとうもろこし	65	
11042910	その他加工した小麦	65	
12077099	その他メロンの種	30	
12129996	ステビア葉	30	
12129999	生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したその他食用に供する他関税品目番号にされていない果実の核及び仁その他の植物性生産品	30	
15162000	インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化し植物性油脂及びその分別物（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く）	25	
1517	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	最高 30	
1701	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）	50	
1702	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	最高 30	
20091200	冷凍してないもの（ブリックス値が 20 以下のものに限る。）	30	18
20091900	その他のオレンジジュース	30	18
2102	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	25	
22043000	その他のぶどう搾汁	30	
2205	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	65	14

2206	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	40	
2207	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかに問わない。）	最高 40	
2402	葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	25	
2403	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキスを及びエッセンス	57	
31021000	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	50	
31052000	鉍物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	50	
31053000	オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	50	
37032010	感光性の写真用の紙、板紙でロール状でない又は幅 610 ミリメートルのもの（露光してないものに限る。カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	35	
37039010	感光性の写真用の紙、板紙ロール状でない又は幅 610 ミリメートルのもの（露光してないものに限る。カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	35	
40117090	農業用又は林業用の車両及び機械に使用するゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。ヘリンボントレッドパターンを除く）	25	
40118091	建設用、鉍業用又は産業用の車両及び機械に使用するヘリンボントレッドパターンを除くゴム製の空気タイヤ又は類似トレッドパターンのゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。リム径が 61 センチメートル以下。）	25	
40118092	リム径が 24 インチ（60.96 センチメートル）とそれ以上のゴム製の空気タイヤ	25	17
40119090	リム径が 30 インチ（76.2 センチメートル）とそれ以上のゴム製の空気タイヤ	25	17
40122010	自動車用ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）	25	
40122090	その他用途のゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）	25	
5101	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	38	
51031010	羊毛のノイル	38	
5105	羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む）に限る。）	38	
52010000	未梳綿花	40	
52030000	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	40	
84082090	定格出力が 50km 以上の乗用車ディーゼルエンジン	25	20

8711	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	最高 45	
------	---	-------	--

（２）新型コロナウイルスの影響について、その対策として 2021 年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウィルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

2021 年は、新規の措置はない。

基準・認証制度（中国サイバーセキュリティ法）

（１）2021 年版不正貿易報告書 P.41 について、＜最近の動き＞における、「今後も関連法令の策定動向につき引き続き注視」という記載部分に関して、新たな動向があれば調査・報告ください（データセキュリティ法、個人情報保護法等）。

1. データセキュリティ法³⁴

2021年9月1日より、データ取扱活動を規制し、データのセキュリティを確保し、データの開発と利用を促進し、個人と組織の正当な権利と利益を保護し、国家の主権、セキュリティ及び開発の利益を保護するための法律として、「データセキュリティ法」が施行されている。

本法は、ビッグデータ戦略（第14条）や、データ技術研究と製品、産業システムの教育（第16条）、政務データの公開（第37条乃至第43条）等も定めており、データ分野における重要な法律となっている。

具体的なリストはまだ公表されていないが、重要データについて、国内保存義務（データローカライゼーション）や越境移転規制が定められており、自由なデータ流通への影響が懸念される。

(1) 適用範囲

本法は、中国国内でのデータ処理活動及びセキュリティ監督管理に適用される（第2条第1項）。

中国国外でのデータ処理活動が、国家安全、公共の利益、又は中国の市民又は組織の正当な権利と利益を害する場合には、法律に従い法的責任を追及すると規定されている（第2条第2項）。

なお、国家秘密、個人情報や軍事データは、それぞれ「国家秘密保護法」、個人情報の関連法令（第53条）や中央軍事委員会が別途定める規定（第54条）に従うため、本法の適用範囲から除外されている。

(2) 定義

「データ」とは、電子的その他の方法による情報の記録をいう（第3条第1項）。

「データ処理」には、データの収集、保存、使用、加工、送信、提供及び公開を含む（第3条第2項）。

「データセキュリティ」とは、データが効果的な保護と合法的な利用の状態にあることを確保するために必要な手段を採ること及び継続的なセキュリティを確保する能力のことをいう（第3条第3項）。

³⁴ 中国語：数据安全法 (<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/7c9af12f51334a73b56d7938f99a788a.shtml>)

(3) 監督官庁の役割分担

「中央国家安全指導機構」をデータセキュリティに関する統括や政策制定部署として規定している（第5条）。

各地区、各部門は、当該地区、当該部門の業務において収集及び生成されたデータ及びデータセキュリティについて責任を負う（第6条第1項）。

国家インターネット情報部門は、本法及び関連法令、行政法規の規定に基づき、サイバーセキュリティ及び関連する監督管理業務の統一的な調整を行う（第6条第4項）。

(4) データの種別級別保護制度

国は、データの種別級別保護制度を構築するとしている。等級の基準は、経済社会の発展における重要度、若しくは改ざん、破壊、漏洩或いは不法取得、不法利用された場合、国の安全、公共の利益或いは公民、組織の合法的な権益への危害の程度によると規定されている（第21条）。

また、国のデータセキュリティ業務調整機構は、関連部門を統括して、「重要データリスト」を制定し、データの保護を強化するとしている（第21条第1項）

さらに、国家安全、国民経済のライフライン、重要な国民生活及び重大な公共利益等のデータは、「国家核心データ」に属し、より厳格な管理制度を行うとしている（第21条第2項）。

各地、各部門は、データの種別級別保護制度に基づき、その地区、その部門及び関連業界、領域の重要データの具体的な目録を確定し、リストに列挙されたデータに対して重点的な保護を行わなければならない（第21条第3項）

(5) データセキュリティ制度

第3章では、データセキュリティ制度を規定しており、以下のような規定を定めている。国家安全審査や輸出管理、報復措置規定を定めており、データ管理を強める規定が定められている。

- ・ 国は、集約的かつ統一的で、効果的かつ権威あるデータセキュリティリスクの評価、報告、情報共有、監視警戒体制を構築する（第22条）。
- ・ 国は、データセキュリティの緊急対応体制を構築する。データセキュリティインシデントが発生した場合、関連主管部門は法律に従い緊急対応策を発動し、相応の応急措置を採り、危害の拡大を防止し、セキュリティへの潜在的な危険を取り除き、すみやかに社会に対して公衆に関連する警告情報を公表しなければならない（第23条）。
- ・ 国は、データセキュリティ審査制度を構築し、国家の安全に影響する又は影響する可能性のあるデータ処理活動に対して国家安全審査を行う（第24条）。
- ・ 国は、国家の安全と利益を守り、国際義務を履行することに関連する規制品目のデータについて、法に従い輸出管理を行う（第25条）。
- ・ 中国への差別的な禁止、制限又はその他類似する措置に対して、中国は状況に応じてその国家又は地区に対等な措置を採ることができる（第26条）。

(6) データセキュリティ保護義務

第4章では、データセキュリティ保護義務を規定しており、以下のような規定を定めている。

- ・ データの取扱活動は、法律、法規の規定に従い、全てのフローにおいて健全なデータセキュリティ制度を構築しなければならない。組織はデータセキュリティの教育訓練を行い、相応の技術的措置とその他の必要措置を採り、データセキュリティを保障しなければならない。インターネット等の情報ネットワークを利用したデータ取扱活動は、サイバーセキュリティ等級保護制度を基礎として、上述のデータセキュリティ保護義務を履行しなければならない（第27条第1項）。
- ・ 重要データ取扱者は、データセキュリティの責任者と管理機構を明確にして、データセキュリティ保護責任を果たさなければならない（第27条第2項）。

- ・ データ取扱活動は、リスク評価を強化しなければならず、データのセキュリティの欠陥やセキュリティホール等のリスクが発見された場合には、直ちに対応措置を採らなければならず、データセキュリティインシデントが発生した場合は、直ちに措置を採り、規定に従い適時にユーザー及び関連主管部門に報告しなければならない（第29条）。
- ・ 重要データ取扱者は規定に従い、そのデータ取扱活動に対して定期的にリスク評価を行い、関連主管部門にリスク評価の報告を提出しなければならない（第30条）。
- ・ 重要情報インフラの運営者が、中国国内で運営中に収集し生じた重要データの越境移転のセキュリティ管理には、サイバーセキュリティ法の規定を適用する。その他のデータ取扱者が、中国国内において運営中に収集し生じた重要データの越境移転のセキュリティ管理方法は、国家インターネット情報部門と国务院関連機関が共同で制定する（第31条）。
- ・ データ取引仲介サービスを提供する事業者は、データ提供者にデータの情報源の説明を求め、取引者双方の身分確認をし、審査と取引の記録を残さなければならない（第33条）。

(7) 罰則

第6章では、本法に違反する場合、違反した個人、組織又は組織の責任者に対し、罰金、没収、警告、是正命令や営業許可取り消し等の罰則が定められている（第45条、第46条等）他、以下のような規定が定められている。

- ・ 関連主管部門がデータセキュリティの監督管理の職務を履行している際、データ処理活動に比較的大きなセキュリティリスクを発見した場合、関連組織や個人に対し、事情聴取を行い、かつ改善措置や潜在的リスクの除去を要求することができる（第44条）。
- ・ 本法に違反し他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負う（第52条第1項）。
- ・ 本法に違反し、治安管理者の違反となる場合、法に従い治安管理者に処罰を与え、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する（第52条第2項）。

2. 個人情報保護法³⁵

2021年11月1日より、「個人情報保護法」が施行されている。本法は、GDPRに類似する域外適用規定や国内保存義務（データローカライゼーション）、越境移転規制を定めており、日本企業への影響も大きい。

本法は、全8章第74条からなり、適用範囲、個人情報取扱の原則、個人情報の越境提供に関する安全評価、個人情報取扱における個人の権利及び取扱者の義務等の内容を規定している。

(1) 個人情報の定義

「個人情報」とは、電子的又はその他の方法をもって記録された、既に識別され、又は識別しうる自然人に関する各種の情報をいい、匿名化処理された後の情報を含まない（第4条第1項）。

「個人情報の取扱い」には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等が含まれる（第4条第2項）。

(2) 適用範囲

・ 中国国外において、中国国内の自然人の個人情報を取り扱う活動の場合であって、以下のいずれかに該当するときは、本法を適用するとし、域外適用を規定している。

- ① 中国国内の自然人への商品・役務の提供を目的としている場合
- ② 中国国内の自然人の行為を分析又は評価する場合

³⁵ 中国語：个人信息保护法 (<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml>)

③ 法律及び行政法規の定めるその他の場合

域外適用がある場合、中国国外の個人情報取扱者は、中国国内で専門機構を設立し、又は代表者を指定して個人情報保護に関連する事務の取扱いについて責任を負わせ、かつ、当該機構の名称又は代表の氏名、連絡先等を個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない（第53条）。

(3) 個人情報取扱いの重要原則

第1章では、個人情報取扱者が、個人情報を取り扱う際に適用される以下のような重要原則を定めている。

- ・ 合法、正当、必要と信義誠実の原則を遵守し、誤導、詐欺、脅迫等の方法により個人情報を取り扱ってはならない（第5条）。
- ・ 明確かつ、合理的な目的があり、目的の最小限度の範囲に限る（第6条）。
- ・ 公開、透明の原則に従い、個人情報取扱規則を公開し、取扱目的、方法及び範囲を明示する（第7条）。
- ・ 個人情報の品質を保証するものとし、個人情報の不正確さ、不完全さによる個人権益への不利な影響を回避するものとする（第8条）。
- ・ 個人情報取扱者は、自らの個人情報の取扱活動に責任を持ち、必要な措置を講じ、取り扱う個人情報の安全性を保障しなければならない（第9条）。

(4) 個人情報取扱いの一般ルール

第2章では、以下のような個人情報取扱規則を定めている。

ア 一般規定

個人情報取扱者は、以下に列挙された場合のみ、個人情報を取り扱うことができる（第13条）。

- ① 個人の同意を取得している場合
- ② 個人を一方当事者とする契約の締結若しくは履行に必要な場合、又は法に基づき制定された就業規則及び法により締結された集団契約に従って人事管理を実施するために必要な場合
- ③ 法定の職責又は法定の義務の履行に必要な場合
- ④ 突発的な公衆衛生事件への対処又は緊急事態下において、自然人の生命、健康及び財産の安全の保護に必要な場合
- ⑤ 公共の利益のため、メディア報道、世論監督等の行為を実施するに際して、合理的な範囲内で個人情報を取扱う場合
- ⑥ 本法の規定に従って、個人が自ら公開し、又はその他の既に適法に公開されている個人情報を合理的な範囲内で処理する場合
- ⑦ 法律、行政法規に規定するその他の場合

イ 告知

個人情報取扱者は、個人情報の取扱前において、顕著な方法で明確かつ理解しやすい表現を用いて、次の各号に掲げる事項を真実のとおり、正確かつ完全に個人に告知しなければならない（第17条第1項）。

- ① 個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡先
- ② 個人情報の取扱目的、取扱方法並びに取り扱う個人情報の種類及び保存期間
- ③ 個人が本法に規定された権利を行使する方法及び手続
- ④ 法律又は行政法規に定めるその他の告知事項

前項に規定する事項に変更が生じた場合、当該変更箇所を個人に告知しなければならない（第17条第2項）。

個人情報取扱者は、個人情報取扱規則制定の方法を通じて第1項に定めた事項を告知するときは、取扱規則を開示し、かつ、閲覧及び保存の便宜を図らなければならない（第17条第3項）。

ウ 同意

個人の同意に基づいて個人情報を取扱う場合、かかる同意は個人が十分に情報を認識していることを前提に、任意かつ明確に行わなければならない。法律又は行政法規が、個人情報の取扱時における個人の個別同意又は書面による同意の取得義務を規定しているときは、当該規定によるものとする（第14条第1項）。

個人情報の取扱目的、取扱方法、又は取り扱う個人情報の種類に変更が生じたときは、改めて個人の同意を取得しなければならない（第14条第2項）。

エ 個人情報の取り扱い責任

個人情報の取扱い態様に応じて、以下のような異なる責任が規定されている。

- ・ 共同処理：2名以上の個人情報取扱者が、個人情報の取扱目的及び取扱方法を共同で決定するときは、各自の権利義務を取り決めなければならない。但し、当該取決めは、個人によるいずれか一方の個人情報取扱者に対する本法に規定された権利の行使に係る要求に影響を及ぼさないものとする（第20条第1項）。個人情報取扱者は、個人情報を共同で取り扱い、個人情報の権益を侵害して損害を生じさせたときは、法により連帯責任を負う（第20条第2項）。
- ・ 委託処理：個人情報取扱者が個人情報の取扱を他者に委託する場合、委託先との間で取扱目的、期限、取扱方法、個人情報の種類、保護措置及び双方の権利義務等を合意し、かつ委託先による個人情報取扱活動を監督しなければならない（第21条第1項）。委託先は合意に基づき個人情報の取扱を行い、合意された取扱目的、取扱方法等を超えて個人情報を取り扱ってはならない。委託契約が発効せず、無効となり、取り消され、又は終了した場合、委託先は、個人情報を個人情報取扱者に返還し又は削除しなければならない、引続き保持してはならない（第21条第2項）。委託先は、個人情報取扱者の同意を経ずに、個人情報の取扱を他人に再委託してはならない（第21条第3項）。
- ・ 第三者提供：個人情報取扱者は、自らが取り扱う個人情報を他の個人情報取扱者に提供する場合、提供先の名称又は氏名、連絡先、取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類を当該個人に告知し、かつ、当該個人の個別同意を取得しなければならない。提供先は、当該取扱目的、取扱方法、個人情報の種類等の範囲において個人情報を取り扱わなければならない。提供先が当初の取扱目的又は取扱方法を変更する場合、本法の規定に従い、改めて当該個人の同意を取得しなければならない（第23条）。

(5) センシティブ個人情報

センシティブ個人情報に対して、以下のようなより厳しい規制が定められている。

- ・ センシティブ個人情報を取扱うに当たっては、個人の個別同意を取得しなければならない。法律又は行政法規がセンシティブ個人情報の取扱時における書面の同意の取得義務を規定しているときは、当該規定に従うものとする（第29条）。
- ・ 個人情報処理取扱者は、センシティブ個人情報を取り扱う場合、本法第17条第1項に規定する事項に加えて、センシティブ個人情報を取り扱う必要性及び個人の権益への影響を個人に告知しなければならない。但し、本法の規定により個人に対する告知が不要な場合を除く（第30条）。
- ・ 個人情報取扱者は、14歳未満の未成年者の個人情報を取り扱うときは、未成年者の父母又はその他の保護者の同意を得なければならない（第31条第1項）。個人情報取扱者は、14歳未満の未成年者の個人情報を取り扱う場合、個人情報の取扱いに関する特別な規則を設けなければならない（第31条第2項）。
- ・ 法律又は行政法規において、センシティブ個人情報の取扱について関連の行政許可の取得を義務付け、又はその他の制限を課す規定があるときは、当該規定に従うものとする（第32条）。

(6) 国外への提供

ア 個人情報取扱者の越境提供

個人情報取扱者は、業務等の必要性により、中国国外に向けて個人情報を提供しなければならない必要がある場合、次の各号のいずれかの条件を満たさなければならない（第38条第1項）。

- ① 本法第40条の規定に従って国家インターネット情報部門が手配したセキュリティ評価を経たこと
- ② 国家インターネット情報部門の規定に従って専門機構による個人情報保護認証を行ったこと
- ③ 国家インターネット情報部門が作成した標準契約に従って中国国外の提供先と契約を締結し、双方の権利義務を約定していること

イ 重要情報インフラ運営者及び大量個人情報取扱者による越境提供

重要情報インフラの運営者及び国家インターネット情報部門が定める数量以上の個人情報を取り扱う個人情報取扱者³⁶は、中国国内において収集及び生み出した個人情報を中国国内に保存しなければならない。中国国外に提供しなければならない必要がある場合には、国家インターネット情報部門によるセキュリティ評価を経なければならない（第40条）。

(7) 個人情報処理における個人の権利

個人に対して、以下のような権利が規定されている。

- ・ 知る権利、決定権、制限権、拒絶権（第44条）
- ・ 閲覧複製権（第45条）
- ・ 訂正補充権（第46条）
- ・ 削除権（第47条）
- ・ 取扱規則の解釈説明要求権（第48条）

(8) 個人情報処理者の義務

ア 安全管理措置

個人情報取扱者は個人情報の取扱目的、取扱方法、個人情報の種類並びに個人権益に対する影響及び存在する可能性があるセキュリティリスク等に基づき、次の措置を講じ、個人情報の取扱活動が法律及び行政法規の規定に適合することを確保し、かつ、不正アクセス及び個人情報の漏洩、改ざん及び紛失されることを防止しなければならない（第51条）。

(ア)内部管理制度及び運用規程を制定すること

(イ)個人情報の分類管理を行うこと

(ウ)相応の暗号化、非識別化等のセキュリティ技術措置を講じること

(エ)合理的に個人情報取扱の取扱権限を確定し、かつ定期的に従業員に対しセキュリティ教育及び訓練を行うこと

(オ)個人情報安全事件への緊急対応措置を制定し、実行すること

(カ)法律又は行政法規が規定するその他の措置

イ 責任者の指定

取り扱う個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報取扱活動及び講じている保護措置等に対する監督責任を負わなければならない（第52条第1項）。個人情報取扱者は個人情報保護責任者の連絡先等を公開し、

³⁶ 2021年11月14日に公表されている「ネットワークデータセキュリティ管理条例」の意見募集稿では、越境移転のセキュリティ評価義務が生じる場合として、「100万人以上」の個人情報のデータ取扱者が越境移転する場合等が定められている（第37条第2号）。

個人情報保護責任者の氏名と連絡先等を個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない（第52条第2項）。

ウ コンプライアンス監査

個人情報取扱者は、個人情報取扱の法律及び行政法規の規定に対する遵守状況について、定期的にコンプライアンス監査を行うものとする（第54条）。

エ 事前影響評価

次のいずれかの事由がある場合、個人情報取扱者は、個人情報保護影響について事前に評価を行い、かつ取扱状況を記録しなければならない（第55条）。

- ① センシティブ個人情報の取扱
- ② 個人情報を用いた自動意思決定³⁷の実施
- ③ 個人情報の取扱の委託、他の個人情報取扱者への個人情報の提供、個人情報の公開
- ④ 国外への個人情報の提供
- ⑤ その他の個人権益に重大な影響のある個人情報取扱活動

個人情報保護影響評価には、以下の内容を含まなければならない（第56条第1項）。

- ① 個人情報の取扱目的及び取扱方法等が合法、正当かつ必要か否か
- ② 個人権益への影響及びセキュリティリスク
- ③ 講じている保護措置が合法、有効かつリスクの程度に対応しているか

個人情報保護影響評価報告書及び取扱状況記録は、少なくとも3年間保存しなければならない（第56条第2項）。

オ インシデント対応

個人情報の漏洩、改ざん、紛失が発生し、又は発生したおそれがある場合、個人情報取扱者は直ちに救済措置を講じ、かつ個人情報保護職責履行部門及び個人に通知しなければならない。通知には、次の事項を含まなければならない（第57条第1項）。

- ① 個人情報の漏洩、改ざん、紛失の発生し、又は発生したおそれがある情報の種類、原因及び生じる可能性がある危害
- ② 個人情報取扱者が講じる救済措置及び個人が危害を軽減するために講じられる措置
- ③ 個人情報取扱者の連絡先

(9) 責任

個人情報保護法に違反した場合の責任として、以下のものが定められている。

① 行政責任

本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、又は個人情報の取扱いにあたって本法に規定された個人情報保護義務を履行しない場合、個人情報保護職責履行部門が是正を命じ、警告し、違法所得を没収し、個人情報を違法に取り扱うアプリケーションに対しては、サービスの提供を一時停止又は終了するように命じる。是正しない場合、100 万元以下の過料に処する。直接責任を負う主管人員及び直接の責任を負うその他の人員は、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する（第66条第1項）。

前項に規定する違法行為があり、情状が重い場合、省級以上の個人情報保護職責履行部門が是正を命じ、違法所得を没収し、5000 万元以下又は前年度の売上高の 100 分の5 以下の過料に処する。また、関連する業務を暫定的に停止し、又は業務を停止して整理するよう命じ、関係主管部門に通報して関係する業務の許可又は営業許可を取り消すことできる。直接責任を負う主管人員及び直接の

³⁷ 自動意思決定とは、個人の行為習慣、興味、嗜好又は経済、健康、信用状況等についてコンピュータプログラムを通じて自動的に分析、評価し、決定する活動をいう（第73条第1項第2号）。

責任を負うその他の人員は、10 万元以上 100 万元以下の過料に処し、一定期間、関連企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者に就任することの禁止を決定することができる（第66条第2項）。

本法に規定する違法行為が行われた場合、関係法律及び行政法規の規定に基づき信用ファイルに記載し、公示する（第67条）

② 民事責任

個人情報取扱者が、個人情報の取扱いにより個人情報の権益を侵害して損害をもたらし、自らの無過失を証明できない場合、損害賠償等の権利侵害責任を負う（第69条第1項）とされており、無過失の証明責任が個人情報の取扱者に転換されている。

また、多数の個人の権益を侵害した場合は、検察院や消費者団体、国家インターネット情報部門が定めた組織による公益訴訟が定められている（第70条）。

③ 刑事責任

本法の規定に違反し、治安管理中に違反する行為を構成する場合、法に基づき治安管理处罰を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する（第71条）。

3. 自動車データセキュリティ管理に関する若干規定（試行）³⁸

2021年10月1日より、コネクテッドカー、自動運転等において収集、利活用されるデータや個人情報等の取扱いについて定めた「自動車データセキュリティ管理に関する若干規定」が施行されている。

本規定では、自動運転等に利用される重要データの範囲を定義づけ、それらについて、国内保存義務（データローカライゼーション）と越境提供に関する規制を定めている（第11条）ため、日本の自動車産業への影響があると考えられる。下記のとおり、重要データの範囲を定めており、自動運転やEVに関するデータが定められている。

「重要データ」とは、一旦改ざん、破壊、漏洩、不正アクセス、不正利用された場合、国家安全、公共の利益又は個人・組織の合法権益に危害を与えるおそれがあるデータを意味し、以下のものが含まれる（第3条第6項）。

- ・ 軍事管理区域、国防科学工業単位、県級以上の党・政府機関等の重要かつ機微な場所の地理的情報、人の交通量、自動車の通行量等のデータ
- ・ 自動車交通量・物流等の経済状況を反映するデータ
- ・ 自動車充電ネットワーク運用データ
- ・ 顔認識データ、ナンバープレートデータ等の車外の映像・画像データ
- ・ 10万人を超える個人情報主体の個人情報
- ・ その他国のインターネット情報部門と國務院發展改革、工業情報化、公安、交通運輸等の関連部門が指定する、国の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的権益を脅かす可能性のあるその他のデータ

4. データローカライゼーションと越境移転規制

(1) 規制の動き

近年、重要データや個人情報の国内保存義務（データローカライゼーション）や越境移転規制を定め、国内にデータの囲い込みを図ろうとする動きが各国で見られている。

これらの規制は、外国企業が本国にデータを集約し管理している場合、これらの義務を履行するために、別のサーバーの設置やセキュリティ評価等の追加的な費用負担が発生することが予想される。

³⁸ 中国語：汽车数据安全若干规定（试行）（http://www.cac.gov.cn/2021-08/20/c_1631049984897667.htm）

内外無差別の規定ではあるが、国内でデータを集約管理している事業者に比べ、外国事業者が事実上不利な競争条件に置かれる懸念がある。

(2) 中国の規定

「サイバーセキュリティ法³⁹（第37条）」、「データセキュリティ法（第31条）」、「個人情報保護法（第38条、第39条、第40条）」、「自動車データセキュリティ管理に関する若干規定（第11条）」において、国内保存義務（データローカライゼーション）や、越境移転規制を規定している。

現在、この規制の適用対象は、重要情報インフラ運営者、重要データ越境移転者、大量個人情報取扱者に限定されているところ、重要データのリストは公開されておらず、大量個人情報取扱者の具体的な数量が定められていない。

そのため、引き続き下位法令の動向に注視する必要があるが、近時、下記の（3）、（4）のような下位法令の意見募集稿が公表されている。

(3) データ越境移転安全評価弁法（意見募集稿）⁴⁰

サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法の下位法令として、2021年10月29日に「データ越境移転安全評価弁法」の意見募集稿が公表されている。

越境移転のセキュリティ評価の報告義務が生じる場合を定めており、例えば、100万人に達する個人情報の取扱者が個人情報を越境移転する場合、累計で10万人以上の個人情報又は1万人以上のセンシティブ情報を越境移転する場合等が定められている（第4条第3号、第4号）。

その他、セキュリティ評価の事項（第5条）、報告に必要な資料（第6条）、越境移転先との契約内容（第9条）、セキュリティ評価の有効期限や再報告が必要な状況（第12条）等が規定されている。

(4) ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）⁴¹

同じく、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法の下位法令として、2021年11月14日に「ネットワークデータセキュリティ管理条例」の意見募集稿が公表されており、第5章で、データ越境移転セキュリティ管理について、詳細に規定している。

越境移転のセキュリティ評価義務が生じる場合を定めており、例えば、重要情報インフラ運営者や、100万人以上の個人情報のデータ取扱者が越境移転する場合等が定められている（第37条第2号）。

また、当該規定は、第73条第3号において、「重要データ」の定義について、ひとたび改ざん、破壊、漏洩あるいは違法に取得、違法に利用された場合に、国の安全・公共の利益に危害を及ぼすおそれのあるデータを指すとし、「輸出管理データ、輸出管理品目に関わる中核技術・設計構想・製造技工等に関連するデータ、及び国の安全・経済競争力に直接影響を与える暗号、生物、電子情報、人工知能等分野の科学技術成果データ」を例示している。

このため、越境移転が制限される重要データに、輸出管理、新興技術、科学技術に関するデータ等が広く含まれる可能性があり、輸出管理法令よりも広い範囲のデータが規制対象となる可能性がある。

その他、データ取扱者が越境移転する際に履行すべき義務（第39条）、毎年1月31日までの越境移転セキュリティ報告書の提出義務（第40条）、「データ越境移転セキュリティネット関⁴²」というサイバー空間の税関のようなものと思われる制度を構築すること（第41条）が記載されており、今後、サイバー空間でのデータの自由な国際流通への影響が懸念される。

³⁹ 中国語：网络安全法（http://www.cac.gov.cn/2016-11/07/c_1119867116.htm）

⁴⁰ 中国語：数据出境安全评估办法（征求意见稿）（http://www.cac.gov.cn/2021-10/29/c_1637102874600858.htm）

⁴¹ 中国語：网络数据安全条例（征求意见稿）（http://www.cac.gov.cn/2021-11/14/c_1638501991577898.htm）

⁴² 中国語：数据跨境全网关

5. 重要情報インフラ安全保護条例⁴³

サイバーセキュリティ法は、重要情報インフラ運営者に対して、国内保存義務（データローカライゼーション）や越境提供規制を定めている（サイバーセキュリティ法第37条）が、この重要情報インフラ運営者の定義等を定めるサイバーセキュリティ法の下位法令として、2021年9月1日より「重要情報インフラ安全保護条例」が施行されており、本条例は、以下のように、重要情報インフラの定義、認定、義務等を定めている。

(1) 重要情報インフラの定義

「重要情報インフラ」とは、公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科技工業等の重要な業界及び分野、並びにその他、機能が破壊され、喪失し、又はデータが漏洩すると、国の安全、国の経済と人民の生活、公共の利益に重大な危害をもたらすおそれがある重要なネットワーク施設、情報システム等をいう（第2条）。

(2) 重要情報インフラの認定

上記（1）に記載した重要な業界及び分野の主管部門、監督管理部門（以下「保護業務部門」という）は、重要情報インフラ安全保護業務の部門（第8条）として、本業界及び本分野の実状に基づき、重要情報インフラの認定規程を制定し、國務院公安部門に届出を行う（第9条第1項）。

認定規程を制定する際には、以下の要素を考慮しなければならない（第9条第2項）。

- ・ ネットワーク施設、情報システム等の本業界及び本分野における重要、核心的な業務に対する重要度
- ・ ネットワーク施設、情報システム等の機能が破壊され、喪失し、又はデータが漏洩する場合に発生した危害の程度
- ・ その他の業界及び分野への関連影響

保護業務部門は、制定された認定規程に基づき、本業界及び本分野における重要情報インフラを認定し、その認定結果を直ちに重要情報インフラ運営者に通知し、公安部門に報告しなければならない（第10条）。

(3) 重要情報インフラ運営者の義務

ア 運営者の義務

重要情報インフラ運営者は、本条例、関連法令、行政法規の規定及び国家基準における強制的な要求に基づき、ネットワーク安全等級保護に基づき、技術保護措置及びその他の必要な措置を講じて、サイバーセキュリティインシデントに対応し、サイバー攻撃及び違法犯罪活動を防止し、重要情報インフラの安全、安定な運行を保障し、データの安全性、秘密性及び使用可能性を保護しなければならない（第6条）。

イ 安全保護責任制度

重要情報インフラ運営者は、サイバーセキュリティ保護制度及び責任制度を構築、完備しなければならない。重要情報インフラ運営者の主要責任者は、重要情報インフラ安全保護について全体責任を負い、重要情報インフラ安全保護作業及び重大なサイバーセキュリティインシデントの対応作業をリードし、重大なサイバーセキュリティ問題の解決を統制する（第13条）。

ウ 専門の安全管理機構設置

重要情報インフラ運営者は、専門の安全管理機構を設置し、当該機構の責任者及び重職に対して安全上の背景審査を行わなければならない（第14条）。

⁴³ 中国語：关键信息基础设施安全保护条例 (http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/17/content_5631671.htm)

エ 専門の安全管理機構の職責

専門の安全管理機構は、本単位の重要情報インフラ安全保護作業について責任を負い、以下の職責を履行しなければならない（第15条）。

- ・ サイバーセキュリティの管理、評価制度を構築、完備し、重要情報インフラ安全保護計画を立てる。
- ・ サイバーセキュリティ防護能力を構築し、サイバーセキュリティに対するモニタリング、検査及リスク評価を行う。
- ・ 国家及び業界におけるサイバーセキュリティインシデント応急対策に基づき、本単位の応急対策を制定し、定期的に訓練を行い、サイバーセキュリティインシデントを処理する。
- ・ サイバーセキュリティにかかわる重要なポジションを認定し、サイバーセキュリティ作業の評価を行い、奨励及び処分措置について提案する。
- ・ サイバーセキュリティ教育、訓練を行う。
- ・ 個人情報及びデータの安全保護義務を履行し、個人情報及びデータの安全保護制度を構築、完備する。
- ・ 重要情報インフラの設計、構築、運行、メンテナンス等のサービスに対して安全管理を行う。
- ・ 規定に基づいてサイバーセキュリティインシデント及び重要事項を報告する。

オ 運用経費の保障、人員の配置

重要情報インフラ運営者は、専門の安全管理機構の運用経費、必要な人員配置を確保し、サイバーセキュリティ及び情報化関連の意思決定を行う際には、専門の安全管理機構の人員が参与しなければならない（第16条）。

カ 安全点検、リスク評価

重要情報インフラ運営者は、自ら又はサイバーセキュリティサービス機構に委託して、その重要情報インフラに対して毎年少なくとも1回のサイバーセキュリティ検査及びリスク評価を行い、発見されたセキュリティ問題を直ちに改善し、保護業務部門の要求に従いその状況を報告しなければならない（第17条）。

キ セキュリティインシデントの報告

重要情報インフラにおいて重大なサイバーセキュリティインシデントが発生し、又は、重大なサイバーセキュリティの脅威が発見された場合は、重要情報インフラ運営者は、関連規定に基づいて保護業務部門及び公安部門を報告しなければならない（第18条）。

ク 安全検査協力義務

重要情報インフラ運営者は、保護業務部門が実施する重要情報インフラに対するサイバーセキュリティ検査業務及び公安、国家安全、秘密保護管理、暗号管理等の行政部門が法により実施する重要情報インフラに対するサイバーセキュリティ検査業務に協力しなければならない（第28条）。

6. ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理規定⁴⁴

(1) 総論

2021年9月1日より、ネットワーク製品、サービスのセキュリティ脆弱性管理について定める規定として、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理規定が施行されている。

サイバーセキュリティ法では、ネットワーク製品、サービスにおけるセキュリティの脆弱性に関する定め（サイバーセキュリティ法第22条、第25条、第26条）を置いており、本規定は、これらの規定を具体化したものである。

⁴⁴ 中国語名：网络产品安全漏洞管理规定 (http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-07/14/content_5624965.htm)

(2) 規制対象の義務

ア 規制対象

本規定における規制対象は、中国国内のネットワーク製品（ハードウェアとソフトウェアを含む）提供者、ネットワーク運営者及びネットワーク製品のセキュリティ脆弱性の発見、収集、公開等の活動に従事する組織又は個人と定められており（第2条）、規制対象ごとに異なる規制を定めている。

イ 全ての組織、個人の義務

いかなる組織又は個人も、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性を利用してネットワークの安全を脅かす活動に従事し、又はそれに技術支持、広告宣伝、支払い決済等の援助を提供してはならず、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を不法に収集、売却、公開してはならない（第4条）。

ウ ネットワーク製品提供者の義務

① 情報収集、記録保存義務

脆弱性情報を収集するルートを構築・整備し、脆弱性情報を収集した記録を最低 6 か月間保存しなければならない（第5条）。

② 検証評価・通知義務

提供したネットワーク製品にセキュリティ脆弱性が存在することを発見した場合は、直ちに対策を講じ、セキュリティ脆弱性を検証し、その危害の程度と影響範囲を評価し、遅滞なく関連する川上製品の提供者に通知しなければならない（第7条第1項第1号）。

③ 報告義務

2 日以内に、工業情報化部ネットワークセキュリティリスクと脆弱性情報共有プラットフォームに対して、関連する脆弱性情報を報告しなければならない。報告の内容は、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性が存在する製品の名称、モデル、バージョンに加え、脆弱性の技術的特性、危険性、影響範囲を含まれる（第7条第1項第2号）。

④ 修復、告知、サポート対応義務

脆弱性を遅滞なく修復し、影響を受ける可能性のある製品使用者に対し、脆弱性のリスクと修復方法を遅滞なく告知し、併せて必要な技術サポートを提供しなければならない（第7条第1項第3号）。

エ ネットワーク運営者の義務

① 記録保存義務

脆弱性情報を受信するルートを構築・整備し、脆弱性情報を受信した記録を最低 6 か月間保存しなければならない（第5条）。

② 検証、修復対応義務

ネットワーク、情報システムとその設備にセキュリティ脆弱性が存在することを発見した場合は、直ちに対策を講じ、セキュリティ脆弱性を遅滞なく検証して修復しなければならない（第8条）。

(3) 脆弱性公開への要求

ネットワーク製品の脆弱性の発見、収集活動に従事する組織又は個人は、社会向けネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を公開する場合、以下を遵守しなければならない（第9条）。

- ・ ネットワーク製品提供者がネットワーク製品セキュリティ脆弱性に対する修復措置を提供する前に、脆弱性情報を公開してはならない（第9条第1号）。
- ・ ネットワーク運営者が使っているネットワーク、情報システムとその設備に存在するセキュリティ脆弱性の詳細を公開してはならない（第9条第2号）。

- ・ ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性の危害とリスクを故意に誇張してはならず、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を利用して悪意のある宣伝や詐欺恐喝などの違法犯罪活動を行ってはならない（第9条第3号）。
- ・ ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性を利用して、ネットワークの安全を脅かすためのプログラム及びツールを公開又は提供してはならない（第9条第4号）。
- ・ ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性を公開する時、同時に修復又は予防措置を公開しなければならない（第9条第5号）。
- ・ 国家が重大活動を行っている間に、公安部より同意を得ない限り、勝手にネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を公開してはならない（第9条第6号）。
- ・ ネットワーク製品提供者以外の海外組織又は個人に公開されない脆弱性の詳細を提供してはならない（第9条第7号）。
- ・ その他法律法規上の関連規定（第9条第8号）。

(4) 脆弱性を収集するプラットフォームへの規制

いかなる組織又は個人がネットワーク製品の脆弱性収集に関するプラットフォームを設立する場合は、工業情報化部に届け出なければならず、工業情報化部は公安部と国のインターネット情報弁公室に対し、関連する脆弱性収集プラットフォームを通報し、届け出られた脆弱性収集プラットフォームを公示する（第10条第1項）

ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性を発見する組織又は個人が、工業情報化部ネットワークセキュリティリスクと脆弱性情報共有プラットフォーム⁴⁵、国家ネットワークと情報セキュリティ情報通報センターの脆弱性プラットフォーム⁴⁶、国家コンピュータネットワーク緊急技術処理協調センターの脆弱性プラットフォーム⁴⁷、中国情報セキュリティ評価センターの脆弱性データベース⁴⁸に対し、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性情報を報告することを奨励する（第10条第2項）

7. ネットワークセキュリティ審査弁法改正⁴⁹

2022年1月4日、国家インターネット情報弁公室より、ネットワークセキュリティ審査弁法の改正が公表された。改正法は2022年2月15日から施行される。

今回の改正では、主に重要情報インフラの運営者や重要データ、大量個人情報の保有主体が、海外で上場し、データ等の開示されることによりもたらされる国家安全リスクへの対応が定められている。

なお、データセキュリティ審査、外商投資セキュリティ審査については、他に規定があればそれが適用される（第22条第2項）。

主要な改正点は以下のとおりである。

(1) 適用対象、審査主体の拡充

従来のネットワークセキュリティ審査の申告の適用は、重要情報インフラの運営者によるネットワーク製品及びサービスの購入を対象としていたが、さらにネットワークプラットフォームの運営者が行うデータ取扱活動が加えられており、重要情報インフラの運営者及びネットワークプラットフォームの運営者が当事者となった（第2条第1項、第2項）。

そして、100万を超えるユーザー個人情報を有するネットワークプラットフォームの運営者が、中国国外で上場した場合もネットワークセキュリティ審査を申告しなければならないと修正された（第7条）。

⁴⁵ 中国語：工业和信息化部网络安全威胁和漏洞信息共享平台（<https://cstis.cn/>）

⁴⁶ 中国語：国家网络与信息安全信息通报中心漏洞平台（<https://www.cert.org.cn/>）

⁴⁷ 中国語：国家计算机网络应急技术处理协调中心漏洞平台（<https://www.cert.org.cn/publish/main/34/index.html>）

⁴⁸ 中国語：中国信息安全测评中心漏洞库（<http://www.cnnvd.org.cn/web/index.html>）

⁴⁹ 中国語：网络安全审查办法（http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm）

これに対応するため、中国证券监督管理委员会がネットワークセキュリティ審査の業務機構の審査主体に加えられている（第4条）。

(2) 審査資料と審査重点

当事者がネットワークセキュリティ審査を申告する際に提出する必要がある資料について、従来の購入文書、協議、締結しようとする契約に加えて、国外で上場するネットワークプラットフォームの運営者が提出しようとする最初の株式公開等の上場申請資料が加えられた（第8条第4号）。

ネットワークセキュリティ審査の審査内容について、ネットワーク製品及びサービスの購入がもたらす国家安全リスクの主な考慮要素が規定されており、以下の内容が加えられている（第10条）。

- ・ 核心データ、重要データ又は対象個人情報の窃取、漏洩、毀損及び違法利用、違法越境移転のリスク（第5号）
- ・ 上場に存在する重要情報インフラ、核心データ、重要データ又は大量個人情報、外国政府に影響を及ぼされ、コントロールされ、悪意を持って利用されるリスク、及びネットワーク情報セキュリティリスク（第6号）

(3) 期間の延長、予防リスク措置

審査機関については、10日業務日の審査の要否確認、30日から45日業務日の初期審査（第11条）、15日業務日のネットワークセキュリティ業務機構の構成単位への意見照会があるところ、従来は45日の特別審査期間が定められていた。

この特別審査の期間が45日から90日業務日に延長され、状況が複雑な場合はなお延長することができるとされた（第14条）。

リスクを防止するため、当事者（重要情報インフラの運営者、ネットワークプラットフォームの運営者をいう）は審査期間の間は、ネットワークセキュリティの要求に応じて、予防とリスク減少措置を取る義務が追加された（第16条）。

サービス貿易

（1）【流通】2017年版不公正貿易報告書 p.44 について、＜最近の動き＞の最終段落、「今後の施行状況を引き続き注視していく」という記載部分に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

1. サービス貿易革新発展を全面的に推進する試験地区における行政法規及び国务院文書規定の実施の暫定的な調整に関する承認⁵⁰

2021年10月13日、サービス貿易革新発展全面推進試験区における行政法規及び国务院文書の暫定的な実施調整についての承認が公表された。

2023年8月1日から、サービス貿易革新発展全面推進試験区において、旅行社条例、商業フランチャイズ経営管理条例、特許代理条例、技術輸出入管理条例等の行政法規、国务院文書について、暫定的な調整が実施される。

例えば、旅行社条例第22条は、外商投資企業が旅行社業務を經營する申請について、所在地の省、自治区、直轄市の旅行行政管理部門に申請を提出し、かつ本条第6条に規定する条件に適合する関連証明文書を提出しなければならないとし、旅行行政管理部門は申請を受けた日から30日以内に審査を完了しなければならないとしている。サービス貿易革新発展全面推進試験区においては、15日以内に短

⁵⁰ 中国語：国务院关于同意在全面深化服务贸易创新发展试点地区暂时调整实施有关行政法规和国务院文件规定的批复 (<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcfwmy/202110/20211003206885.shtml>)

縮される。また、一部地域（海南省）では商業フランチャイズ経営の事前届出が不要となり、事後の監督・管理が強化されることになった。

2. 海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）⁵¹

2021 年 8 月 26 日から、「海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」が施行されている。

3. 国家税務総局、国家外貨管理局 サービス貿易等項目対外支払税務届出に関する問題についての補充公告⁵²

2021 年 6 月 29 日から施行されており、サービス貿易等項目の対外支払に関する税務届出について、以下のような措置が採られ、手続が簡便化された。

(1) 複数支払が生じる場合の届出

同じ契約で複数の対外支払いが生じる場合には、最初の支払の前に一度だけ届出をすればよく、複数にわたる支払いごとに逐次届出をする必要がなくなった。

(2) 届出免除の範囲の拡大

財政予算内の機関、事業単位、社会団体の非貿易性、非経営性の支払業務が届出不要になり、また、外国投資家の中国内の直接投資による合法的な所得を中国内で再投資する場合の税務届出の要求が取り消された。

(3) ネット手続の拡大

対外支払の税務届出のネット上の手続について、届出者の選択によりネット上の手続を行うことができ窓口での対応が不要となった。従来の紙ベースの届出の方法も維持されており、届出者が方法を選択することができる。

知的財産

（1）2021 年版不正貿易報告書 P.42-43 の「（1）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、2020 年以降の最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

1. 専利行政執法

(1) 国家知識産権局の知的財産権統計年表

国家知識産権局が毎年公表する知的財産権統計年表⁵³における「専利⁵⁴行政執法状況」のデータによれば、2014 年～2018 年にかけて、全国における専利権侵害紛争及び専利権の模倣に対する取締事件の

⁵¹ 中国語名：海南自由貿易港越境服務貿易特別管理措施(負面清單)(2021年版)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/lwzc/202107/20210703180049.shtml>)

⁵² 中国語：国家税務总局、国家外匯管理局關於服務貿易等項目對外支付稅務備案有關問題的補充公告

(<http://www.safe.gov.cn/safe/2021/0702/19306.html>)

⁵³ 中国語：知識產權統計年報

⁵⁴ 「専利」とは、發明特許、實用新案及び意匠の總稱を指す。以下同じ。

件数の推移は以下のとおりである⁵⁵。なお、2019年版以降の統計年表では、2018年までとは異なり、「専利行政執法状況」が公表項目から除外されており、統計年表上での情報公開が行われていない⁵⁶。

全国における専利権侵害紛争及び専利権の模倣に対する取締事件の件数

年度			2018	2017	2016	2015	2014
専利権侵害紛争 ⁵⁷ の件数	立件	年度累計件数	33,976	27,305	20,351	14,202	7,671
		専利権者が日本人 ⁵⁸	161	177	95	129	58
	終結	年度累計件数	33,256	26,987	19,682	14,040	7,640
		専利権者が日本人	146	179	81	125	77
専利権の模倣に対する取締事件（終結件数）	年度累計件数		42,679	38,492	28,057	21,237	16,259
	被調査者が外国関連であるもの	外商独資	258	721	786	592	406
		香港等出資企業 ⁵⁹	1,166	939	558	545	213
		合弁企業	315	294	428	393	424
		外国法人等	4	8	16	0	7

(2) 専利執法統計

前述のとおり、知的財産権統計年表では2018年版以前と2019年版以降で記載項目に変更が生じており、専利権侵害紛争等に関する同一の観点での継続的な情報公開は行われていない。他方で、国家知識産権局のウェブサイトでは、各省ごとの専利権侵害紛争等に関する月次の統計が公表されている⁶⁰。2019年及び2020年について、かかる月次の数値を集計した結果は以下のとおりである。

内容 ⁶¹	2020年 ⁶²	2019年
専利権侵害紛争の行政裁決件数	41,600	-
権利侵害件数	821	38,599
その他紛争件数	10	267
模倣案件数	150	12,811
案件総数（前三項の合計）	981	51,677

⁵⁵ 調査する限り、日系企業・日本製品の被害額について公開された情報は見当たらなかった。

⁵⁶ 2020年知的財産権統計年表

(<https://www.cnipa.gov.cn/tjxx/jianbao/year2020/indexy.html>) (2021年12月14日確認)

2019年知的財産権統計年表

(<https://www.cnipa.gov.cn/tjxx/jianbao/year2019/indexy.html>) (2021年12月14日確認)

⁵⁷ 発明だけでなく、実用新案及び意匠に関する紛争を含む。

⁵⁸ 法人を含む。以下本表において同じ。

⁵⁹ 香港、マカオ及び台湾からの出資が行われている企業を指す。

⁶⁰ 国家知識産権局「専利執法統計」

(<https://www.cnipa.gov.cn/col/col89/index.html>) (2021年12月14日確認)

⁶¹ 統計項目が2020年3月及び5月の2度にわたって変更されており、2020年については各項目相互の関係性及び統計の継続性が明確でない。

⁶² 「専利権侵害紛争の行政裁決件数」は5月から12月の8か月分、「権利侵害件数」及び「その他紛争件数」は1月から4月の4か月分、「模倣案件数」は1月及び2月の2か月分の統計しか公表されていない。

2. 2020年中国知的財産権保護状況

国家知識産権局が2020年4月25日に公表した「2020年中国知的財産権保護状況」⁶³では、以下のデータが紹介されている。

(1) 2020年における知的財産権の審査期間

ア 専利

専利権に関して、公表された平均処理期間は以下のとおりである。

内容	平均処理期間
専利登録審査	記載なし
高付加価値発明専利の審査	14 か月
拒絶査定不服審判	14.1 か月
専利無効宣告請求	5.9 か月

イ 商標

商標権に関して、公表された平均処理期間は以下のとおりである。

内容	平均処理期間
商標登録審査	4 か月
外国申請者が中国を指定したマドリッド商標国際登録出願	4 か月
拒絶査定不服審判	6 か月
無効宣告	記載なし
商標取消しに対する不服申立て	記載なし
異議申立てによる登録拒絶に対する不服審判	記載なし

(2) 司法による知的財産権の保護（2020年）

ア 民事訴訟

知的財産権に関する民事訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	443,326 件 (+11.10%)	442,722 件 (+12.22%)
地方人民法院（第二審）	42,975 件 (-13.54%)	43,511 件 (-10.67%)
最高人民法院	3,470 件	3,260 件

⁶³（中国語：2020年中国知识产权保护状况）

国家知識産権局「2020年中国知識産権保護状況」

(<http://www.cnipa.gov.cn/module/download/downloadfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E2%97%8B%E4%BA%8C%E2%97%8B%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%BC%88%E7%BB%88%E7%89%88%E7%BC%89.pdf&filename=1bbc55548e3d4f298f666465c3359aaa.pdf>)（2021年12月9日確認）

	(+38.58%)	(+64.98%)
--	-----------	-----------

また、これらのうち、第一審の紛争内容の内訳は以下のとおりである。

項目	件数	前年比
専利案件	28,528 件	+28.09%
商標案件	78,157 件	+19.86%
著作権案件	313,497 件	+6.97%
技術ライセンス案件	3,277 件	+4.53%
競争案件	4,723 件	+14.41%
その他知財紛争	15,144 件	+34.96%

イ 行政訴訟

知的財産権に関する行政訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	18,464 件 (+14.44%)	17,942 件 (+0.02%)
地方人民法院（第二審）	6,092 件 (-16.59%)	6,183 件 (+4.06%)
最高人民法院	1,909 件 (+79.08%)	1,735 件 (+96.27%)

また、これらのうち、第一審の紛争内容の内訳は以下のとおりである。

項目	件数	前年比
専利案件	1,417 件	-14.69%
商標案件	17,035 件	+17.83%
著作権案件	12 件	-25.00%

ウ 刑事訴訟

知的財産権に関する刑事訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	5,544 件 (+5.76%)	5,520 件 (+8.77%)
地方人民法院（第二審）	869 件 (+7.55%)	854 件 (+5.82%)

これらのうち、第一審が終結した事件の内訳は以下のとおりである。

項目	件数	前年比
冒認商標登録罪	2,260 件	+5.90%
偽造商標商品の販売罪	2,528 件	+10.93%
登録商標に係る標章の違法製造・販売罪	395 件	-6.62%

専利冒認罪	2 件	+100.00%
著作権侵害罪	273 件	+42.93%
コピー商品犯罪罪	17 件	+112.50%
営業秘密侵害罪	45 件	+15.38%

(3) 行政取締り

ア 専利

2020 年に摘発した専利侵害の行政処分事件は全部で 4.2 万件超（前年比+9.9%）であり、そのうち専利権の模倣に対する取締事件は 0.71 万件である。

イ 商標

2020 年に摘発した商標侵害の行政処分事件は全部で 3.13 万件（前年比+0.64%）であり、過料額は 7 億円である。また、811 件については刑事被疑事件として司法機関に移送している。

ウ 著作権

「剣闘行動 2020」プロジェクトを展開し、プロジェクト期間中に海賊版へのリンク 323.94 万件を削除し、海賊版ウェブサイト（アプリ）2,884 件を閉鎖し、オンライン海賊版案件を 724 件処分し、177 件を刑事事件とし、案件の総額は 3.01 億円である。

エ 不正競争行為

反不正競争プロジェクト活動を行い、活動期間中に 7,371 件を処理し、過料額は 4.16 億円である。

(4) 刑事事件

全国の公安機関が2020年に摘発した知的財産関連事件は21,000件超、検挙した被疑者は32,000人超、事件金額は180億円超にのぼる。

知的財産権関連事件で逮捕したのは7,174人（事件数は3,930件）であり、起訴したのは12,152人（事件数は5,848件）である。

内容	人数	事件数
摘発	32,000 人超	21,000 件超
逮捕	7,174 人	3,930 件
起訴	12,152 人	5,848 件

(5) 税関における知的財産権保護データ（2016年～2020年）

年度		2020 年 ⁶⁴	2019 年 ⁶⁵	2018 年 ⁶⁶	2017 年 ⁶⁷	2016 年 ⁶⁸
知的財産権侵害被疑輸出入貨物	ロット数	6.19 万	5.16 万	4.72 万	1.91 万	1.74 万
	関連貨物数	5,618.19 万点	4,678.94 万点	2,480.02 万点	4,094 万点	4,205.82 万点
内訳 ⁶⁹	商標権関連	5,582.85 万件	4,391 万件	2,398.19 万件	4,031.94 万件	4,145.64 万件
	専利権関連	8.9 万件	20.94 万件	61.98 万件	32.67 万件	53.86 万件
	著作権関連	26.06 万件	8.37 万件		29.66 万件	5.72 万件

3. 国家知識産権局が公表した2020年上半期の専利権保護データ

2021 年 7 月 14 日、国家知識産権局は記者会見を行い、2020 年上半期における全国の専利権侵害に対する取締り状況を報告した⁷⁰。かかる報告によれば、同期間で専利権侵害案件を 1.38 万件摘発したとのことである。

（2）2021年版不公正貿易報告書 P.43-44 の「（2）冒認出願問題」「②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の乱用」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、関連する法令（専利法や商標法、およびそれらの下位法令等）を中心に、改正の動きの有無・状況を含めて 2020 年以降の最新情報を調査ください。

1. 関連政府方針

(1) 「十四五」国家知的財産権保護及び運用計画⁷¹

国務院が2021年10月9日に公表した同計画では、中国の今後5年間の知的財産権の保護及び運用に関する国家の計画が示されている。知的財産権保護法制との関係では主に以下の点に関して大局的な方針が示されている。

⁶⁴ 国家知識産権局「2020年中国知識産権保護状況」

(<http://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E2%97%8B%E4%BA%8C%E2%97%8B%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%BC%88%E7%BB%88%E7%89%88%E7%BC%89.pdf&filename=1bbc55548e3d4f298f666465c3359aaa.pdf>)（2021年12月9日確認）

⁶⁵ 国家知識産権局「2019年中国知識産権保護状況」

(<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%B8%80%E4%B9%9D%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5.pdf&filename=efb894b2c1264163bfff2dd53888d904.pdf>)（2021年12月28日確認）

⁶⁶ 中国海関総署「2018年中国海関知識産権保護状況及び典型事例」（<http://fangtan.customs.gov.cn/tabid/624/Default.aspx>）（2021年12月28日確認）

⁶⁷ 中国海関総署「2017年中国海関知識産権保護状況の公表」

(<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/mtjj35/1803852/index.html>)（2021年12月28日確認）

JETRO「2017年中国海関知識産権保護状況」（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20180424_cn.pdf）（2021年12月28日確認）

⁶⁸ 中国海関総署「2016年中国海関知識産権保護状況」

(<http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302425/636516/index.html>)（2021年12月28日確認）

⁶⁹ 全ての内訳が明記されているわけではないことから、合計値は「関連貨物数」と一致しない。

⁷⁰ 中国中央人民政府「国家知識産権局による2021年第3回定例ニュース公表会」

(http://www.gov.cn/xinwen/2021-07/15/content_5625046.htm)（2021年12月9日確認）

⁷¹ 中国語：「十四五」国家知识产权保护和运用规划

中国中央人民政府「十四五」国家知的財産権保護及び運用計画

(http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm)（2021年12月24日確認）

- ① 知的財産権に関する法律政策体系の改善
- ② 司法による保護の強化
- ③ 行政による保護の強化
- ④ 多元的な紛争解決方法の整備による保護の強化
- ⑤ 知的財産権の発生源の保護強化

(2) 2020年国家知的財産権戦略の深化・知的財産権強国建設の加速推進に関する計画⁷²

国務院知識産権戦略実施工作部が2020年5月13日に公表した同計画では、中国の知的財産に関する2020年の国家戦略が100項目にわたって規定されている。知的財産権保護法制との関係では主に以下の3点が重要である。

- ① 専利法の改正実施、専利法実施細則の改正推進、専利審査指南の改正等
- ② 著作権法改正作業の実施
- ③ 専利、商標、営業秘密、不正競争防止等の領域における知的財産権関連民事訴訟及び刑事訴訟の司法解釈の起案業務の推進

2. 関連法令

(1) 専利法関連

ア 専利法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、2020年10月17日に改正専利法が公布され、2021年6月1日から施行された⁷³。専利法の改正内容のうち、知的財産権保護との関係で重要な内容は以下のとおりである。

- ① 出願等に係る信義誠実原則の明文化（第20条）
専利出願又は専利権の行使は、信義誠実の原則に従わなければならないとされ、専利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的な権益を損なってはならないとされた。
- ② 過料上限額の引上げ（第68条）
専利を偽造、冒用した場合の行政罰としての過料の上限が、違法所得の5倍以下に引き上げられた⁷⁴。また、違法所得がない場合又は違法所得が5万元以下である場合、25万元以下の過料に処するものとされた⁷⁵。
- ③ 損害賠償額の算定方法変更及び懲罰的損害賠償制度の導入（第71条）
専利権侵害による損害賠償額について、現行法では実際の損害額に基づいて算定することが原則とされていたが、改正専利法では実際の損害額又は侵害者が受けた利益の額に基づいて算定することが原則とされた⁷⁶。
また、懲罰的損害賠償制度が導入され、故意に専利権を侵害し、情状が重い場合、算定した損害額の1倍以上5倍以下で賠償額を算定することができるとされた。
さらに、損害額、利益の額及びライセンス料の算定がいずれも困難である場合に裁判所が専利権の性質等に応じて決定することができる賠償額が、現行法では1万元以上100万元以下であるのに対し、改正専利法では3万元以上500万元以下に引き上げられた。
さらに、権利者が立証を尽くしており、侵害行為に関する帳簿及び資料を侵害者が保有している

⁷² 中国語：2020年深入实施国家知识产权战略加快建设知识产权强国推进计划

中国国家知識産権局「2020年国家知的財産権戦略の深化・知的財産権強国建設の加速推進に関する計画」

(https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/5/15/art_1412_151078.html)（2021年12月24日確認）

⁷³ 中国中央人民政府「全人代常務委員会による「中国専利法」の改正に関する決定」

(http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/18/content_5552102.htm)（2021年12月24日確認）

⁷⁴ 改正前専利法では違法所得の4倍以下とされていた（改正前専利法第63条）。

⁷⁵ 改正前専利法では違法所得がない場合に20万元以下の過料に処することとされていた（改正前専利法第63条）。

⁷⁶ 原則的算定方法による算定が困難である場合にライセンス料の倍数を参照して合理的に算定する点には変更がない。

場合、裁判所が侵害者に対して侵害行為に関連する帳簿及び資料の開示を命じることができ、開示を拒否した場合又は虚偽の帳簿若しくは資料を開示した場合には権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を判断することができる旨の規定が導入された。

④ 訴訟時効の延長（第74条）

現行法では専利権侵害の訴訟時効は2年とされていたが（現行専利法第68条）、改正専利法では訴訟時効が3年に延長された。

イ 専利法実施細則修正草案（意見募集稿）

国家知識産権局は、2020年11月27日に、専利法実施細則の修正草案（意見募集稿）を公表し、パブリックコメントを募集している⁷⁷。

ウ 専利審査指南

国家知識産権局は、2020年12月11日に専利審査指南の改正を公布し、改正後の専利審査指南は同月15日から施行された⁷⁸。

(2) 商標法関連

ア 商標侵害判断基準⁷⁹

国家知識産権局は、商標法、標法实施条例及びその他関連法令に基づき、2020年6月15日付けで商標権侵害判断基準を公布、施行した。主な内容は以下のとおりである。

① 商標的使用の意義（第3条）

商標権侵害か否かを判断するためには、一般的に商標法上の商標的使用に該当するか否かを判断する必要がある。商標的使用とは、商標を商品、包装、容器、役務提供場所及び取引文書上に用い、又は商標を広告宣伝、展覧及びその他の商業活動に用いて、商品又は役務の出所の識別に用いる行為を指す。

② 同一商標の意義（第13条）

登録商標と同一の商標とは、侵害を疑われる商標と他人の登録商標とが完全に同一であるか、同一ではないものの視覚効果又は音声商標の音感について基本的に差異を感じず、公衆が商標を区別するのが困難な場合を指す。

③ 類似商標の意義（第15条）

登録商標と類似の商標とは、侵害を疑われる商標と他人の登録商標を比較して、文字商標の文字、音、含意が近似し、図形商標の構図、着色、外形が近似し、文字図形組合せ商標の全体的な配列組合せ方法及び外形が近似し、立体商標について三次元の形状及び外形が近似し、色彩組合せ商標の色彩又は組合せが近似し、又は音声商標の音感又は全体的な音楽のイメージが近似する場合等を指す。

④ 誤認混同の判断要素（第21条）

商標法執行関連部門が誤認混同の有無を判断する場合、以下の要素及び各要素間の相互の影響を総合的に考慮する。

➤ 商標の近似性

⁷⁷ 国家知識産権局「専利法実施細則修正草案（意見募集稿）の公開及び意見募集に関する通知」

（https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html）（2021年12月28日確認）

⁷⁸ 国家知識産権局「専利審査指南の改正に関する公告（第391号）」

（http://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_74_155606.html）（2021年12月28日確認）

⁷⁹ 中国語：商标侵权判断标准

中国国家知識産権局「商標権侵害判断基準」

（https://www.cnipa.gov.cn/art/2016/6/17/art_2091_150197.html）（2021年12月28日確認）

- 商品又はサービスの類似状況
- 登録商標の著名性及び知名度
- 商品又はサービスの特徴及び商標の使用方法
- 関連公衆の注意及び認知度
- その他関連要素

イ 商標審査審理基準（意見募集稿）

国家知識産権局は、2021年6月11日に、商標審査審理基準（意見募集稿）を公表し、パブリックコメントを募集している⁸⁰。

(3) 著作権法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、改正著作権法が2020年11月11日に公布され、2021年6月1日から施行された⁸¹。知的財産権保護との関係で重要な改正内容は以下のとおりである。

① 行政罰の強化（第53条）

無断複製等の一定の著作権侵害行為が公共の利益をも侵害する場合について、行政罰が強化され、停止命令、警告、違法所得の没収、権利侵害複製品及び主要な材料、工具、設備等の没収又は廃棄処理に加えて、違法売上額が5万元以上である場合には違法売上額の1倍以上5倍以下の過料、違法経営額がない場合、算定が困難である場合又は5万元未満である場合、25万元以下の過料に処することができることとされた⁸²。

② 損害賠償額の算定方法変更及び懲罰的損害賠償制度の導入（第54条）

著作権侵害による損害賠償額について、現行法では実際の損害額に基づいて算定することが原則とされていたが、改正著作権法では実際の損害額又は侵害者が受けた利益の額に基づいて算定することが原則とされた。また、損害額及び利益額を算定することが困難である場合、ライセンス料を参考にして賠償額を決定することができるとされた。

さらに、懲罰的損害賠償制度が導入され、故意に著作権を侵害し、情状が重い場合、算定した損害額の1倍以上5倍以下で賠償額を算定することができるとされた。

また、損害額、利益の額及びライセンス料の算定がいずれも困難である場合に裁判所が専利権の性質等に応じて決定することができる賠償額が、現行法では50万元以下であるのに対し、改正著作権法では500万元以上500万元以下に引き上げられた。

さらに、権利者が立証を尽くしており、侵害行為に関する帳簿及び資料を侵害者が保有している場合、裁判所が侵害者に対して侵害行為に関連する帳簿及び資料の開示を命じることができ、開示を拒否した場合又は虚偽の帳簿若しくは資料を開示した場合には権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を判断することができる旨の規定が導入された。

(4) 知的財産の保護に関するその他の関連法令

ア 知的財産権侵害民事事件での懲罰的損害賠償の適用に関する解釈

最高人民法院は、知的財産侵害に係る懲罰的損害賠償請求事件の審理に関して、「知的財産権侵害民事事件での懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」⁸³（2021年3月2日公布、同月3日施行）という司法解釈を公表した。主な内容は以下のとおりである。

⁸⁰ 国家知識産権局「商標審査審理基準（意見募集稿）」
https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/6/11/art_75_159963.html（2021年12月24日確認）

⁸¹ 中国中央人民政府「全人代常務委員会による著作権法改正の決定」
http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/11/content_5560583.htm（2021年12月28日確認）

⁸² 改正前著作権法では、罰金額が明示されておらず、侵害品の没収等も情状が重い場合に限定されていた。

⁸³ 中国語：「最高人民法院关于审理侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿的解释」

① 請求時期（第2条）

原告が懲罰的損害賠償を請求する場合、訴え提起時に明確な賠償額又は計算方法及び根拠となる事実及び理由を明確にしなければならない。

原告が第一審の弁論終結前に懲罰的損害賠償請求を追加した場合には人民法院はこれを許可するものとし、第二審で追加した場合は当事者に協議させることができ、協議が成立しない場合には別途訴えを提起するよう告知する。

② 故意の認定（第3条）

知的財産権侵害に係る故意の認定について、以下の事由に該当する場合には人民法院は故意ありという初期的な認定をすることができる。

- 原告又は利害関係者から通知、警告を受けた後に、被告が権利侵害行為を継続した場合
- 被告又はその法定代表者若しくは管理人が、原告又は利害関係者の法定代表者、管理人若しくは実質的支配者である場合
- 被告と原告又は利害関係者の間に、労働、労務、合併、許可、販売、代理、代表等の関係があり、かつ侵害対象の知的財産に接触している場合
- 被告と原告又は利害関係者の間に業務上のやり取りがあり、又は契約等の実行されたビジネスがあり、かつ侵害対象の知的財産に接触している場合
- 被告が海賊版を利用し、又は登録商標の侵害行為を行った場合
- その他故意を認定できる事情がある場合

③ 重大な情状の認定（第4条）

知的財産権侵害に係る重大な情状の認定について、以下の事由に該当する場合には人民法院は故意ありと認定することができる。

- 権利侵害を理由として行政処罰又は判決により責任を負った後、再び同様又は類似の侵害行為を行った場合
- 知的財産権侵害を業として行っている場合
- 権利侵害の証拠を偽造、毀損又は隠匿した場合
- 保全決定の履行を拒絶した場合
- 権利侵害によって得た利益又は被った損失が巨額である場合
- 権利侵害行為が国家安全、公共利益又は人身の健康に危害を及ぼすおそれがある場合
- その他情状が重大と認定することができる事情がある場合

イ 知的財産権侵害刑事事件の審理に関する具体的応用法律問題に関する若干の解釈（三）

最高人民法院と最高人民検察院は、知的財産権侵害に係る刑事事件の審理に関して、「知的財産権侵害刑事事件の審理に関する具体的応用法律問題に関する若干の解釈（三）」⁸⁴（2020年9月13日公布、同月14日施行）という司法解釈を公表した。主な内容は以下のとおりである。

① 同一商標の認定基準（第1条）

以下のいずれかに該当する場合、刑法第213条に規定する「登録商標と同一の商標」と認定することができる。

- 登録商標の字体、字母の大小又は縦横の配列を改変し、登録商標との間に基本的に差異がない場合
- 登録商標の文字、字母、数字等の間の距離を改変し、登録商標との間に基本的に差異がない場

最高人民法院「知的財産権侵害民事事件での懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」

(<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-288861.html>)（2021年12月24日確認）

⁸⁴ 中国語：关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释（三）

最高人民検察院「知的財産権侵害刑事事件の審理に関する具体的応用法律問題に関する若干の解釈」

(https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbt/202009/t20200913_479686.shtml#1)（2021年12月28日確認）

合

- 登録商標の色彩を改変し、登録商標の顕著な特徴に影響が出ない場合
- 登録商標の上に商品の通称名、型番等の顕著な特徴に乏しい要素のみを追加し、登録商標の顕著な特徴に影響が出ない場合
- その他登録商標との間に基本的な差異がなく、公衆に対して商標の誤認を生じさせる場合

② 罰金額の判断基準（第10条）

知的財産権侵害については、犯罪による違法所得額、違法売上高、権利者に与えた損害額、侵害物品の数量及び社会への危害等の事情を総合的に考慮し、罰金額を判断する。罰金額は一般的に違法所得額の1倍以上5倍以下とする。違法所得額を認定することができない場合、罰金額は一般的に違法売上高の50%以上1倍以下とする。違法所得額及び違法売上高を認定することができない場合、3年以下の懲役、拘役若しくは保護観察又は罰金のみ処するときは一般的に3万元以上100万元以下の罰金額とし、3年以上の有期懲役に処するときは一般的に15万元以上500万元以下の罰金額とする。

（3）2021年版不正貿易報告書P.44-45の「（3）特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」＜措置の概要＞および＜国際ルール上の問題点＞に記載の中国の措置について、関連する法令（中国契約法、技術輸出入管理条例、輸出禁止・輸出制限技術リスト）を中心に改正の動きの有無・状況を含めて2020年以降の最新情報を調査ください。

1. 民法典の制定

中国では、従来民法に関する法令が複数に分かれて制定されていたが⁸⁵、これらの法令を統合して若干の内容変更を行う形で、2020年5月28日に民法典が公布され、2021年1月1日に施行された⁸⁶。知的財産権のライセンスとの関係で重要な点は以下のとおりである。

① 技術提供者による保証義務（第870条）

民法第870条では、技術譲渡契約の譲渡人又は技術ライセンス契約のライセンサーは、自らが提供する全ての技術について合法的権利を有しており、当該技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約の目的を実現することができることを保証しなければならないとされている。

この規定は技術輸出入管理条例第25条と同一であり、民法典施行後は、少なくとも法令上は内国民待遇が実現されていると評価できる。但し、国外ライセンサーの保証義務を軽減する形で内国民待遇が実現されたわけではなく、内国民にも適用される保証義務を加重する方法によって内国民待遇が実現されたにとどまるため、日本企業が中国において技術ライセンスを行う場合に負う法的保証義務に実質的な影響はないものと考えられる。

② 改良した技術成果の分配（第875条）

民法第875条では、当事者が互恵の原則に基づいて、契約上で専利の実施、技術的秘蔵の使用後に改良した技術成果の分配方法を定めることができ、規定が存在又は不明確であって、民法第511条の規定によってもなお確定することができないときは、一方当事者が改良した技術成果について他方当事者はこれを享受する権利を有しないとされている。

この条項は、従来の契約法第354条の規定を引き継ぐものである。

2. 輸出禁止・輸出制限技術リスト⁸⁷

商務部及び科学技術部は、2020年8月28日に、技術輸出入管理条例を根拠とする輸出禁止・輸出制限技術リストの改訂版を公表した。

⁸⁵ 具体的には、民法総則、民法通則、物権法、担保法、契約法、不法行為法、婚姻法、相続法、養子縁組法である。

⁸⁶ 全国人民代表大会「民法典」

(<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>)（2021年12月28日確認）

⁸⁷ 中国語：中国禁止出口限制出口技术目录 (<https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-08/29/5538299/files/135c5cdd6baa46a986ac5e51a1a49ac3.pdf>)（2021年12月28日確認）

今回の改訂により輸出規制対象が大幅に増加しているところ、追加された項目には軍民両用のハイテク技術が多々含まれており、新興技術、基盤技術たる性格のものも少なくないことから、一連のアメリカの輸出規制や技術覇権争いへの対応たる性格があると考えられる。

当該条例は、輸出管理法に基づく規制品目リストと異なり、特許権等のライセンス、譲渡、出資、担保等も規制対象となっているため（技術輸出入管理条例第 2 条第 2 項）、今後、中国を拠点として共同開発した技術を海外展開する際にも支障をきたす可能性がある。

2. ASEAN 諸国（タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン）

2-1. タイ

サービス貿易

（1）ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. 海外のデジタルプラットフォーム（OTT）に対する課税法案を閣議承認

タイでは、Google、Facebook、Alibabaなどの外国のデジタルサービスプロバイダーに付加価値税の支払いを義務づける法令が2021年2月11日に発効された⁸⁸。同法令により、タイ国内においてインターネットサービスを提供する非居住会社及びプラットフォーム（年間180万バーツ（約54,400米ドル）以上の利益を上げるものに限る。）は、同年9月1日以降の売上の7%のVATを支払う必要がある。なお、インターネットサービスには、ゲーム、Eコマース、ホテル予約、メディアストリーミングプラットフォームが含まれる。

なお、かかる規制を除き、現時点では、OTTコンテンツ及びOTTサービス提供者は、特定の政府機関や法令により規制されていない。OTTコンテンツは、主にメディア・コンテンツであることから、コンテンツの種類ごとに関連する法令（著作権法、個人データ保護法、コンピュータ犯罪法等）を遵守する必要がある。

2. タイの個人情報保護法（PDPA）の施行延期

PDPAは2019年5月27日に官報に掲載され、当初は2020年5月27日に全面的に施行する予定であったが、COVID-19の影響によりPDPAの施行日は2021年6月1日に延期され⁸⁹、更に2020年5月5日、施行を2022年5月31日まで再度一年間延期する勅令を閣議決定した⁹⁰。

⁸⁸ タイ政府（http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/A/011/T_0001.PDF）（2021年12月27日確認）

⁸⁹ タイ政府“Link to Royal Decree”（<https://www.krisdika.go.th/librarian/get?sysid=859282&ext=pdf>）（2021年12月27日確認）

タイ政府“Link to the Government announcement”（<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/31164>）（2020年12月11日確認）

⁹⁰ <https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/41490>（2021年12月27日確認）

関税

（１）2021年度版不公正貿易報告書 P.49 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容に変更・アップデート情報があれば報告 ください。変更がない場合もその旨をご報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。加えて、現在適用されている関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。

1. 関税構造

2021年度のWTOの資料⁹¹によれば、2020年のタイの非農産品の譲許税率は71.4%、平均実行税率は7.1%、そして単純平均譲許税率は25.7%となっている。また、衣料品及び輸送機械の平均実行税率は29.6%と22.8%となっており、2019年から変化はない。

その他記載されている高関税品目（洗濯機・冷蔵庫（HSコード8418）：最高 30%、自動車部品（HSコード8708）：最高30%、自転車（HSコード8712）：最高：30%）の税率には変更は見られない。また、その他の高関税品目（平均実行税率 35%以上）として、10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車（HSコード8702、平均実行税率：40%、最高：40%）、貨物自動車（HSコード8704、平均実行税率：36%、最高：40%）、車体（HSコード8707、平均実行税率：52%、最高：80%）、モーターサイクル、補助原動機付きの自転車及びサイドカー（HSコード8711、平均実行税率60%、最高：60%）がある⁹²。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに係る関税

タイでは、昨年度から変更なく、デジタルサイネージ自体の HS コードは存在しない。関連するものとして、HS コード 8529.90が考えられる。8529.90 の詳細は、8529.90.20、8529.90.40、8529.90.51、8529.90.53、8529.90.54、8529.90.99 が含まれいずれの品目も関税は賦課されない。プロジェクター（HSコード8528.59）も上記デジタルサイネージ同様、輸入関税は賦課されない。なお、物品の輸入目的によっては、関税がかかることがある⁹³。

3. タイにおける関税体系について

タイにおいては、関税法 B.E.2560（2017 年）及びその関税率布告によって、関税体系が規律されている。

基本的な体系としては、一般税率及びASEAN共通効果特惠関税（CEPT）税率、自由貿易協定（FTA）の適用税率、一般特惠関税制度（GSP）税率、世界的貿易特惠関税制度（GSTP）税率から構成されており、関税の種類としては、基本的に従価税となっているが、一部の品目には重量税が課されており、このほかにも付加価値税（VAT）、個別物品税が課されることがある。

対日輸入適用税率については、基本的には一般税率であるが、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（JTEPA）若しくは日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）に基づく原産地規則を満たせば、それら協定のタイ国譲許表に定める条件に従って関税を撤廃、又は引き下げられることになる。JTEPA の下では、ギアボックス、クラッチ、シートベルトなど 80 品目で輸入関税が撤廃された。

⁹¹ WTO "WORLD TARIFF PROFILES 2021" (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)（2021年12月27日確認）

⁹² FedEx 「WorldTariffオンラインデータベース」, (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>)（2021年12月27日確認）

⁹³ 例えば、空気分離フィルター（8529.90.20）については、基本的には無関税であるが、ラジオやテレビに使用される場合には、10%の関税がかかることになる。

ただし、対象品目は「自動車組み立て製造に使用される部品」に限られ、かつ輸入者は自動車製造会社若しくは自動車部品製造会社に限定されている⁹⁴。

（２）新型コロナウイルスの影響について、その対策として 2021年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. COVID-19への対処又は防止のため輸入される物品に対する関税の免除に関する財務省の通達⁹⁵

関税を免除される医療品及び医療機器には、医薬品が12品目（医薬品の完成品11品目、医薬品用化学製品1品目）、医療機器が38品目（検査機器やマスクなど）、洗浄・消毒用有毒物質が2品目（次亜塩素酸ナトリウム濃縮液、過酸化水素濃縮液）が含まれる⁹⁶。本措置は、2021年4月28日付けで、1年間の延長が公表された（2021年4月1日から2022年3月31日まで有効）⁹⁷。

2. COVID-19発生の影響を受けたタイ国内輸入業者のための原産地証明書の表示に関するタイ税関の通知（No 81/2563）⁹⁸

一般的に、タイ国内輸入業者は、FTAに基づく関税の減免の主張を裏付けるために、輸入申告時に原産地証明書の原本の提出を求められている。2020年3月4日、税関は、輸入時に原本が入手できない場合に限り、ASEAN-中国FTAに基づく輸入についてのみ、輸入者が原産地証明書のコピーを提出することを認める暫定措置を発表した。様式Eの原本は、物品が税関から通関された日から30日以内に提出しなければならない。

その後、上記の措置は2020年4月16日に取り消され、既存のすべてのFTAに基づく原産地証明書に適用される新たな措置に取って代わった。新制度では、輸入日から30日以内に原産地証明書の原本を提出できない場合、輸入業者が期限を30日延長できるようにした。本措置は、2021年9月21日付け税関通達により、原産地証明書（C/O）の受け付け要件を緩和する措置を2022年3月31日まで延長した⁹⁹。

⁹⁴ JETRO (https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade_03.html)（2021年12月27日確認）

⁹⁵ タイ財務省“Announcement Link” (http://www.customs.go.th/data_files/0b00bf21584cec58a888af12ec45917b.pdf)（2021年12月27日確認）

タイ財務省“Notification Link” (http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/083/T_0019.PDF)（2021年12月27日確認）

タイ財務省“List of exertion good” (http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/092/T_0015.PDF)（2021年12月27日確認）

⁹⁶ JETRO (https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=31881983)

⁹⁷ タイ財務省“Announcement Link” (http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/E/090/T_0005.PDF)（2021年12月27日確認）

⁹⁸ タイ財務省“Announcement Link” (http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/101/T_0007.PDF)（2021年12月27日確認）

⁹⁹ JETRO (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/4ffb1d77188ec490.html>)（2021年12月27日確認）

知的財産

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する観点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 産業財産権登録のための審査期間

以下は平均的な実際の所要期間である¹⁰⁰。

産業財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	55～60 か月	30～36.5 か月
意匠	28～30 か月	18～20 か月
商標	18 か月 ファストトラック制度の場合は 8 か月	45 か月 ファストトラック制度の場合は 36 か月程度

② 取締り件数の推移^{101 102}

機関名	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年 1 月-11 月
警察	6674	6765	5884	3870	1685	1288
税関	814	763	1029	1006	1541	421
特別捜査局	23	20	25	4	4	4

③ 民事裁判の件数^{103 104}

機関名	特許 ¹⁰⁵			意匠特許 ¹⁰⁶			商標		
	2019 年	2020 年	2021 年	2019 年	2020 年	2021 年	2019 年	2020 年	2021 年
知的財産及び	進行中：6	進行中：27	進行中：19	進行中：2	進行中：19	進行中：18	進行中：33	進行中：130	進行中：63

¹⁰⁰ 別添の知的財産局（Department of Intellectual Property）に対する口頭での照会による。

¹⁰¹ Department of Intellectual Property” IP Enforcement Statistics (Calendar Year) (By the Royal Thai Police , the Department of Special Investigation and the Customs Department) 2021 January - November” (<http://www.ipthailand.go.th/en/ipr-enforcement-operation/item/total2021.html>)（2022年1月26日確認）

¹⁰² 2016年から2019年までの取扱い件数は、昨年度以前の報告書の情報に従っている。

¹⁰³ 別添の知的財産及び通商裁判所提供資料を参照。なお、知的財産及び通商裁判所におけるシステムに基づく情報なので、特別事件控訴裁判所及び最高裁判所についての件数は正確でない可能性がある。

¹⁰⁴ 2019年及び2020年の件数は、昨年度以前の報告書の情報に従っている。

¹⁰⁵ あらゆる種類の特許（発明特許、意匠特許、小特許）を含む。以下同様。

¹⁰⁶ タイでは現時点で独立した意匠法は規定されておらず、特許法 III 章に「意匠特許」として意匠制度が規定されている。ここでは特許の件数のうち、意匠特許のみの件数を記載している。以下同様。（S&I International Bangkok Office「タイにお

機関名	特許 ¹⁰⁵			意匠特許 ¹⁰⁶			商標		
	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年
通商裁判所	判決：26 提訴：20	判決：20 提訴：30	判決：6 提訴：25	判決：8 提訴：13	判決：13 提訴：22	判決：2 提訴：20	判決：113 提訴：103	判決：80 提訴：127	判決：9 提訴：72
特別事件控訴裁判所	進行中：0 判決：20 提訴：15	進行中：3 判決：11 提訴：11	進行中：6 判決：2 提訴：8	進行中：0 判決：10 提訴：3	進行中：2 判決：3 提訴：5	進行中：4 判決：2 提訴：6	進行中：4 判決：38 提訴：59	進行中：14 判決：72 提訴：50	進行中：32 判決：32 提訴：64
最高裁判所	進行中：5 判決：5 提訴：8	進行中：7 判決：3 提訴：7	進行中：8 判決：0 提訴：8	進行中：3 判決：2 提訴：5	進行中：2 判決：2 提訴：2	進行中：3 判決：0 提訴：3	進行中：25 判決：17 提訴：31	進行中：45 判決：9 提訴：50	進行中：34 判決：0 提訴：34

④ 刑事裁判の件数^{107 108}

機関名	特許			意匠特許			商標		
	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年
知的財産及び通商裁判所	進行中：0 判決：19 提訴：9	進行中：3 判決：6 提訴：4	進行中：3 判決：7 提訴：10	進行中：0 判決：12 提訴：2	進行中：2 判決：2 提訴：2	進行中：1 判決：5 提訴：6	進行中：3 判決：1965 提訴：1954	進行中：37 判決：1311 提訴：1312	進行中：55 判決：784 提訴：839
特別事件控訴裁判所	進行中：0 判決：3 提訴：4	進行中：1 判決：7 提訴：6	進行中：1 判決：1 提訴：2	進行中：0 判決：1 提訴：1	進行中：0 判決：5 提訴：4	進行中：1 判決：0 提訴：1	進行中：3 判決：42 提訴：36	進行中：13 判決：29 提訴：29	進行中：6 判決：13 提訴：19

ける意匠出願制度概要」1頁（<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2019/04/a368312a2fa15e06bcd98c0d8efbe184.pdf>）及び別添の現地法律事務所提供資料を参照。）

¹⁰⁷ 別添の知的財産及び通商裁判所提供資料を参照。なお、知的財産及び通商裁判所におけるシステムに基づく情報なので、特別事件控訴裁判所及び最高裁判所についての件数は正確でない可能性がある。

¹⁰⁸ 2019年及び2020年の件数は、昨年度以前の報告書の情報に従っている。

機関名	特許			意匠特許			商標		
	2019 年	2020 年	2021 年	2019 年	2020 年	2021 年	2019 年	2020 年	2021 年
最高裁判所	進行中：0 判決：1 提訴：1	進行中：2 判決：1 提訴：2	進行中：2 判決：0 提訴：2	進行中：0 判決：0 提訴：1	進行中：0 判決：1 提訴：0	進行中：1 判決：0 提訴：1	進行中：1 判決：10 提訴：5	進行中：2 判決：4 提訴：3	進行中：1 判決：0 提訴：1

⑤ 民事・刑事・行政救済の内容

救済類型	内容 ¹⁰⁹	平均所要期間 ¹¹⁰
民事救済	知的財産及び通商裁判所（損害賠償、差止）	提訴から判決：12 か月から 16 か月程度
刑事救済	知的財産及び通商裁判所による刑事裁判。権利者が直接知的財産及び通商裁判所に訴えを提起する方法（私的刑事訴訟）と、警察又は特別調査局への告訴状提出により提起する方法（公的刑事訴訟）がある。	私的刑事訴訟： 起訴から判決まで 10 か月から 12 か月程度。 公的刑事訴訟： 捜査から起訴まで、事案の複雑さ、当局の対応状況により 8 か月から 10 か月程度、又はそれ以上。 起訴から判決まで 8 か月から 10 か月程度。
行政救済	知的財産局による、紛争を裁判所に持ち込む前段階の調停及び和解業務、並びに仲裁業務 そのほか、水際措置として税関差止がある。	調停：相手方への書面の送付から、1 日から 1 か月程度。 仲裁：提起から仲裁判断まで 90 日から 120 日程度。

¹⁰⁹ JETRO バンコク事務所「タイにおける模倣品流通実態調査 2020年3月」30-40頁

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/b_thailand_chousa.pdf)

¹¹⁰ 民事救済及び刑事救済については、別添の知的財産及び通商裁判所に確認した情報、行政救済については、別添の知的財産局に確認した情報による。

2-2. ベトナム

サービス貿易

（１）ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. 公安省がデータ保護法令（Data Protection Decree）の草案公表

2019年4月から、個人及び組織の法的権利及び利益を保護するために、個人データ保護に関する政府法令をベトナムの公安省が検討しているが¹¹¹、2021年2月に個人データ保護に関する政令ドラフト（Draft Decree on Personal Data Protection）が公表された¹¹²。

同草案の具体的な構成としては、以下のとおりである（一部抜粋）¹¹³。

第1章 一般規定

第2章 個人データの取り扱い

第3章 個人データを保護するための措置

第4章 個人データ保護委員会

第5章 機関・組織・個人の責任

第6章 法令の発効と実施責任

また合わせて、政府直属機関として公安省内に個人データ保護委員会（Personal Data Protection Commission）を設置することとしている¹¹⁴。

2. サイバーセキュリティ法施行令草案

2018年に可決され、2019年1月1日から施行されているサイバーセキュリティ法に関する施行令案が、2018年10月31日に公表され、同草案の検討が継続している。公安省の公式サイトでは、当該草案が発表されることになった経緯が説明されている¹¹⁵。

同法案の具体的な中身としては、国家安全保障に関する重要な情報システムの確立、国家安全保障に関する重要な情報システムの評価、検査、監督の調整、国家安全保障にとって重要な情報システムのネットワークセキュリティの条件、ネットワークセキュリティを保護するための対策を適用するための順序と手続、ベトナムにおけるデータストレージの要件に関する規制、ベトナムの支店・駐在員事務所の設立の要件等である¹¹⁶。

3. インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令に関する改正案

ベトナム情報通信省は、2021年7月、インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令¹¹⁷（以下「政令72号」という。）に関する改正案¹¹⁸（以下「本改正案」という。）

¹¹¹ Viet Nam News “Government decree drafted to protect personal data” (<https://vietnamnews.vn/economy/571075/government-decree-drafted-to-protect-personal-data.html>)（2022年1月24日確認）

¹¹² ベトナム公安省 「個人データ保護法案に関するパブリックコメントの募集」 (<http://bocongan.gov.vn/vanban/Pages/vanban-moi.aspx?ItemID=519>)（2022年1月24日確認）

¹¹³ ベトナム公安省 「個人データ保護法案に関するパブリックコメントの募集」 (<http://bocongan.gov.vn/vanban/Pages/vanban-moi.aspx?ItemID=519>)（2022年1月24日確認）

¹¹⁴ 個人データ保護政令第23条

¹¹⁵ ベトナム公安省 “Draft decree on Law on Cyber Security accords with international conventions: Chief of MPS Office” (<http://en.bocongan.gov.vn/tintuc/Pages/news-events.aspx?ItemID=5269>)（2022年1月24日確認）

¹¹⁶ ベトナム公安省、サイバーセキュリティ法施行令に関する説明 (<http://bocongan.gov.vn/vanban/Pages/vanban-moi.aspx?ItemID=314>)（2022年1月24日確認）

¹¹⁷ 情報通信省ウェブサイト (<https://mic.gov.vn/Upload/Store/VanBan/7931/72-2013-nd.pdf>)（2022年2月14日確認）

¹¹⁸ 情報通信省ウェブサイト (https://www.mic.gov.vn/Pages/DuThaoVanBan/XemYKienDongGop.aspx?iDDTVB_DuThaoVanBan=2065&replyUrl=/pages/duthaovanban/danh sachduthaovanban.aspx)（2022年2月14日確認）

を、パブリックコメント募集のために公表した¹¹⁹。主な改正内容は、以下のとおりである。

- ・ 政令72号の規制対象となるオフショアサービスプロバイダーの拡大（月間10万アクセスされるサイトは適用対象となること（従来は月間100万アクセス）。）
- ・ サイバーセキュリティ法に基づき、データローカライゼーション措置を実施し、ベトナム国内に拠点を設置すること（具体的な内容は定まっていない。）。
- ・ 情報通信省に届け出たプロバイダーのみ、①ライブストリーミング、②収益機能の付帯が可能となること。
- ・ ベトナムのユーザーからの苦情や当局の要請を受けてから 24 時間以内に当該苦情等に対応すること。
- ・ 当局の要請を受けてから 24 時間以内に、違法コンテンツを定期的（月に 5 回以上）に提供しているSNSのアカウント、ファンページ、コンテンツチャンネルを一時的に（場合によって 7 日から 30 日間）凍結すること。
- ・ 年に一度、また臨時に、提供したサービス内容を情報通信省に報告すること（サービスプロバイダーは、報告の際に、提供したサービスの内容の詳細を法定の書式に記載する必要がある）。

また、本政令案は、上記の義務のほか、オフショアサービスプロバイダーの行為やオフショアサービスプロバイダーが取得する情報について、当局の行政処分の対象となる範囲を拡大している。

知的財産

（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、刑事罰の適用事例や推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください

① 模倣品・海賊版に対する最近の主な刑事罰適用事例

2017 年改正後の刑法は、知的財産権侵害行為を罰する罪として、著作権等を侵害する罪（同法第 225 条）、工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪（同法第 226 条）を規定しており、工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪に問われた近時の刑事罰適用事例として以下の事例 1 が存在する¹²⁰。

また、刑法上、偽造品がもたらす健康被害を防止するなどの観点から、偽造品の製造、売買を処罰する罪も規定されており（同法第 192～第 195 条）、模倣品・海賊版の販売に関し、偽造品を製造、売買する罪に該当するものとして刑事罰を科された事例が、以下の事例 2 のとおり存在する¹²¹。

事例 1：Binh Duong 省 Thuan An 市人民裁判所の第一審判決（工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪）¹²²

2020 年 1 月 3 日、Thuan An 市警察は Binh Duong 省警察と協力して T の事業所にて臨時捜査を実施した結果、Adidas、Nike、Under Armour の各ブランド名が付された T シャツ 5470 枚や印刷機などの物品、機械が発見された（なお、その後、T の姉である X 及び X の夫である H の自宅でも捜査を実施した結果、同様の物品及び機械が発見されている。）。

2021 年 3 月 21 日付 Thuan An 市人民裁判所は、刑法第 226 条第 1 項に基づき、T を非拘束矯正刑 1 年に処した。

¹¹⁹ 情報通信省ウェブサイト（https://www.mic.gov.vn/Pages/DuThaoVanBan/XemYKienDongGop.aspx?iDDTVB_DuThaoVanBan=2065&replyUrl=/pages/duthaovanban/danh sachduthaovanban.aspx）（2022 年 2 月 14 日確認）

¹²⁰ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹²¹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹²² 最高人民裁判所（<http://congboanan.toaan.gov.vn/2ta733915t1cvn/chi-tiet-ban-an>）（2022 年 1 月 26 日確認）

事例2：Hanoi市人民裁判所の第一審判決（偽造品を製造、売買する罪） ¹²³
2019年7月22日、Tが運転するトラックに対し臨時捜査を実施した結果、Honda及びYamahaの各ブランド名が付されたバイク部品518個、ブランドなしのバイク部品558個をYから購入し、他者に売却予定であったことが判明した。Tの自宅を捜査した結果、更にHonda及びYamahaの各ブランド名が付されたバイク部品18個、ブランドなしのバイク部品68個、未使用のHondaのラベル50個を発見した。Yの自宅を捜査した結果、Honda及びYamahaの各ブランド名が付されたバイク部品を2452個発見した。いずれも、Yが中国から購入し、Honda又はYamahaのブランドロゴを付した偽造品であることが判明した。 2020年5月6日付ハノイ市人民裁判所は、Yを刑法第192条第2項dd号に基づき懲役3年執行猶予5年に処し、Tを刑法第192条第1項に基づき懲役1年6月執行猶予5年に処した。

- ② 警察、税関、市場管理局、監査局（科学技術監査局（STI）、情報通信監査局（ICI）、文化スポーツ観光監査局（CSTI））における過去5年分の取締り件数^{124 125}

組織名	2016	2017	2018	2019	2020
警察	289	805	467	N/A	N/A
税関	30	32 ¹²⁶	28	N/A	N/A
市場管理局	29276	~19000	34733	N/A	N/A
監査局（STI、ICI、CSTI）	N/A	CSTI: 2	CSTI: 40	STI: 27 ¹²⁷	N/A
行政処罰件数総数（工業所有権）	1957 ¹²⁸	2956 ¹²⁹	1811 ¹³⁰	3293 ¹³¹	2457 ¹³²

¹²³ 最高人民裁判所（<http://congbobanan.toaan.gov.vn/2ta493465t1cvn/chi-tiet-ban-an>）（2022年1月26日確認）

¹²⁴ 警察、税関、市場監督局、監査局の2016年から2018年までの取扱い件数は、2017年の税関に係る件数を除き、昨年度以前の報告書の情報に従っている。

¹²⁵ 調査対象項目のうち、推定被害総額及び不正商品の押収額については、公式データは見当たらなかった。

¹²⁶ オンライン人民警察電子雑誌（<https://cand.com.vn/Kinh-te/Nam-2017-bat-va-xu-ly-32-vu-hang-hoa-vi-pham-so-huu-tri-tue-i460614/>）（2022年1月26日確認）

¹²⁷ 科学技術省監査局の知的財産権保護データベース（<https://www.most.gov.vn/thanhtra/pages/cSDL.aspx>）（2022年1月26日確認）

¹²⁸ 科学技術省知的財産局”2016 Intellectual Property Activities Annual Report”59頁（<https://ipvietnam.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/Annual%20Report%202016.pdf>）（2022年1月26日確認）

¹²⁹ 科学技術省知的財産局”2017 Intellectual Property Activities Annual Report”64頁（<https://ipvietnam.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBBF8742DE6D34725834600148D08/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf>）（2022年1月26日確認）

¹³⁰ 科学技術省知的財産局”2018 Intellectual Property Activities Annual Report”59頁（<http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/687634/Baocaothuonngien+2018+.pdf/aa49c9cf-0436-4a27-bd15-c811fa43c94c>）（2022年1月26日確認）

¹³¹ 科学技術省知的財産局”2019 Intellectual Property Activities Annual Report”57頁（<https://www.ipvietnam.gov.vn/documents/20182/931677/IP+Annual+Report+2019.+A3.pdf/ed7d5ab7-ef28-4b48-ae42-6351856fd69f>）（2022年1月26日確認）

¹³² 科学技術省知的財産局”2020 Intellectual Property Activities Annual Report”61頁（<https://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/1102438/IP+Annual+Report+2020.pdf/39e2a220-9bd1-4c7f-a865-4464192ef739>）（2022年1月26日確認）

③ 民事・刑事・行政救済の内容

現行法上のベトナムにおける知的財産権侵害に対する措置については、それぞれ以下のような特徴がある^{133 134}。

措置内容	管轄機関	メリット	デメリット
民事措置	裁判所	・ 損害賠償請求が可能	・ 高コスト ・ 長期化する傾向 （案件受理から通常 2～3 年） ・ 公平な裁判が期待できない場合がある ・ 判決の執行が事実上困難
刑事措置	経済警察 ¹³⁵ 裁判所	・ 捜査権限が強い ・ 厳罰を科され、再犯性が低い	・ 高コスト ・ 長期化する傾向 （案件受理から通常 2～3 年） ・ 重大事件でないと取り扱われない ・ 証拠の認定等の手続が厳格
行政措置	市場管理局 ¹³⁶ 科学技術監査局 ¹³⁷ 人民委員会 ¹³⁸ 等	・ 低コスト ・ 比較的短期 （案件受理から通常 1～2 か月） ・ 手続が比較的簡易	・ 罰則が比較的軽く、再犯率が高い ・ 損害賠償請求はできない
	税関	・ 低コスト ・ 比較的短期 ・ 水際での阻止が可能	・ 差止頻度が低い ・ 真贋鑑定等を短期間で行う必要があり、権利者の負担が大きい

¹³³ JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」22頁

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf)（2022年1月26日確認）

¹³⁴ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹³⁵ 経済警察が捜査の過程で行政措置をすべき事件と判断した場合には、その事件は関係書類・証拠とともに該当する行政機関に移送される。反対に、行政機関が取り扱う事件が刑事事件相当である、又はその兆候があると判断した場合、その事件は関係書類・証拠とともに経済警察に移送される。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」16頁

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf)（2022年1月26日確認）

¹³⁶ 市場で流通している商標や地理的表示を模倣した商品等、高度な専門性を有しない事件について行政措置を行う。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25頁

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf)（2022年1月26日確認）

¹³⁷ 特許、意匠及び商標等の産業財産権のうち、高度な専門性が要求される複雑な事件について行政措置を行う。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25頁

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf)（2022年1月26日確認）

¹³⁸ 管轄地域で行政措置を行う権限を広く有している。同権限は、市場管理局 など他の執行機関が行う行政措置の範囲と重複する。もっとも、多くの場合、地方行政を広く監督する立場にある人民委員会が、直接、知的財産権侵害事件に対して行政措置を行うことは珍しい。人民委員会が登場する場面としてよく見られるのは、複数の機関が関与するような案件であるとき、人民委員会の委員長が、関係機関の意見を集約した上で行政措置の判断を下すという場面である。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25頁

(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf)（2022年1月26日確認）

④ 知的財産法改正法案

2020年に公表された知的財産法の改正草案は、意見公募期間を経た後、2021年10月に第15期第2回国会にて審議が行われた。不正商品に対する行政罰の対象（第211条）、CPTPP・EVFTA等のベトナムが新たに加盟した条約との整合性、著作権及び著作隣接権の詳述、著作権の例外使用の拡張等について審議がなされ、当該審議を踏まえ、改正草案が見直される予定である。予定通り進めば、国会第3期（2022年5月～6月頃予定）で可決される可能性がある¹³⁹。

¹³⁹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

2-3. インドネシア

サービス貿易

(1) ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. OTT を介したサービス・コンテンツの提供に関する規制草案を検討

2018年8月、インドネシアの通信情報省は、携帯電話業界への規制を検討するため、インターネットを介したアプリケーションサービス及びコンテンツの提供に関する規制の草案の検討を再び始めた¹⁴⁰。当該記載の主な目的としては、コンテンツのロイヤリティの保護を図ること、税金を賦課することなどである。

もっとも、現段階においても具体的に立法は行われていない。

関税

(1) 2021 年度版不公正貿易報告書 P.61,62 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。IT 製品（特に 85 類 17 項の携帯電話関連）で関税が引き上げられた品目は無いか、追加関税引上げ品目があった場合は、品目番号（HS コード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内か調査ください。また、関税が引き上げられた背景について、現地報道など可能な範囲で調査ください。またタイと同様に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。加えて、現在適用されている関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率 など）を調査ください。

1. 関税構造

2019年におけるインドネシアの非農産品の譲許率は95.8%と変更はない。単純平均譲許税率は35.5%と変化がない。2019年の非農産品の平均実効税率は8.0%であり、衣類（平均23.9%）、輸送機械（平均13.5%）と、2018年から変化はない¹⁴¹。

なお、2017年2月27日に財務大臣令2017年第31号において、特定用途免税制度（USDFS）により関税が0%となる品目数（HSコードで251品目+12品目）に変更はない。2018年1月22日付の工業大臣規定2018年第3号において指定した、特定用途免税制度を通じた特別便宜の利用が可能な工業分野に変化はない。

また、関税が引き上げられた IT 製品（特に 8517 類の携帯電話関連）はない。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに関する関税

インドネシアでは、テレビに組み込まれないカラーのモニター・プロジェクター（HS コード 8528.59.10）がデジタルサイネージ・プロジェクターに該当する。テレビに組み込まれないカラーのモ

¹⁴⁰ インドネシア通信情報省 “Kominfo again discussed the rules for OTT”

(https://www.kominfo.go.id/content/detail/14180/kominfo-kembali-bahas-aturan-untuk-ott/0/sorotan_media)（2022年1月24日確認）

¹⁴¹ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/world_tariff_profiles20_e.htm)（2022年1月24日確認）

ニター・プロジェクト（HS コード 8528.59.10）の輸入関税率は、10.0%であり、そのほかに VAT 及び源泉徴収税（withholding tax）として、それぞれ 10.0%の税率がかけられている¹⁴²。

3. インドネシアにおける関税体系について

インドネシアにおいては、1995 年第 10 号通関法（2006 年 11 月 15 日付法律第 17 号）によって、関税体系が規律されている。その他にも、輸入関税、罰金、追徴金の還付手順（2005 年 5 月 26 日付財務大臣規定 2005 年第 38 号(No.38/PMK.04/2005)）といった規定により規律される。

基本的な体系としては、一般税率（輸入関税、輸出関税）、ASEAN 共通効果特惠関税（CEPT）税率、自由貿易協定（FTA）の適用税率、一般特惠関税制度（GSP）税率、世界的貿易特惠関税制度（GSTP）税率から構成されており、関税の種類としては、基本的に従価税となっている。

対日輸入適用税率については、日本インドネシア経済連携協定（JIEPA）、ASEAN 日本包括的経済連携（AJCEP）を利用することで関税の減免が受けられる。例えば、JIEPA の内、特定用途免税制度（USDFS）を利用することで、自動車、電気電子、重機・建機、エネルギーなど特定の用途のための輸入に対して、関税が免除される¹⁴³。

（2）新型コロナウイルスの影響について、その対策として2021年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. 新型コロナ対策の輸入品免税措置の改定

インドネシア政府は、新型コロナウイルス対策の目的で輸入する物品の輸入税など諸税を免除する財務大臣規定¹⁴⁴を改正し、2021 年 7 月 12 日から施行した。2020 年 4 月に導入された本免税措置は、今回の改正により、ハンドサニタイザーや消毒剤、マスク（N95 マスク以外）などが免税対象から外れ、酸素濃縮器や酸素生成器が新たに免税対象となった¹⁴⁵。

免税措置を受けたい物品が輸入規制対象品の場合は、国家防災庁（BNPB）の推薦状を取得する必要があり、輸入時に税関へ推薦状を提出すれば、同庁や所管省庁が定めた一定の枠内で当該輸入規制や諸税の免除を受けることができる。推薦状の取得や免税申請の手続きは、「インドネシア・ナショナル・シングルウィンドウ（INSW）」から行うことができる。

¹⁴² FedEx 「WorldTatiff オンラインデータベース」

（<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>）（2021 年 12 月 27 日確認）

¹⁴³ JETRO（https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/trade_03.html）（2022 年 1 月 24 日確認）

¹⁴⁴ インドネシア政府 「財務大臣規程 2020 年第 34 号」（<http://repository.beacukai.go.id/download/2020/04/24b0a4122ce259f620158035bc24c42e-salinan-pmk-34.pdf>）（2021 年 12 月 27 日確認）

¹⁴⁵ インドネシア政府 「財務大臣規程 2021 年第 92 号」（<https://perpajakan-id.ddtc.co.id/sumber-hukum/peraturan-pusat/peraturan-menteri-keuangan-92pmk-042021>）（2021 年 12 月 27 日確認）

(1) 2021 年版不公正貿易報告書 P.67 の「(1) 水際での侵害差止め措置」に関して、TRIPS 協定第 4 節 (税関措置) の整合性の観点から、インドネシア関税法の下位法令等 (例えば、関税法 64 条 1 および 2 項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則) の整備状況や実際の運用状況等、最新情報を調査ください。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項 (効果的な権利行使実現) の履行状況を評価する観点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額 (可能であれば日系企業・日本製品の被害額)、取締り件数や不正商品の押収額 (機関別 (税関や警察、市場管理機関などの別) の件数、金額) の推移 (過去 5 年程度)、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

(3) 2021 年版不公正貿易報告書 P.68 の「(3) インドネシア改正特許法」に関して、最新の情報について調査ください。特に同法 20 条における国内実施義務については、オムニバス法の施行や国内実施義務の適用猶予を求めることができる大臣令の廃止等の動きの他、20 条自体の更なる法改正が検討されているところ、TRIPS 協定第 27 条との整合性懸念について、最近のインドネシア政府の動向を調査ください。

(4) 日尼 EPA 第 114 条パラ 2 には、国内のみならず外国で周知の商標についても保護することが規定されているものの、日本で周知の商標がインドネシアにおいて十分に保護されていない懸念がある。当該 EPA の規定に関し、運用上、どのような対応がなされているのか、審査ガイドラインや具体的な案件に基づいて、実務の実体を説明してほしい。特に、日本で周知であるが、インドネシアで周知でなくかつ登録もされていない先行の商標が存在する場合、インドネシアの審査において後の商標出願が拒絶されるのか否か、可能な限り具体的な情報を提供していただきたい。また、2021 年版不公正貿易報告書 P.67 記載の「(2) 日インドネシア EPA の履行問題」における、包括委任状の最新状況も調査ください。

(5) 2021 年版不公正貿易報告書 P.68 記載の「(4) 医薬品等の特許保護 (既知の化合物の新規形態・用途)」につき、最新の状況を調査ください。特に、特許法第 4 条(f) の審査実務上の指針として 2019 年中に公表が予定されていたガイドライン等の運用状況につき、変更やアップデート情報があれば報告ください。

(1) インドネシア関税法の下位法令 (例えば、関税法 64 条 1 及び 2 項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則) の整備状況や実際の運用状況等

2018 年 6 月 16 日に施行された財務大臣規則¹⁴⁶第 40 号は、インドネシアにおいて知的財産権侵害疑義物品の差止めを実施するためには、商標権又は著作権を税関に登録する必要がある旨規定しており、同規則第 3 条第 5 項は、税関登録ができる者の要件をインドネシア国内に所在する法人に限定している。

2021 年 12 月時点において、5 社 (インドネシア法人 4 社及びアメリカ法人のインドネシア子会社 1 社) により、商標 17 件と著作権 2 件が登録されている。詳細は以下のとおりである¹⁴⁷。

会社名	法人格	登録内容	登録状況
PT SBA	インドネシア法人	商標 2、著作権 1	承認済み
PT IGS	インドネシア法人	商標 1、著作権 1	承認済み
PT Standarpen Industries	インドネシア法人	商標 3	承認済み
PT Proctor & Gamble Indonesia	アメリカ法人のインドネシア子会社	商標 9	承認済み
名称不明	インドネシア法人	商標 2	承認済み

¹⁴⁶ Indonesia Government Regulation No.40 of 2018

¹⁴⁷ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

上記情報は、税関への非公式の照会により得られたものであるが、税関の新しい内部ルールにより、新規登録された会社の詳細情報は得られなかった。

なお、昨年度の報告以降、実際の摘発例は見当たらない。

差止命令に関する最高裁規則としては、最高裁規則 2012 年第 4 号¹⁴⁸が制定されていたが、現行の差止命令の制度にそぐわないものとなってしまうため、これに代わるものとして最高裁規則 2019 年第 6 号¹⁴⁹が 2019 年 12 月 9 日に制定され、同月 10 日に発効した。最高裁規則 2019 年第 6 号は制定後改正されておらず、現在も効力を有している。

その他、前述の財務大臣規則第 40 号の第 3 条第 5 項を含め、関税法第 64 条に関連する法規制及び最高裁判所規則については、2020 年度の調査以降の特段の改正はなく、現時点における改正の予定もない¹⁵⁰。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 産業財産権登録のための審査期間

産業財産権登録のための平均的な所要時間は下表のとおりである¹⁵¹。

産業財産権	出願から登録まで（拒絶通知なし）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	1 年	1 年
簡易特許 ¹⁵²	1-2 年	6 か月
意匠	8-12 か月	6 か月
商標	12-18 か月	90 日

② 推定被害総額

2020 年、商務裁判所においては、17 件の商標権侵害訴訟（ジャカルタ 10 件、スラバヤ 7 件）があり、9 件の著作権侵害訴訟（ジャカルタ 7 件、スラバヤ 2 件）があったが、いずれも日本企業に関連するものではない。警察による取締り案件に関する被害総額については、入手可能なデータが存在しない¹⁵³。

2021 年 4 月に、多額の損害賠償金が認められた知的財産侵害訴訟があった¹⁵⁴。

2020 年 6 月、米国の芸術家であるクリス・バーデン（故人）の財団が、バンドンにある自撮りテーマパーク「ラビットタウン」が「Love Light」というインスタレーション・アートを展示することにより、バーデンの「Urban Light」に係る著作権を侵害したとして、当該テーマパークとそのオーナーに対して著作権侵害訴訟を提起した。なお、「Urban Light」は、ロサンゼルス・カウンティ美術館（LACMA）の外に 2008 年から展示されている、格子状に並んだ 202 の歴史的な街灯からなるインスタレーション・アートである。

¹⁴⁸ JETRO「ジェトロ仮訳」（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/rule_2012-4_jp.pdf）（2022 年 1 月 26 日確認）

¹⁴⁹ JETRO「ジェトロ仮訳」（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/201907_2.pdf）（2022 年 1 月 26 日確認）

¹⁵⁰ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁵¹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁵² 簡易特許とは、新規であって既存の物または方法の改良である発明に対して与えられる知的財産権であり、日本法における実用新案に相当する（工業所有権情報・研修館「インドネシアにおける実用新案出願制度概要」（<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/17467/>）（2022 年 1 月 26 日閲覧））。

¹⁵³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁵⁴ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

紛争は、2018年3月に、あるインスタグラムユーザーが2つのインスタレーション・アートの比較画像をアップロードしたことをきっかけとして始まった。両当事者は2年間、当事者間での交渉を行ったが、交渉は決裂し、財団が中央ジャカルタ商事裁判所に著作権侵害訴訟を提起し、有形の損害として約75万米ドル（106億9875万インドネシアルピア）、無形の損害として約350万米ドル（499億2750万インドネシアルピア）の賠償を請求した。裁判の結果、被告は、有形の損害として約6万9000米ドル（9億8428万5000インドネシアルピア）の賠償を命じられ、無形の損害については認容されなかった。被告の最高裁判所に対する上告は認められなかった。

③ 取締り件数の推移¹⁵⁵

	2016	2017	2018	2019	2020
警察	不明				
PPNS（知財総局の調査チーム）	報告件数： 59件	報告件数： 16件	報告件数： 35件	報告件数： 41件	不明
関税当局	不明				

PPNSによる取締り件数については、2019年まではインドネシア知的財産総局（DGIP）の年次レポートで公表されていたが、2020年については、同レポートに年次調査に関するデータが記載されておらず、取締り件数は不明である。

警察及び関税当局による取締り件数については、従前から公表されていない。

④ 民事・刑事・行政救済の内容

各救済の内容と平均所要期間は以下のとおりである¹⁵⁶。

救済類型	内容 ¹⁵⁷	平均所要期間 ¹⁵⁸
民事救済	・知的財産権に関する民事訴訟は、国内に5か所ある商務裁判所の管轄となっている。 ・通常は被告所在地の商務裁判所の管轄となるが、当事者のいずれかがインドネシア国外に所在する場合は、ジャカルタの商務裁判所の管轄となる。 ・件数としては、ジャカルタの商務裁判所が年間約50件で、他の裁判所における件数は若干数である。また、ほとんどの訴訟は登録に関するもので、侵害に関する訴訟は年間10件程度である。 ・差止請求、損害賠償請求、廃棄請求、侵害品作成のための道具及び素材の没収が救済として認められている。仮差止の制度もある	・4-6か月を要する。

¹⁵⁵ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁵⁶ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁵⁷ BRITCHAM INDONESIA” INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS ENFORCEMENT MANUAL FOR INDONESIA”（https://britcham.or.id/wp-content/uploads/2020/12/FSIP_IP-Enforcement-Manual_BritCham-Indonesia_05-08-2020_printed-version.pdf）（2022年1月26日確認）。民事救済については15-17頁、刑事訴追については8-9頁、行政救済については20-21頁。

¹⁵⁸ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

救済類型	内容 ¹⁵⁷	平均所要期間 ¹⁵⁸
	が、裁判手続きのスピードが速いのであまり用いられない。	
刑事訴追	・商標権や著作権の侵害は親告罪となっており、警察か PPNS への告訴が必要となる。 ・告訴後、捜査がなされ、検察官により刑事訴追を行うかが判断される。 ・警察における手続きの不透明性等の問題もあり、実際に刑事訴追に至る例は多くない。	・警察のスケジュールにもよるが、事前の捜査には約 1-2 か月を要する。 ・刑事訴追には 6-18 か月を要する。
行政救済	・（１）で述べた、関税法に基づく税関での没収手続きがある。 ・それ以外の行政救済は存在しない。	・裁判所による留置命令がない場合、税関は商品を 10 日間を超えて保持することはできない。 ・商務裁判所は 2 営業日以内に請求を認容又は棄却し、1 日以内に税関に通知しなければならない。 ・税関は留置命令を受領してから 10 日後まで商品を保有する。但し、運用コストを追加で支払うことにより、さらに 10 日間の延長が可能である。

2021 年にアメリカ合衆国通商代表部（USTR）が公表したスペシャル 301 条報告書¹⁵⁹では、インドネシアが優先監視国として指定された。2022 年に優先監視国の指定から外れることを目標として¹⁶⁰、DGIP は、以下の事項に関する 2022 年に向けたアクションプラン¹⁶¹を定め、執行活動の改善に努めようとしている。なお、知的財産タスクフォースのウェブサイトには、オペレーションズタスクフォースにより実行される知的財産法違反への執行活動に関する情報が掲載される予定である。

(ア)知的財産タスクフォースのウェブサイトの開設

(イ)特許法、商標法及び関税法の改正

(ウ)調査のデジタル化

(エ)ISO 認証

これら 4 つのプログラムは、インドネシアにおける知的財産についての法執行と監督の改善を目的とするものである。2021 年中には顕著な動向は見られなかったが、2022 年には何らかの動きがあることが予想される。現地法律事務所が収集した情報によると、2022 年の国会においては、特許法の改正案が主要な論点の一つとなることが見込まれるようである¹⁶²。

¹⁵⁹ Office of the United States Trade Representative”2021 Special 301 Report”

([https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20(final).pdf)) (2022年1月26日確認)

¹⁶⁰ The Jakarta Postet” Indonesia taken off US Priority Watch List” (<https://www.thejakartapost.com/adv/2021/11/08/indonesia-taken-off-us-priority-watch-list.html>) (2022年1月26日確認)

¹⁶¹ Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual - Kementerian Hukum dan HAM R.I.” Direktorat Penyidikan dan Penyelesaian Sengketa Susun Program Unggulan Tahun 2022” (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/direktorat-penyidikan-dan-penyelesaian-sengketa-susun-program-unggulan-tahun-2022?kategori=agenda-ki>) (2022年1月26日確認)

¹⁶² 別添の現地法律事務所提供資料を参照

(3) 改正特許法に関する最新動向¹⁶³

2020 年 11 月 2 日、特許法第 20 条を含む 79 の法律を改正する雇用創出オムニバス法（2020 年法律第 11 号）が施行された。

2021 年 11 月に、インドネシア憲法裁判所は、雇用創出オムニバス法は、法律の制定手続の正式な要求事項に違反していたため、瑕疵があり、憲法に適合しないとして、2023 年 11 月 25 日までに改正される必要があるとの判断を下した。

それまでの 2 年間、雇用創出オムニバス法は効力を有し続けるが、インドネシアの政府は、同法に基づく戦略的及び広範な影響のある措置・政策については差し控えることが求められており、また、同法に関する新しい施行規則を制定することも禁止されている。ただし、アイルランガ・ハルタルト経済問題調整相は、既存の施行規則は存続すると述べている¹⁶⁴。

特許法第 20 条については、特許権の国内実施に係る 2018 年大臣令第 15 号¹⁶⁵及びこれに代わり制定された 2019 年大臣令第 30 号¹⁶⁶により、インドネシア国内で発明を実施することができない特許権者に対し、一定の手続を経ることにより 5 年間の猶予を与えることとされていたが、特許庁は、2020 年 11 月 2 日に雇用創出オムニバス法が施行されてから、同大臣令に基づく猶予申請を受理していない。

また、2021 年 2 月、インドネシア政府は、雇用創出オムニバス法による法改正について、45 の大臣令と 4 の大統領令を発したが^{167 168}、知的財産に関しては、法務人権省により、雇用創出オムニバス法の改正を反映し、3 つの大臣令（2021 年大臣令第 12 号、第 13 号、第 14 号）が発せられている。

2021 年大臣令第 14 号¹⁶⁹により、強制特許ライセンスの手続きに関する前掲 2019 年大臣令第 30 条は改正されることとなった。

(ア)特許権者が雇用創出オムニバス法第 107 条第 2 項に定める義務（インドネシアでの特許の再実施）に関する義務を履行できなかった場合に、法務人権大臣は強制ライセンスを行うことができる。

(イ)2019 年大臣令第 30 号において、特許の実施の猶予に関して定める第 39 条から第 44 条を削除する。

(ウ)2021 年 2 月 3 日までに提出された全ての猶予申請については、2019 年大臣令第 30 号に従って処理される。

これらの規則は、2021 年 1 月 29 日に成立し、2021 年 2 月 3 日から施行されている。

¹⁶³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁶⁴ Kompas.com “UU Cipta Kerja Inkonstitusional Bersyarat, Menko Airlangga: Aturan Pelaksana Tetap Berlaku” (<https://money.kompas.com/read/2021/11/25/165641026/uu-cipta-kerja-inkonstitusional-bersyarat-menko-airlangga-aturan-pelaksana?page=all>) （2021年1月26日確認）

¹⁶⁵ Ministerial Regulation No.15 of 2018

¹⁶⁶ Ministerial Regulation No.30 of 2019

¹⁶⁷ Rouse法律事務所 “Indonesia: Regulations on implementation of Job Creation Law”

(<https://rouse.com/insights/news/2020/indonesia-the-new-omnibus-law-on-job-creation-and-amendments-to-ip-laws>) （2022年1月26日確認）

¹⁶⁸ TEMPO.CO “Pemerintah Terbitkan Aturan Turunan UU Cipta Kerja, Berikut Daftarnya”

(<https://nasional.tempo.co/read/1435018/pemerintah-terbitkan-aturan-turunan-uu-cipta-kerja-berikut-daftarnya>) （2022年1月26日確認）

¹⁶⁹ Minister of Law and Human Rights Regulation No 14 of 2021 on the Amendment to Minister of Law and Human Rights Regulation No. 30 of 2019 on Procedures for the Granting of Compulsory Patent Licensing

(4) 周知商標並びに包括委任状

① 周知商標¹⁷⁰

インドネシアの商標局における審査において、外国で周知の先行商標が存在するというだけで商標出願を拒絶する例は現在においても見られない。しかし、裁判実務では、外国においてのみ周知の先行商標が先に存在することを理由に、インドネシアにおける商標登録を取り消した裁判例が存在している。裁判所が外国における周知性を理由にインドネシアにおける登録商標を取り消した 2021 年の裁判例のうち、日本企業が関係しているものとしては、以下の 1 件が存在する¹⁷¹。

裁判例番号	概要
当事者	
58/Pdt.Sus-Merek/2020/PN.Niaga.Jkt.Pst 原告：任天堂株式会社 被告：PT. Cardolestari Indonesia Eddy Tumewu Directorate of Trade Mark 判決日：2021 年 3 月 2 日	任天堂株式会社は、PT. Cardolestari Indonesia の  の商標（第 25 類）について、任天堂株式会社のスーパーマリオブラザーズにおけるマリオ・ルイージのキャラクター及びこれらに関する周知の商標であるに類似しており、悪意で提出されたものであるとして、取消に成功した。 裁判官は、以下のような事実から周知性を認定した。 ・スーパーマリオの商標は様々な国（オーストラリア、カナダ、バハマ、インド、マレーシア、フィリピン、シンガポール等）で、第 3 類、第 5 類、第 8 類、第 9 類、第 10 類、第 12 類、第 14 類、第 20 類、第 28 類、第 35 類、第 36 類及び第 41 類について登録されている。 ・スーパーマリオブラザーズの商標も、1989 年からカナダで第 25 類について登録されている。 ・インドネシアにおいても、任天堂株式会社は、1986 年から、スーパーマリオブラザーズの商標について、第 9 類、第 28 類での登録を受けている（登録番号：IDM000088541、IDM000088542、IDM000088543）。 ・ギネス世界記録 2016 ゲーマーズ・エディションにおいては、マリオは世界で最も著名なゲームキャラクターとして認定され、ギネス世界記録 2017 ゲーマーズ・エディションにおいては、最も売れたゲームキャラクターとして認定されている。

② 包括委任状の最新状況について

「包括委任状」制度について昨年度の調査からアップデートはなく、現在においても、出願手続きに当たっては個別的な委任状が必要となっている¹⁷²。

¹⁷⁰ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁷¹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁷² 別添の現地法律事務所提供資料を参照

(5) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）¹⁷³

2016年8月28日に施行された改正特許法第4条(f)は、「発見」(discovery)のうち、「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」(同条(f)(1))又は「既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」(同条(f)(2))については「発明」(invention)に該当しないと規定し、特許による保護の対象から除外している¹⁷⁴。

特許法第4条(f)については、ガイドラインが策定されており、2021年11月に開催された特許庁のセミナーで公開されたが、ウェブ上での公開は行われていない。ガイドラインでは、特許法第4条(f)の該当性について、以下のとおり具体例等が示されている。

ア 第4条(f)(1):「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」

(ア) 使用クレーム

<具体例>

発見:「高血圧治療のための物質 X の利用」

先行技術:「抗菌のために利用される物質 X」

このクレームは、既知の製品を新しい用法で利用する場合の例であり、しばしば第2医薬用途クレーム(second medical use claim)と呼ばれる。この例は、既存の物質 X の新しい用法を強調するものであるため、単なる「発見」であり、「発明」には該当せず、特許権は付与されない。

(イ) 目的限定型のプロダクトクレーム

新しい用途・働き・機能の発見は、これらの用途・働き・機能が際立った特徴である場合や、クレームを限定する作用をする場合には、単なる「発見」ではなく、「発明」に該当するため、特許権が付与され得る。

<具体例>

発見:「アレルギー疾患の治療のために利用される物質 X」

先行技術:「殺虫剤として利用される物質 X」

このクレームにおいては、「アレルギー疾患の治療」の働き・用途に関する本質的特徴と、「殺虫剤」の働き・用途に関する本質的特徴は、区別され得るものであるといえる。そのため、このような場合は「発明」に該当し、特許権が付与され得る。

イ 第4条(f)(2):「既存の化合物の新たな形態」

化合物の新たな形態については、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないものについては、「発明」に該当しないとされている。

新たな形態としては、以下のものが挙げられる。

- ・キラリティー
- ・結晶体、溶媒和化合物、水和物
- ・塩化物
- ・プロドラッグ、代謝物

有意な効能の改善については、たとえば、以下の基準により判断される。

- ・副作用の軽減により、安全性が向上する。
- ・安定性の向上により、貯蔵寿命が長くなる。

¹⁷³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁷⁴ JETRO「ジェトロ仮訳」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf) (2022年1月26日確認)

- ・薬物吸収の向上により、薬効を維持したままで、患者への処方量が減少する。
- ・製造費用が安くなる。

以上のようなガイドラインからすると、第 2 医薬用途については、特許法第 4 条(f)(1)により、「発明」に該当せず、特許権を付与されないが、「目的限定型のプロダクトクレーム」として構成することができれば、特許権を付与され得る。特許法第 4 条(f)(2)については、「新たな形態」や「優位な効能の改善」の意義が、ガイドラインにより明確化されている。

2-4. マレーシア

関税

（１）2021 年度版不公正貿易報告書 P.70,71 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特にデジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。加えて、現在適用されている関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。

1. 関税構造

2021 年度の WTO の資料¹⁷⁵によれば、2020 年のマレーシアの非農産品の譲許税率は 81.9%、平均実行税率は 14.9%、そして単純平均譲許税率は 5.2%となっている。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに係る関税¹⁷⁶

マレーシアでは、昨年度から変更なく、パネルディスプレイ（HS コード 8529.90.5300）がデジタルサイネージに該当するものと考えられ、輸入関税率はないが、別途 GST（物品サービス税）が 10.0%賦課されることになる。他方、プロジェクター（HS コード 8528.59.1000）については、輸入関税率が 25.0%であり、別途 GST が 5.0%賦課されることになる。

3. マレーシアにおける関税体系について

マレーシアにおいては、関税法（Custom Acts (1967, Act 235)）によって、関税体系が規律されており、国際貿易産業省（The Ministry of International Trade and Industry）の大臣による通達によって、その時々に関税率等を公表することになっている¹⁷⁷。その他にも、相殺関税およびアンチダンピング関税法（Countervailing and Anti-Dumping Duties Act 1993）、物品税法（Excise Act 1976）及びフリーゾーン法（Free Zone Act 1990）が存在する。

基本的な体系としては、一般税率及び各 FTA 並びに EPA による優遇税率から構成されており¹⁷⁸、関税の種類としては、基本的に従価税となっているが、一部の品目には重量税が課されており、この他にも 2018 年からは一部の製品には物品サービス税（The Goods and Service Tax）が課されることもある¹⁷⁹。

日本とマレーシア間における対日輸入適用税率については、主に 2006 年 7 月 13 日に発効された日本-マレーシア経済連携協定（JMEPA）及び 2008 年 4 月に署名された ASEAN-日本経済連携協定（AJCEP）が大きく影響を与えている。JMEPA においては、2016 年までに全ての農産物及び工業製品に対する段階的な引き下げ、又は撤廃が行われている¹⁸⁰。他方、AJCEP においては、ノーマル・トラックに課せられていた 93.57%の関税を撤廃している。

¹⁷⁵ WTO "WORLD TARIFF PROFILES 2021" (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)（2021年12月27日確認）

¹⁷⁶ FedEx 「WorldTariffオンラインデータベース」, (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>)（2021年12月27日確認）

¹⁷⁷ Custom Acts (1967, Act 235)第12条 (<http://www.customs.gov.my/ms/PERUNDANGAN%20GAZETTE/CUSTOMS%20ACT%201967.pdf>)

¹⁷⁸ https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade_03.html

¹⁷⁹ <https://www.privacyshield.gov/article?id=Malaysia-Import-Tariffs#>

¹⁸⁰ JMEPAに基づくマレーシアの関税減免実行表 (<https://fta.miti.gov.my/miti-fta/resources/auto%20download%20images/55828dcd657f2.pdf>)

（２）新型コロナウイルスの影響について、その対策として 2021 年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウィルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. ASEAN 経済会合において、152 品目の非関税に合意

2020 年 11 月 10 日に開催された東南アジア諸国連合（ASEAN）の経済閣僚が出席する第 19 回 ASEAN 経済共同体において、マレーシア貿易産業省のアズミン・アリ上級相（経済担当）兼貿易産業相は、新型コロナウイルス感染症対策で域内の貿易が低迷する中、生活必需品の流通を円滑化するため、医薬品や医療機器のほか、個人防護具（PPE）や食品などを非関税にすることに合意し、覚書を締結した

181。

2. COVID-19 の影響による関税の一時撤廃

2020 年 3 月 24 日付けで、マレーシア財務省は、同年 3 月 25 日から COVID-19 が終息したと政府が宣言するまでの間、医療機器、検査機器、個人用防護具、使い捨ての製品の関税及び売上税等を免除する旨を発表した。具体的に関税撤廃の影響を受けた製品の関税分類番号は 8418.50.91.00、6307.90.40.00、3926.20.90.00、4818.90.00.00、3917.33.91.00、3926.90.39.00 である。

知的財産

（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、刑事罰の適用事例や推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

① 模倣品・海賊版に対する最近の主な刑事罰適用事例

マレーシアは、2019 年 9 月 27 日にマドリッドプロトコルへの加入書を世界知的所有権機関（WIPO）に寄託し 106 番目の加盟国となった。旧商標法には商標侵害に対する刑事罰の規定がなく、商標侵害に対して刑事罰を求める場合には取引表示法（Trade Descriptions Act）の規定を用いていたが、マドリッドプロトコルへの加盟に向けたマレーシア改正商標法（Trademarks Act 2019 (Act No.815)）が 2019 年 11 月 22 日に成立し、商標侵害に対する刑事罰に関する規定が追加された。模倣品に対する取引表示法に基づく刑事罰適用事例のうち検索可能なもので一番新しいのは 1999 年のものであり、また、マレーシア改正商標法における刑事罰が適用された裁判例は見当たらない¹⁸²。

¹⁸¹ マレーシア国際貿易産業局 “MEDIA RELEASE 37th ASEAN SUMMIT AND RELATED MEETINGS: 19th ASEAN ECONOMIC COMMUNITY (AEC) COUNCIL MEETING SIGNING OF THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING (MoU) ON THE IMPLEMENTATION OF NON-TARIFF MEASURES ON ESSENTIAL GOODS ASEAN ECONOMIC MINISTERS’ TROIKA OPEN-ENDED DIALOGUE WITH TRADE MINISTER”

([https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Media_Release_-_37th_ASEAN_Summit_and_Related_Meetings_19th_ASEAN_Economic_Community_\(AEC\)_Council_Meeting_Signing_of_the_Memorandum_of_Understanding_\(MoU\)_on_the_Implementation_of_Non-Tariff_Measures_on_Essential_Goods.pdf](https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Media_Release_-_37th_ASEAN_Summit_and_Related_Meetings_19th_ASEAN_Economic_Community_(AEC)_Council_Meeting_Signing_of_the_Memorandum_of_Understanding_(MoU)_on_the_Implementation_of_Non-Tariff_Measures_on_Essential_Goods.pdf))（2021年12月27日確認）

¹⁸² マレーシアでは全ての刑事裁判につき判決書が作成されるわけではないことと、すべての判決がデータベースで公表されるわけではないことから、データベースによる検索には限界がある。

② 模倣品・海賊版の押収総額（マレーシア・リンギット）

項目	2016 ¹⁸³	2017 ¹⁸⁴	2018 ¹⁸⁵	2019 ¹⁸⁶	2020（1-2月） ¹⁸⁷
海賊版の押収総額	14,044,918	2,357,670	N/A	1,718,384	96,170
模倣品の押収総額	10,591,070	12,326,740	N/A	18,100,885	1,264,030

③ 国内取引消費者関係省による過去5年分の取締り件数

項目	2016 ¹⁸⁸	2017 ¹⁸⁹	2018 ¹⁹⁰	2019 ¹⁹¹	2020（1-2月） ¹⁹²
海賊版	478	257	N/A	160	7
模倣品	656	662	N/A	663	48

④ 民事・刑事・行政救済の内容

現行法上のマレーシアにおける知的財産権侵害に対する措置については、それぞれ以下のような特徴がある。なお、マレーシア知的財産公社（Intellectual Property Corporation of Malaysia; MyIPO）がマレーシアのすべての知的財産行政を管理および監督している^{193 194}。

措置内容	管轄機関	内容	平均所要期間 ¹⁹⁵
民事措置 ¹⁹⁶	・ 高等裁判所 ¹⁹⁷ 、控訴裁判所、連邦裁判所	民事訴訟による損害賠償、差止等	・ 第一審：平均約1年から2年 ・ 控訴審：平均約6か月から1年

¹⁸³ 国内取引消費者関係省、「KPDNHEP Key Statistics, Key Statistic 2016」（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2016.html>）75-86頁（2022年1月26日確認）

¹⁸⁴ 国内取引消費者関係省、「KPDNHEP Key Statistics, Key Statistic 2017」（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2017.html>）68-83頁（2022年1月26日確認）

¹⁸⁵ 2018年のデータについては、国内取引消費者関係省のウェブサイト上に該当ページは存在するものの、実際には報告書は掲載されていない。（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2018.html>）（2022年1月26日確認）

¹⁸⁶ 国内取引消費者関係省、「KPDNHEP Key Statistics, Key Statistic 2019」（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2019.html>）（Jan-Dis）64-79頁（2022年1月26日確認）

¹⁸⁷ 国内取引消費者関係省、「KPDNHEP Key Statistics, Key Statistic 2020」（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2020.html>）（Jan-Feb）64-79頁（2022年1月26日確認）

¹⁸⁸ 国内取引消費者関係省、「KPDNHEP Key Statistics, Key Statistic 2016」（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2016.html>）75-86頁（2022年1月26日確認）

¹⁸⁹ 国内取引消費者関係省、「KPDNHEP Key Statistics, Key Statistic 2017」（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2017.html>）68-83頁（2022年1月26日確認）

¹⁹⁰ 2018年のデータについては、国内取引消費者関係省のウェブサイト上に該当ページは存在するものの、実際には報告書は掲載されていない。（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2018.html>）（2022年1月26日確認）

¹⁹¹ 国内取引消費者関係省、「KPDNHEP Key Statistics, Key Statistic 2019」（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2019.html>）64-79頁（2022年1月26日確認）

¹⁹² 国内取引消費者関係省、「KPDNHEP Key Statistics, Key Statistic 2020」（<https://www.kpdnhep.gov.my/en/media-kpdnhep/penerbitan/statistik-utama-kpdnhep/2020.html>）（Jan-Feb）64-79頁（2022年1月26日確認）

¹⁹³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁹⁴ ASEAN地域におけるインターネット上の模倣品対策に関する調査（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202003_asean3.pdf）19-22頁

¹⁹⁵ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁹⁶ マレーシアにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/survey_ip_201803.pdf）

¹⁹⁷ 知的財産権侵害、有効性、および権利に関する民事上の問題は、すべて、マレーシア高等裁判所で扱われる。

措置内容	管轄機関	内容	平均所要期間 ¹⁹⁵
			・ 上告審：（上告受理まで）平均約 4 か月から 6 か月 ・ 上告審（上告受理から判決まで）平均約 6 か月から 8 か月
刑事措置 行政措置	・ マレーシア警察（Royal Malaysia Police） ・ 国内取引消費者関係省（Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs; MDTCA）¹⁹⁸ ・ 裁判所（Sessions Court）	申立て・告訴 執行官による調査、侵害品の摘発、捜査及び押収 刑事訴追	・ 被害申告から押収まで平均約 1～2 週間（但し、十分な証拠の提出が必要） ・ 刑事裁判第一審：平均約 6 か月から 1 年
	・ マレーシア税関（Royal Malaysian Customs; RMC） ・ 国内取引消費者関係省（Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs; MDTCA）	水際措置としての税関差止め	・ 被害申告から税関差止めまで：平均約 1～2 週間（但し、十分な証拠の提出が必要）

⑤ 平均審査期間¹⁹⁹

産業財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	3 年から 4 年	5 年から 7 年
意匠	6 か月から 9 か月	6 か月から 9 か月
商標	9 か月から 12 か月	1 年から 2 年

⑥ 商標法改正

2019 年商標法（Trademarks Act 2019）²⁰⁰は 2019 年 7 月 23 日に議会を通過し、2019 年 12 月 27 日から規則（Trademarks Regulations 2019）及びガイドライン（Guidelines of Trademarks 2019）がともに施行された²⁰¹。改正の内容は多岐にわたるが、不正商品に関する改正内容としては、下表のとおり、侵害に対する措置において求めることができる措置が明確に規定されたほか、以前は 2011 年取引表示法で規定されていた商標に関する刑事的措置が商標法に導入されている。

¹⁹⁸ マレーシアにおける知的財産権の行政執行を監督している。特に、侵害の疑いのある商品や模倣品に対する申立ての調査、摘発の実行、押収に関与する。

¹⁹⁹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²⁰⁰ LAWS OF MALAYSIA Act 815 TRADEMARKS ACT 2019 (<https://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2019/12/ACT-815-TRADEMARKS-ACT-201.pdf>)

²⁰¹ マレーシアにおける 商標制度・運用に係る実態調査

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202103_my.pdf)（2022年1月26日確認）

条文番号	改正ポイント
54	侵害の範囲が、混同を生じさせるおそれのある類似する商品・サービスに係る商標の使用を含むよう拡張された。
56 58-60	侵害に対する措置において求めることが可能な救済が明確に規定された（旧商標法では、規定されていなかった）。 - 差止 - 損害賠償 - 不当利得 - 裁判所が認めた場合の追加の損害賠償 - 侵害している標識の消去ほかの命令 - 侵害品・素材・物品の引渡し命令 - 侵害品・素材・物品の廃棄命令
Part XV (99-108)	刑事的措置が導入された。以前の商標に関する刑事的措置は 2011 年取引表示法（Trade Descriptions Act 2011）で規定されていた。
99	商標の模造
100	商品又はサービスへの登録商標の不正な適用
101	違反のための物品の作成又は所有
102	登録商標の不正な適用がされた商品の輸入・販売等
103	当局又は登録簿等の不正な登録
104	商品又はサービスの虚偽表示
105	召喚への不服従又は証拠提出の拒否
106	マレーシアを指定国とする国際登録商標としての虚偽表示
108	未登録者が登録された商標代理人として行う行為
Part XVI (109-139)	2011 年取引表示法（Trade Descriptions Act 2011）での監察官（Controller）、副監察官（Deputy Controllers）及びアシスタントコントローラーに付与される商標権の調査及び行使の権限
110	監察官（Controllers）、副監察官（Deputy Controllers）及びアシスタントコントローラーの権限
111	調査の権限
112	アシスタントコントローラーに対する不服申立
113	情報提供を求めるアシスタントコントローラーの権限
114	アシスタントコントローラーによる書類の保持
115	守秘義務
116	秘匿特権付き情報
117	虚偽又は誤認を生じる情報・証拠・資料の提出
118	記録の破壊・隠ぺい・損傷・改変
119	逮捕権

条文番号	改正ポイント
120	立入り・検査・商品の押収等の権限
121	判事による搜索令状
122	令状なしでの調査
123	記録された情報やコンピュータデータ等へのアクセス
124	密告等
125	欠陥にかかわらず認容される令状
126	押収した商品のリスト等
127	押収した商品の没収等
128	押収した商品のリリース等
129	腐敗しやすい商品の押収
130	押収による費用・損害の無保証
131	妨害
132	おとり捜査による証拠の認容
133	サンプルの入手
134	犯罪の管轄権
135	起訴
136	違反の徴収金の徴収
137	使用人又は代理人の行為についての本人の責任
138	法人による犯罪
139	監察官 (Controller)、副監察官 (Deputy Controllers)、アシスタントコントローラーの保護

2-5. フィリピン

関税

（１）2021年度版不公正貿易報告書 P72 の「関税構造」について、＜措置の概要＞、＜懸念点＞、＜最近の動き＞の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、現在適用されている関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。

非農産品の単純平均譲許税率は 23.4%（2020 年）で、変更はない。非農産品の単純平均実行税率は 5.5%（2020 年）で、前年から変更はない。非農産品の譲許率についても、61.9%で変更はない²⁰²。高関税品目については、2020 年の税率で、繊維製品、電気機器の最高譲許税率が共に 50%のまま維持されている。また、繊維製品、電気機器の最高実行税率についても、繊維製品が 20%、電気機器が 30%と変更はなかった²⁰³。その他、自動車の最高実行税率は 30%で変更はない²⁰⁴。

フィリピンの関税体系は、①最恵国（MFN）税率、②自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）の適用税率の 2 種類からなる。関税の種類は従価税のみであり、課税基準は、関税行政令（Customs Administrative Order : CAO）第 4-2004 号に従い、原則として、CIF 価格に相当する取引価格を基に計算される。取引価格で計算できない場合は、同一品の取引価格などを基に計算される²⁰⁵。

（２）新型コロナウイルスの影響拡大後について、その対策として2021年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

フィリピン貿易産業省は新型コロナウイルスの感染拡大に関して以下の措置を行った²⁰⁶。

- (i) 2021 年 1 月 25 日から、鶏及び七面鳥の骨抜き肉に対する輸入関税を一時的に 5%へ引き下げる措置の延長²⁰⁷。
- (ii) 輸入米の関税率を、2021 年 6 月 2 日から 1 年間、割当輸入品につき 40%から、割当外輸入品につき 50%から、いずれも 35%に引き下げ²⁰⁸。

²⁰² WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)（2022年1月27日確認）

²⁰³ WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)（2022年1月27日確認）

²⁰⁴ WTO “Welcome to the Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/ReportersAndProducts.aspx>)（2022年1月27日確認）

²⁰⁵ 日本貿易振興機構（JETRO）のホームページ (https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/trade_03.html#block3)（2022年1月27日確認）

²⁰⁶ WTO “REPORT OF THE TPRB FROM THE DIRECTOR-GENERAL ON TRADE-RELATED DEVELOPMENTS (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)”（2022年1月27日確認）

(<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/TPR/OVW15.pdf&Open=True>)（2022年1月27日確認）

²⁰⁷ Executive Order No.123 (<https://drive.google.com/file/d/1KkFlmXjmEp-9h6gnrZj0sOZKEb7G5KxD/view>)

²⁰⁸ Executive Order No.135 (<https://drive.google.com/file/d/1nuP1OcWwdQUkjK9FVMgBl2GB508ZQ2jf/view>)、Philippine News Agency “Rice tariff cut ‘best option’ amid Covid-19 pandemic”(<https://www.pna.gov.ph/articles/1141163>)（2022年1月27日確認）

知的財産

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査してください。

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 取締り件数及び推定被害総額

取締り件数及び推定被害総額の機関別の統計は以下のとおりである²⁰⁹。

組織	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年 ²¹⁰
国家捜査局 (NBI)	捜索令状：314 件 推定被害総額：1,607,647,172.00 ペソ	捜索令状：266 件 推定被害総額：1,113,552,361.35 ペソ	捜索令状：476 件 提訴：137 件 推定被害総額：5,297,699,540.80 ペソ	捜索令状：509 件 推定被害総額：12,036,089,533.16 ペソ	捜査令状：102 件 推定被害総額：8,455,140,620 ペソ
国家警察 (PNP)	捜索令状：194 件 捜査・差押令状：1 件 推定被害総額：77,229,227.00 ペソ	捜索令状：43 件 推定被害総額：54,501,805.75 ペソ	捜索令状：40 件 逮捕：66 件 提訴：58 件 推定被害総額：1,382,233,455.00 ペソ	捜索令状：63 件 推定被害総額：330,022,196.45 ペソ	捜査令状：7 件 推定被害総額：45,496,607.10 ペソ
光メディア委員会 (OMB)	検査：2580 件 推定被害総額：1,049,841,870.00 ペソ	検査：2770 件 推定被害総額：1,197,880,975.00 ペソ	検査：2644 件 捜索令状：18 件 推定被害総額：789,915,285.00 ペソ	検査：2571 件 推定被害総額：321,552,224.00 ペソ	検査：1,203 件 推定被害総額：213,488,755.00 ペソ
税関 (BOC)	推定被害総額：1,784,213,600.00 ペソ	捜査・差押令状、警告命令、調査予告書：16 件 推定被害総額：5,991,257,200.00 ペソ	推定被害総額：11,078,153,200.00 ペソ	推定被害総額：9,443,366,100.00 ペソ	推定被害総額：1,056,209,890.00 ペソ
保健省食品薬品管理局 (FDA)	推定被害総額：444,778.00 ペソ	-	捜索令状：5 件 逮捕：16 件 提訴：6 件 推定被害総額：5,841,050.00 ペソ	推定被害総額：3,221,978.75 ペソ	推定被害総額：21,618,769.00 ペソ

²⁰⁹ INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF THE PHILIPPINES “NATIONAL COMMITTEE ON INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (NCIPR) STATISTICS” (<https://www.ipophil.gov.ph/ncipr-statistics/>) (2022年1月26日確認)

²¹⁰ NATIONAL COMMITTEE ON INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS “2020 ANNUAL REPORT” 20頁 (https://drive.google.com/file/d/1Q0dYxp9rQtPMLFu58snW_iu51ZPZdSij/view) (2022年1月26日確認)

組織	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年 ²¹⁰
共同での 取締り	推定被害総額： 2,000,000,000.00 ペソ	-	推定被害総額： 5,000,000,000.00 ペソ	-	-
合計	検査：2580 件 捜索令状：508 件 捜査・差押令 状：1 件 推定被害総額： 6,519,376,647.00 ペソ	検査：2770 件 捜索令状：309 件 捜査・差押令 状、警告命令、 調査予告書：16 件 推定被害総額： 8,357,192,342.10 ペソ	検査：2644 件 捜索令状：539 件 逮捕：82 件 提訴：201 件 推定被害総額： 23,533,842,530.80 ペソ	検査：2571 件 捜索令状：572 件 推定被害総額： 22,134,252,032.36 ペソ	検査：1,203 件 捜査令状：109 件 推定被害総額： 9,791,954,641.10 ペソ

② 民事・刑事・行政救済の内容²¹¹

救済類型	内容	平均所要期間
民事救済	民事訴訟による損害賠償、差止等	下級審で 4 年程度
刑事救済	司法省等による刑事訴追	下級審で 4-6 年程度
行政救済	知的財産庁による捜査や停止命令、過料等 そのほか、水際措置として税関差止めがある。	下級審で 3.5 年程度。但し、訴訟手続に先立ち、知的財産庁による調停や仲裁が行われることがあり、これにより紛争が解決することもある。なお、知的財産庁は、オンライン侵害への対応権限を強化するなど ²¹² 、知的財産権に関する行政執行に係る手続上のルールを改正したため、平均所要期間に影響する可能性がある。

③ 平均審査期間²¹³

産業財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	N/A（実務上常に拒絶通知を出す。） 但し、申請又は優先日から 18 か月の公開期間がある。また、平均期間は、知的財産庁によると 48 か月である。	36~60 か月
意匠	6~10 か月 知的財産庁によると平均期間は 6 か月とされている。	12~18 か月 意匠権の審査は方式審査に限られる。
商標	4~6 か月	12~18 か月

²¹¹ 別添の現地の法律事務所の弁護士に確認した情報による。

²¹² INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF THE PHILIPPINES “IPOPHL's anti-counterfeiting, piracy measures strengthened with new rules in force” (<https://www.ipophil.gov.ph/news/ipophls-anti-counterfeiting-piracy-measures-strengthened-with-new-rules-in-force/>)（2022年1月26日確認）

²¹³ 別添の現地の法律事務所の弁護士に確認した情報による。

産業財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
	知的財産庁によると平均期間は3か月とされているが、当該期間は争いのない商標権申請を念頭に置いたものと思われる。	

3. 米国

内国民待遇

（１）港湾維持税につき、２０１６年版不公正貿易報告書 P.111記載の状況以降について、最新情報を調査ください。

2016年の記載から変化がなく、商業貨物（commercial cargo）に対する0.125%の従価税を賦課する制度が継続している²¹⁴。

（２）ジョーンズ法につき、２０１９年版不公正貿易報告書 P.51における状況について最新情報を調査ください。

2017年9月にハリケーン「ハーヴェイ」、「イルマ」及び「マリア」が発生した後、トランプ大統領（当時）は、石油等の緊急輸送に関してジョーンズ法の適用除外を承認した²¹⁵。

2018年12月、米国自治領プエルトリコは、米国の港からプエルトリコへの液化天然ガス（LNG）の輸送に関し、ジョーンズ法の適用除外を申請した²¹⁶。2019年5月、トランプ大統領（当時）は、米国の港からプエルトリコ及び米国北東部へのLNGの輸送に関し、ジョーンズ法の適用除外を検討した。その背景として、LNGの大量輸送を行う米国船が存在しなかったという事情がある。しかし、トランプ大統領（当時）は、共和党議員及び利益団体の反発を受けて、結局適用除外を断念した²¹⁷。また、エネルギー需要の低迷を受け、エネルギー産業界は米国連邦政府に対してジョーンズ法の適用除外を求めたが、認められなかった²¹⁸。

2021年5月以降、バイデン大統領は、石油等の緊急輸送に関してジョーンズ法の適用除外を承認した²¹⁹。また、2021年7月、バイデン大統領は、宇宙産業企業であるスペースX社（SpaceX, LLC）に対しても同法の適用除外を承認した²²⁰。

さらに、2021年1月1日に成立した2021年度国防権限法には、ジョーンズ法の適用範囲を拡大し、洋上風力エネルギー生産を含める条項があり²²¹、実際に、税関・国境警備局は、ジョーンズ法が洋

²¹⁴ Office of the Federal Register “Electronic Code of Federal Regulations” (https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=se19.1.24_124&rgn=div8)（2021年12月30日確認）

²¹⁵ Congressional Research Service “Shipping Under the Jones Act: Legislative and Regulatory Background” (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45725>) 及び Congressional Research Service “Federal Freight Policy: In Brief” (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44367>)

²¹⁶ U.S. Energy Information Administration “Puerto Rico’s LNG imports returned to pre-Hurricane Maria levels in late 2018” (<https://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=38972>)（2021年12月30日確認）

²¹⁷ WorkBoat “Made in the USA: The Jones Act” (<https://www.workboat.com/news/government/trump-biden-support-the-jones-act/>)（2021年12月30日確認）

²¹⁸ Bloomberg “Trump’s Misguided U-Turn on the Jones Act” (<https://www.bloombergquint.com/business/trump-s-misguided-u-turn-on-the-jones-act>)（2021年12月30日確認）

²¹⁹ U.S. Department of Transportation Maritime Administration “Domestic Shipping” (<https://www.maritime.dot.gov/ports/domestic-shipping/domestic-shipping>) ,” Determination 12 May 2021” (<https://www.maritime.dot.gov/sites/marad.dot.gov/files/2021-05/Determination%2012%20May%202021.pdf>) , “Determination 12 May 2021 (Amendment)” (<https://www.maritime.dot.gov/sites/marad.dot.gov/files/2021-05/Determination%2012%20May%202021%20%28Amendment%29.pdf>) 及び “Determination 13 May 2021”

(<https://www.maritime.dot.gov/sites/marad.dot.gov/files/2021-05/Determination%2013%20May%202021.pdf>)（2021年12月30日確認）

²²⁰ U.S. Department of Transportation Maritime Administration “Domestic Shipping” (<https://www.maritime.dot.gov/ports/domestic-shipping/domestic-shipping>)（2021年12月30日確認）

²²¹ “Jones Act Will Cover U.S. Offshore Wind Sector” (<https://www.maritime-executive.com/article/congress-ensures-the-jones-act-will-cover-u-s-offshore-wind-sector>)（2021年12月30日確認）

上風力発電に適用されることを前提とした裁定を行った²²²。

知的財産

（１）2021 年版不公正貿易報告書 P.93 「（１）商標制度（オムニバス法第 211 条）」について、2020 年以降の最新情報を調査ください。

1998 年オムニバス法第 211 条を WTO のルールに適合させる方法については、2 つの考え方の対立が存在する²²³。

1 つの考え方は、同条を改正し、キューバ政府に接収された資産に関連する商標について権利を主張する全ての人々について、国籍と関係なく適用されるようにすることで、キューバ国民のみに適用されるという同条の問題点を解消するものである。

もう一つの考え方は、同条を全て削除するものである。

第 117 回衆国議会（2021 年 1 月 3 日から 2023 年 1 月 3 日まで）において、前者の考え方に基づく法案として No Stolen Trademarks Honored in America Act²²⁴ ²²⁵、後者の考え方に基づく法案として United States-Cuba Relations Normalization Act²²⁶、United States-Cuba Trade Act of 2021²²⁷が提出されているが、いずれの法案も成立には至っていない。

（２）2021 年版不公正貿易報告書 P.94 の「（２）著作権制度」について、2020 年以降の最新情報を調査ください。具体的には、ビデオゲーム貸与権と著作権例外について、TRIPS 協定違反が疑われる点における進捗を確認ください。

ビデオゲームのプログラムを貸与権付与の対象から除外する米国著作権法第 109 条(b)(1)(B)(ii)と、ロイヤルティを支払うことなく公共の場所（バー、店舗、レストラン等）でラジオやテレビの音楽を流すことを一定の条件下で認めている同法第 110 条(5)(B)については、現行法でも残存しており、改正は行われていない²²⁸。また、第 117 回衆国議会に提出された法案にも、これらの規定の改正に関するものは見当たらない²²⁹。

なお、同法第 110 条第 5 項については、米国は、DSU 第 21 条第 6 項に基づき、「合衆国政府は、合衆国議会と協力するとともに、EU との間で、本件について相互に満足できる結論に達することができるように協議を続ける。」という内容を含む報告書を、毎月 WTO に提出し続けている²³⁰。

²²² U.S. Department of Homeland Security “VES-3-02-OT:RR:BSTC:CCR H318739 AMW” (<https://rulings.cbp.gov/ruling/H318739>)（2021年12月30日確認）

²²³ Congressional Research Service “Cuba: U.S. Policy in the 115th Congress” (<https://fas.org/sgp/crs/row/R44822.pdf>) 58頁

²²⁴ CONGRESS.GOV “S.1748 - No Stolen Trademarks Honored in America Act” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1748>)（2022年1月26日確認）

²²⁵ CONGRESS.GOV “H.R.3455 - No Stolen Trademarks Honored in America Act” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/3455>)（2022年1月26日確認）

²²⁶ CONGRESS.GOV “H.R.3625 - United States-Cuba Relations Normalization Act” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/3625>)（2022年1月26日確認）

²²⁷ CONGRESS.GOV “S.249 - United States-Cuba Trade Act of 2021” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/249>)（2022年1月26日確認）

²²⁸ U.S. Copyright Office “Copyright Law of the United States” (<https://www.copyright.gov/title17/>)（2022年1月26日確認）

²²⁹ U.S. Copyright Office “Legislative Developments” (<https://www.copyright.gov/legislation/>)（2022年1月26日確認）

²³⁰ WTO 「WT/DS160/24に関する提出文書の検索結果一覧」 ([https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=\(%20wt/ds160/*\)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=(%20wt/ds160/*)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true))（2022年1月26日確認）

関税

(1) 2021年度版不公正貿易報告書 P.80 の「(1)関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、現在適用されている関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。

2020年の非農産品単純平均譲許税率は3.2%で、2019年から変更はない。非農産品について、2020年の譲許率は100%、平均実行関税率は3.1%で、2019年から変更はない²³¹。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、履物（最高48%を維持）、ガラス製品（最高38%を維持）、アパレル製品（最高32%を維持）、ほうき・ブラシ類（最高32%を維持）、陶磁器（最高28%を維持）、毛織物（最高25%を維持）、トラック（最高25%を維持）、鞆類（最高20%）、皮革製品（最高20%を維持）、綿織物（最高16.5%を維持）、チタン（最高15%を維持）となっている²³²。

関税体系としては、1930年関税法²³³が基本となっている。従価税、従量税及びその併用税の種類が存在し、一般税率（NTR税率）、特別税率（FTA、GSPなど特惠税率）と法定税率（特定2カ国に対する税率）が定められている。対日輸入では、MFN適用税率のほか、対象品目については日米貿易協定の税率が適用される。

「最近の動き」について、ITA拡大交渉及び日米貿易協定のいずれも変更はない²³⁴。

(2) 新型コロナウイルスの影響について、その対策として2021年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

2020年3月10日、USTRは、スーパー301条に基づき2019年9月1日から課税されていた追加関税（2019年9月1日から2020年2月13日までは15%、2020年2月14日から7.5%）につき、その対象から一部製品（8品目）を一時的に除外すると公表した。なお、上記措置は、2019年9月1日に遡って発効した²³⁵。

上記措置の根拠法はスーパー301条である。上記措置の実施期間は、当初は2019年9月1日から2020年9月1日までであったが、2020年12月29日から2021年11月14日、さらには2021年11月30日まで延長され、現在は2022年5月31日まで再延長された²³⁶。上記措置の対象品目には、医療用衣類、紙製病院用ベッドシート、医療用ゴム手袋、外科用被布等、医療関連の品目が多く含まれている。USTRは上記措置の目的を説明していないが、医療関連の品目を多く含んでいることから、COVID-19の感染拡大防止が目的と考えられる。

²³¹ WTO “Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf) 及びWTO “Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf) （2021年12月30日確認）

²³² WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) （2021年12月30日確認）

²³³ 米国政府ウェブサイト (<https://www.govinfo.gov/app/details/USCODE-2010-title19/USCODE-2010-title19-chap4>)

²³⁴ USTR “2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report” (<https://agoa.info/images/documents/15832/online-pdf-2021-trade-policy-agenda-and-2020-annual-report.pdf>) 及びUSTR “U.S.-Japan Trade Agreement Negotiations” (<https://ustr.gov/countries-regions/japan-korea-apec/japan/us-japan-trade-agreement-negotiations>) （2021年12月30日確認）

²³⁵ USTR “Notice of product exclusions: China's acts, policies, and practices related to technology transfer, intellectual property, and innovation” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-03-10/pdf/2020-05000.pdf>)

²³⁶ USTR “Notice of Product Exclusion Extensions: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/69%20FR%2063438%20COVID%20Extensions.pdf>)

(3) 2021年度版不公正貿易報告書 P.80,81 の「(2)時計の関税算定方法」について、最近の動きについて何らかの変化があるかどうか調査・報告ください。

ITCにおいて2021年の改定項目に時計の関税算定方法は含まれておらず、時計の算定方法は、従前どおり、部品ごとに関税額を計算して合算する方法である²³⁷。よって、昨年から変化はない。

サービス貿易

(1) 【外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) (2019年国防権限法)、エクソン・フロリオ条項】CFIUSの審査等の実施状況のアップデート、および最近1年の動き(法令改正関連の動き含む)を調査ください。

2020年5月21日、財務省は、2020年2月13日に施行されたFIRRMAの一部条項に対する改正案を公表した。従前、FIRRMAに基づくCFIUSへの事前申告(notification)義務の対象は、特定27産業分野における重要技術(critical technologies)に関する一定の投資に限られていた。上記改正案は、「特定27産業分野における」という限定を削除し、CFIUSへの事前申告義務について、当該重要技術を当該投資者へ輸出したならば、米国政府の許可が必要になるであろう場合は、原則として事前申告義務が生じると変更するものである²³⁸。なお、「重要技術(critical technologies)」の意義自体に変更はない。

2020年9月15日、財務省は、CFIUSへの事前申告義務の要件について、北米産業分類システム(NAICS)コードに基づく要件を米国輸出管理規則(EAR)に基づく要件に変更した最終規則を公表した。この最終規則は2020年10月15日に施行されたが、2020年5月21日公表の上記改正案を若干修正したものの、概ね上記改正案に沿った内容となっている²³⁹。

なお、最近では、確認できた公表事例としては、2019年、株式会社東芝が、米国でLNG事業を行う連結子会社の全株式を中国企業に譲渡しようとしたところ、株式譲渡予定日までにCFIUSの承認が得られなかったことなどを理由に、当該株式譲渡を中止した²⁴⁰。また、2018年、株式会社LIXILグループは、北米でカーテンウォール事業を行う連結子会社の全株式を中国企業に譲渡しようとしたところ、CFIUSから当該株式譲渡を承認しない旨の通知を受けたため、当該株式譲渡を中止した²⁴¹。

また、外国企業の公表事例として、2018年、シンガポール企業Broadcom Ltd.が、通信機器等の開発を行う米国企業Qualcomm Inc.の株式公開買付を実施しようとしたところ、トランプ大統領(当時)は、CFIUSの勧告に基づき、当該株式公開買付を禁止する旨の大統領令を発令した²⁴²。また、2019年、中国企業Beijing Kunlun Companyが、ソーシャルアプリを運営する米国企業Grindr LLCを買収した後、CFIUSから当該米国企業の売却を要求されたため、これに従い当該米国企業を売却した²⁴³。さらに、2020年、中国企業Beijing Shiji Information Technology Co., Ltd.及びその完全子会社である香港企業Shiji (Hong Kong) Ltd.が、ホテル向けクラウドサービスを提供する米国企業StayNTouch, Inc.の株式等を取得したところ、トランプ大統領(当時)は、CFIUSの勧告に基づき、さらなる株式等の取得を禁止し、既に取得した株式等の

²³⁷ ITC “Harmonized Tariff Schedule (2021 Preliminary Revision 3)”

(<https://hts.usitc.gov/view/release?release=2021HTSAPrelimRev3>) 乃至ITC “Harmonized Tariff Schedule (2021 Basic Revision 12)” (<https://hts.usitc.gov/view/release?release=2021HTSABasicRev12>)

²³⁸ 財務省 “Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons”

(<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-05-21/pdf/2020-10034.pdf>)

²³⁹ 財務省 “Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons”

(<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-09-15/pdf/2020-18454.pdf>)

²⁴⁰ 株式会社東芝 「2019年3月期決算短信〔米国基準〕(連結)」

²⁴¹ 株式会社LIXILグループ 「アニュアルレポート2019」

²⁴² White House “Presidential Order Regarding the Proposed Takeover of Qualcomm Incorporated by Broadcom Limited”

(<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-order-regarding-proposed-takeover-qualcomm-incorporated-broadcom-limited/>)

²⁴³ Congressional Research Service “The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS)”

(<https://fas.org/sgp/crs/natsec/RL33388.pdf>)

売却を要求する大統領令を発令した²⁴⁴。2021年6月、CFIUSは、中国のプライベートエクイティファンドであるワイズロードキャピタル（Wise Road Capital Ltd）による韓国系半導体メーカーであるマグナチップ・セミコンダクター（Magnachip Semiconductor Corp.）の買収が米国の「国家安全保障上のリスク」をもたらすとして、当該買収に対する暫定留保命令を出し、同年12月、両社は当該買収の中止を共同発表した²⁴⁵。

（参考）「外国投資・国家安全保障法」に基づく CFIUS の審査等の実施状況²⁴⁶

対象取引、取下げ、大統領の決定の件数 (2018～2020 年)						
対象年	通知件数		審査期間中の通知取下げ件数	審査件数	審査中の通知取下げ件数	大統領決定数
	うち日本が取得者となる対象取引に関するもの					
2018 年	229	31	2	158	64	1
2019 年	231	46	0	113	30	1
2020 年	187	19	1	88	28	1
合計	647	96	3	359	122	3
日本法人が取得者である場合の通知対象 取引件数（セクター別） (2018～2020 年)						
製造業	鉱業、公共事業、建設業		卸売業、小売業、運輸業	金融業、情報通信業、サービス業		合計
39	9		7	41		96

（“CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2020, PUBLIC / UNCLASSIFIED VERSION”より、TMI総合法律事務所作成）

（２）【電子商取引】カリフォルニア州などの連邦州レベルで導入及び検討されているデータ流通規制、2020年7月欧州司法裁判所の「シュレムズII」判決による米欧プライバシーシールドの失効を踏まえた動向（新たなデータ移転枠組み構築に向けた取組等）について、調査・報告ください。

1. 概要

米国における個人データ保護法はパッチワーク式であると言われてきた。このように言われるのは包括的な個人データ保護法が存在せず、一定の種類の人データに限定して、あるいは一定の業種に限定して、個人データの保護が図られてきたからである。また、米国は、欧州等と比べて、個人デー

²⁴⁴ White House “Order Regarding the Acquisition of Stayntouch, Inc. by Beijing Shiji Information Technology Co., Ltd.” (<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/order-regarding-acquisition-stayntouch-inc-beijing-shiji-information-technology-co-ltd/>)

²⁴⁵ Magnachip Semiconductor Corp. “Magnachip and Wise Road Capital Announce Withdrawal of CFIUS Filing and Mutual Termination of Merger Agreement” (<https://investors.magnachip.com/news-releases/news-release-details/magnachip-and-wise-road-capital-announce-withdrawal-cfius-filing>) （2021年12月30日確認）

²⁴⁶ CFIUS “ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2020, PUBLIC / UNCLASSIFIED VERSION” (<https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-Public-Annual-Report-CY-2020.pdf>)

タ保護規制が比較的緩やかな国であると言われてきた。しかしながら、ケンブリッジ・アナリティカ事件²⁴⁷等による個人データ保護に対する世論の高まりを経て、連邦取引委員会法等の既存の法律の執行の強化や、米国初の包括的な個人データ保護法と言われるカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）の制定により、近年急速に個人データ保護規制の強化が進んでいる。以下では、特に個人データの流通の場面において重要な影響を持つ法規制の状況を解説する。

2. 連邦法

米国には、欧州一般データ保護規則（GDPR）第44条のような、個人データの越境移転を一般的に規制する法律は存在しない。また、後述するCCPAのような包括的な個人データ保護法を連邦レベルでも導入すべきであるという議論は存在するものの、具体的な導入の見通しは立っていない。そのような状況ではあるものの、連邦政府は、連邦取引委員会法の活用により、個人データの保護を図る取り組みを行っている。

連邦取引委員会法は、連邦取引委員会の設立とその権限を定めた法律である。連邦取引委員会法には、プライバシー保護に直接言及する規定は存在しないが、同法は連邦取引員会に対して商業活動に関して行われる「欺瞞的な行為又は慣行」（Deceptive acts or practices）を規制する権限を与えており²⁴⁸、連邦取引員会は当該権限を個人データ保護に関する規制を行うために活用している。具体的には、連邦取引員会は、企業がプライバシーポリシー等で通知・公表している内容と、当該企業による実際の個人データの取扱いが異なる場合には、「欺瞞的な行為又は慣行」があったものとして、取り締まりを行っている。連邦取引委員会法自体は、個人データの流通に関する事項を通知・公表することを直接義務付けてはいないが、後述するCCPA等の他の法律で個人データの販売・提供等についての通知・公表が義務付けられている場合があり、かかる義務に基づいた通知・公表の内容が事実と異なる場合には、連邦取引委員会法の下でも取り締まりの対象となり得る。

連邦取引委員会は、違反があると信じる理由がある場合には、対象企業に対して訴状を送付し、排除措置命令の手続に入る²⁴⁹。もっとも、多くの場合には、対象企業と連邦取引委員会が和解を行い、連邦取引委員会が対象企業に対して、かかる和解と同一内容の命令（同意命令）を出す形で決着する。

日本企業に関係する具体的な事例としては、例えば、2020年に、米欧間のプライバシー・シールドの枠組みに準拠している旨を公表していたにもかかわらず、実際にはこれに準拠していなかったとして、日本の通信事業者の子会社で、米国でデータセンターを運営する企業に対して、同意命令が出されている²⁵⁰。

3. カリフォルニア州法

(1) 概要

米国においては、複数の州が個人データ保護に関する法律を制定しているが、カリフォルニア州は個人データ保護の分野において米国において最も先進的な州であると言われることが多く、実際に、米国初の包括的な個人データ保護法と言われるカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）を制定している。以下では、このCCPAと、2020年12月に成立したカリフォルニア州プライバシー権法（CPRA）について説明する。

²⁴⁷ データ分析企業であるケンブリッジ・アナリティカが2016年のアメリカ大統領選における選挙戦のためにFacebookのユーザ情報を不正に利用していたと報道された事件。アプリ提供者が、Facebook上で提供された性格診断アプリを通じてユーザ情報を収集し、これをケンブリッジ・アナリティカに販売していたとされる。この事件では合計約8,700万人のユーザ情報が不正利用されたと報じられ、Facebookの株価は大幅に下落し、Facebookのアカウント削除運動にも発展した。

²⁴⁸ 合衆国法典第15編第45条第(a)項

²⁴⁹ 合衆国法典第15編第45条第(b)項

²⁵⁰ 連邦取引委員会のプレスリリース “Data Center Company Settles FTC Privacy Shield Case” (<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/06/data-center-company-settles-ftc-privacy-shield-case>)

(2) カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)²⁵¹

CCPAは、2018年6月に制定され、2020年1月に施行された米国初の包括的な個人データ保護法であり、既存の連邦法・州法に無かった「消費者」²⁵²の権利を新たに規定している。個人データの流通に関しては、特に以下のルールが重要である。

① 販売停止請求権等

CCPAにおいては、以下のとおり、個人情報の「販売」が規制されている。個人情報の「販売」とは、金銭その他の経済対価を得て行われる個人情報の提供のことであるが²⁵³、その外延は必ずしも明確ではない。但し、一定の要件を満たすサービス提供者への個人情報の提供については、「販売」に該当しないことが明確に規定されている²⁵⁴。

➤ 【販売停止請求権 (オプトアウト権)】

消費者の個人情報を販売している事業者は、当該消費者から請求 (以下「販売停止請求」という。) があった場合には、かかる販売を中止しなければならない²⁵⁵。事業者は、消費者に対して、2 つ以上の販売停止請求の手段を提供しなければならないが、そのうち一つは、事業者のウェブサイト又はモバイル・アプリケーションに設置された “Do Not Sell My Personal Information” という表記があるリンク (以下「販売停止請求リンク」という。) からアクセスできる、双方向型の手段でなければならない²⁵⁶。

➤ 【16 歳未満の消費者に係る個人情報の販売禁止】

事業者は、16 歳未満の消費者の個人情報については、それぞれ、(i) 13 歳以上 16 歳未満の消費者については消費者本人の積極的承諾 (affirmative authorization) が、(ii) 13 歳未満の消費者については保護者の積極的承諾が、得られない限り販売してはならない²⁵⁷。

② 個人情報の販売等に関する情報提供

CCPAは、個人情報の販売及び開示に関して、事業者に対し、以下のとおり消費者に情報提供を行うことを求めている。前述のとおり、プライバシーポリシー等における通知・公表の内容と実際の個人データの取扱いが異なる場合には、連邦取引委員会法上の「欺瞞的な行為又は慣行」として取り締まりの対象となることから、事業者は自らが行った通知・公表の内容に縛られることとなる。

➤ 【収集時の通知】

個人情報を販売する事業者は、個人情報の収集時まで、販売停止請求リンク (オフラインで通知を行う場合には、販売停止請求ができるウェブページの場所) を消費者に通知しなければならない²⁵⁸。

²⁵¹ CCPAは、カリフォルニア州民法典の1798.100条以下の各条項に規定されている。当該各条項は、2020年12月のCPRAの成立によって改正されているが、後述のとおり、CPRAの改正の大部分は2023年に施行される予定である。本項目においてカリフォルニア州民法典の条文を引用している場合は、当該改正前の条文を引用するものである。

²⁵² CCPAが適用されるのは、「消費者」 (Consumer) の個人情報についてであるが、この「消費者」はカリフォルニア居住者を意味するものとして定義されており、日常用語における「消費者」とは意味が全く異なる点に留意を要する (カリフォルニア州民法典1798.140条第(g)項)。

²⁵³ カリフォルニア州民法典1798.140条第(t)項(1)

²⁵⁴ カリフォルニア州民法典1798.140条第(t)項(2)(C)、第(v)項

²⁵⁵ カリフォルニア州民法典第1798.120条第(a)項、第(d)項

²⁵⁶ カリフォルニア州民法典規則第999.315条第(a)項

²⁵⁷ カリフォルニア州民法典第1798.120条第(c)項、第(d)項

²⁵⁸ カリフォルニア州民法典第1798.120条第(b)項、同法規則第999.305条第(b)項第(3)号

➤ 【プライバシーポリシーにおける公表】

事業者は、そのプライバシーポリシーにおいて、個人情報を販売しているか否かを公表しなければならず、販売停止請求権に関する説明を行わなければならない。また、事業者は、過去 12 か月間において行った個人情報の開示又は販売について、対象となった個人情報のカテゴリ及び販売・開示先となった第三者のカテゴリを、プライバシーポリシーで公表しなければならない²⁵⁹。

➤ 【開示請求】

事業者は、消費者から求められた場合には、個人情報の販売先・開示先のカテゴリや、販売・開示された個人情報のカテゴリ等を開示しなければならない²⁶⁰。

(3) カリフォルニア州プライバシー権法（CPRA）

CPRAは、カリフォルニア州の住民投票で可決され、2020年12月に成立した法律であり、CCPAを様々な点で変更し、消費者の権利を強化することをその目的としている。一部の条項を除き、CPRAは2023年1月に施行されることが予定されている²⁶¹。

CPRAにおいては、個人情報の「販売」だけでなく、「共有」についても停止請求権等の権利が認められている²⁶²。この「共有」は、CPRA上、複数の事業者やブランドの異なる複数のウェブサイト等から収集した個人情報を用いて消費者に対してターゲティング広告を行うために個人情報を提供することと定義されており、CCPAにおいては「販売」に該当するか不明瞭な場合が多かったターゲティング広告の分野において、停止請求権を行使できる範囲が広範に確定されることとなった²⁶³。

また、CPRAにおいては、機微個人情報（Sensitive Personal Information）というCCPAには無かった概念が導入され、消費者から機微個人情報の利用・開示を停止するよう請求を受けた場合には、事業者は、商品・サービスの提供等の限られた目的以外のために機微個人情報を利用又は開示することができないものとされた²⁶⁴。

4. その他の州法

次の表は、CCPA及びCPRAと比較する形で、カリフォルニア州以外の州の法律のうち、個人データの流通に影響を与える主要な規制の概要をまとめたものである²⁶⁵。

州名	カリフォルニア州		バージニア州	コロラド州
法律名 又は法案 名	California Consumer Privacy Act of 2018	California Privacy Rights Act of 2020	Consumer Data Protection Act	Colorado Privacy Act
成立年月	2018 年 6 月	2020 年 12 月	2021 年 3 月	2021 年 7 月
施行年月	2020 年 1 月	2023 年 1 月	2023 年 1 月	2023 年 7 月
提供について本人 同意を要	事業者が 16 歳未満の消費者の個人情報を販売する場合	事業者が 16 歳未満の消費者の個人情報を	—	—

²⁵⁹ カリフォルニア州民法典第1798.115条第(c)項、第1798.130条第(a)項第(5)号、同法規則第999.308条第(c)項第(1)号

²⁶⁰ カリフォルニア州民法典第1798.110条第(a)項第(b)号、同法規則第999.301条第(r)項、第999.313条第(c)項第(10)号

²⁶¹ カリフォルニア州プライバシー権法第31条第(a)項

²⁶² カリフォルニア州プライバシー権法第9条等

²⁶³ カリフォルニア州プライバシー権法第14条

²⁶⁴ カリフォルニア州プライバシー権法第10条

²⁶⁵ 表に記載されている州の他、ネバダ州（Senate Bill 220）やメイン州（Act to Protect the Privacy of Online Customer Information）においても、個人データの流通に影響を与える規制が施行されており、ネバダ州法は、ウェブサイトの運営者等がオンライン上で取得した消費者の個人情報を販売する場合に本人に停止請求権を認めており、メイン州法は、インターネット・サービス・プロバイダーが個人情報を提供する場合には本人の同意が必要であるとしている。

州名	カリフォルニア州		バージニア州	コロラド州
する場合		販売又は共有する場合		
本人に提供停止請求権が付与される場合	事業者が消費者の個人情報を販売する場合	事業者が消費者の個人情報を販売又は共有する場合、及び消費者の機微個人情報を提供する場合	事業者が消費者の個人情報を販売する場合及びターゲティング広告のために提供する場合	事業者が消費者の個人情報を販売する場合及びターゲティング広告のために提供する場合
備考	「販売」とは、金銭その他の経済対価を得て行う個人情報の提供を意味する。	「共有」とは、複数の事業者やブランドの異なる複数のウェブサイト等から収集した個人情報を用いてターゲティング広告を行うために個人情報を提供することを意味する。	「販売」とは、金銭その他の経済対価を得て行う個人情報の提供を意味する。	「販売」とは、金銭その他の経済対価を得て行う個人情報の提供を意味する。

また、CCPAが2018年6月に成立して以降、カリフォルニア州以外の州においても、CCPA類似の法律の制定に向けた動きがみられる。直近では、例えば、ニューヨーク州、マサチューセッツ州、ミネソタ州、ノースカロライナ州、オハイオ州、ペンシルベニア州等である²⁶⁶。もっとも、多くの州で、多数の法案が議会に提出されているものの、実際に法律が成立する率は低くなっている。

5. プライバシー・シールドの無効化とその後の動向

(1) プライバシー・シールド

欧州一般データ保護規則（GDPR）第44条は、EU域外への個人データの移転を原則として禁止しているが、EU域内から米国への個人データの移転については、「プライバシー・シールド」と呼ばれる枠組みのもとで認められてきた。しかし、2020年7月16日、欧州司法裁判所によって、「プライバシー・シールド」が無効であるとの判決（以下「プライバシー・シールド無効判決」という。）が下された²⁶⁷。かかる無効判決に至るまでの経緯は以下のとおりである。

① セーフ・ハーバー協定の締結と無効判決

EUと米国の間において大量の個人データ移転が行われてきた経緯から、EU及び米国の間では、2000年7月、「セーフ・ハーバー協定」が締結され、EU域内から、当該協定に定められた基準を遵守している米国企業への個人データの越境移転が認められることとなった。

しかし、2013年6月、元米国中央情報局員（CIA）のスノーデン氏により、米国の国家安全保障当局による個人データの取得に問題があることが公表されたことを契機に、米国内での個人データの取扱いに問題があるという意見が強まり、2015年10月、セーフ・ハーバー協定が無効であるとの判決が欧州司法裁判所によって下された²⁶⁸。

²⁶⁶ 2021 Consumer Data Privacy Legislation (<https://www.ncsl.org/research/telecommunications-and-information-technology/2021-consumer-data-privacy-legislation.aspx>)

²⁶⁷ Court of Justice of the European Union in Case C-311/18 – Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximilian Schrems (<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=11388612>)

²⁶⁸ Court of Justice of the European Union in Case C-362/14 – Maximilian Schrems v Data Protection Commissioner (<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=169195&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=22606640>)

② プライバシー・シールドの採用

セーフ・ハーバー協定の無効判決を受け、米国及びEUが、EU域内から米国への個人データの越境移転の方策について政府間交渉を重ねた結果、欧州委員会は、2016年7月、セーフ・ハーバー協定に代わる枠組みとして、「プライバシー・シールド」を認めた²⁶⁹。

③ プライバシー・シールドの無効判決

2020年7月16日、欧州司法裁判所によって、プライバシー・シールド無効判決が下された。欧州司法裁判所は、同判決において、EU域内から移転された個人データが第三国の法律に基づき当該国の政府機関による監視の対象になる場合においても、移転される個人データはGDPRの適用を受け、適切な保護措置によりGDPRにより保障される保護と同等の水準の保護が提供される必要があることを確認した。その上で、同判決は、EU域内から米国に越境移転された個人データへ米国当局が安全保障目的でアクセスすることを可能とする米国法上の枠組みは、米国当局による個人データの監視に何らの制限が課せられておらず、米国当局を相手取った訴えの提起が認められていない点等において、個人データの保護水準がGDPR上求められている水準と実質的に同等の水準を満たしていないと判示し、プライバシー・シールドは無効であると判断した。

(2) プライバシー・シールド無効判決の影響

① 欧州委員会による標準契約条項（SCC）の改定版発表

個人データのEU域内からの越境移転をGDPRに基づき適法に行うための手段の1つとして、提供先との間でSCCを締結する方法がある。プライバシー・シールド無効判決においては、欧州委員会が公表しているSCCは引き続き有効であると判断されたため、同判決以降のEU域内から米国への個人データの越境移転については、SCCを利用することにより適法に行うことが可能である。

しかしながら、プライバシー・シールド無効判決においては、SCCを利用して適法に個人データを越境移転させるためには、移転先である第三国の法律に基づく保護及びSCCに基づく保護措置がGDPR上の保護と同等の水準か否かを事案ごとに確認し、検証の結果、十分でないとの結論にいたった場合には、GDPR上の保護水準を満たす実効的な追加措置を講じなければならないとされた。同判決においては、米国当局の監視権限を認める米国の問題点が指摘されているため、EU域内から米国に対してSCCを用いて個人データを移転しようとする場合には、この指摘を踏まえて、GDPR上の保護水準をどのように満たすかを検討する必要がある。この点に関しては、米国政府が、EU域内から米国への個人データの越境移転を行おうとしている事業者向けに、米国法等に関する情報提供を行うことを目的として、ホワイトペーパーを公表している²⁷⁰。また、同判決を踏まえ、欧州委員会により、EU域内から第三国へ個人データの域外移転を行おうとしている事業者による当該第三国の個人データ保護水準の検証方法やGDPR上の保護水準を満たすための追加措置の具体例等についてのガイドラインが公表された²⁷¹。

その後、欧州委員会は、2021年6月4日に、プライバシー・シールド無効判決の内容も踏まえた新たなSCCを発表した²⁷²。新たなSCCの利用については、18か月の移行期間が設けられており、新たなSCC発表以前の古いSCCを用いて契約を締結している者は、2022年12月27日までに古いSCCに基づく

²⁶⁹ 欧州委員会 “Commission Implementing Decision (EU) 2016/1250 of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AAOJ.L_2016.207.01.0001.01.ENG)

²⁷⁰ 米国商務省 “Information on U.S. Privacy Safeguards Relevant to SCCs and Other EU Legal Bases for EU-U.S. Data Transfers after Schrems II” (<https://www.privacyshield.gov/servlet/servlet.FileDownload?file=015t0000000kyhX>)

²⁷¹ 欧州委員会 “Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data, Adopted on 10 November 2020” (https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/consultation/edpb_recommendations_202001_supplementarymeasurestransferstools_en.pdf)

²⁷² 欧州委員会 “European Commission adopts new tools for safe exchanges of personal data” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_2847)

契約を新たなSCCを用いた契約に変更することが必要となる。なお、2021年9月27日までは古いSCCを利用した契約締結は可能であったものの、現在は、新たに契約を締結するに際しては新たなSCCを利用しなければならない。

② プライバシー・シールド無効判決の拘束的企業準則（BCRs）への適用

個人データのEU域内からの越境移転をGDPRに基づき適法に行うための手段の1つとして、拘束的企業準則（BCRs）²⁷³を定める方法がある。プライバシー・シールド無効判決の考え方はBCRsにも適用される²⁷⁴。したがって、BCRsに基づく個人データ移転が可能かどうかは、移転先である第三国の法律に基づく保護及びBCRsに含まれる保護措置がGDPR上の保護と同等の水準か否かによって判断されることになり、検証の結果、十分ではないとの結論にいたった場合には、GDPR上の保護水準を満たす実効的な追加措置を講じる必要がある。

③ 今後の動向

欧州裁判所は、プライバシー・シールド無効判決において、EU域内から第三国への個人データの越境移転に関してSCCが利用可能であると判示しており、当該判決の考え方はBCRsにも適用される。したがって、今後、EUから十分性認定を受けていない他の地域へ個人データを移転する場合には、SCCやBCRsによる適切な対応がとることが考えられる²⁷⁵。なお、米国及び欧州の間では、同判決を受け、同判決の要求を満たすプライバシー・シールドの代わりとなる枠組みについての交渉が行われている²⁷⁶。

一方的措置・域外適用

（1）USTRが301条（スーパー301条またはスペシャル301条より開始されたものを含む）に基づいて調査開始した案件の最新状況について教示ください。また、2016年版不正貿易報告書図表I-3-7に関し、アップデート情報があれば教示ください。（2016年版不正貿易報告書P147－149を参照）

中国の技術移転・知財等に関する案件において、USTRは、2020年3月25日から同年6月25日まで、COVID-19対策として、医療関連製品に関する対中追加関税の適用除外に向けたパブリックコメントを募集した²⁷⁷。これは、上記「関税（2）」にて述べた措置への追加措置として検討されたものである。

EU及びその加盟国の大型旅客機に関する案件において、USTRは、2020年3月18日、英独仏西4か国で製

²⁷³ EU内の企業が同一企業内で個人データを越境移転する際に、当該移転を適法ならしめるために遵守されるべき当該企業内部における個人データ保護方針のことをいう（GDPR第4条第20号）。

²⁷⁴ 欧州委員会“Frequently Asked Questions on the judgment of the Court of Justice of the European Union in Case C-311/18 - Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximilian Schrems, Adopted on 23 July 2020, 6)及び9)” (https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/20200724_edpb_faqoncieuc31118.pdf)

²⁷⁵ なお、EU域内及び日本との間の個人データの越境移転に関しては、2019年1月に相互に十分性認定をしていることから、EU域内から日本に個人データの越境移転を行う企業は、SCCを利用することなく適法に個人データを越境移転することが可能である（GDPR第45条第1項）。EU離脱後の英国についても、相互の十分性認定は維持されている。なお、個人情報保護委員会は、十分性認定によりEU域内又は英国から移転を受けた個人データについて事業者が遵守すべきルールとして、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf）を公表している。

²⁷⁶ 欧州委員会“Intensifying Negotiations on transatlantic Data Privacy Flows: A Joint Press Statement by European Commissioner for Justice Didier Reynders and U.S. Secretary of Commerce Gina Raimondo” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_21_1443)

²⁷⁷ USTR“FAQs for Request for Comments on Additional Modifications to the 301 Action to Address COVID-19: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FAQs_on_Additional_Modifications_to_Address_COVID-19.pdf)（2021年12月30日確認）及びUSTR“Request for Comments on Additional Modifications to the 301 Action To Address COVID-19: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Additional_Modifications_to_Address_COVID-19.pdf)

造された大型旅客機に関する追加関税を従前の10%から15%に引き上げた²⁷⁸。但し、EU及び英国との大型民間航空機メーカーへの補助金問題については、2021年6月15日にEUとの間で、同年同月17日に英国との間で、それぞれバイデン大統領が貿易紛争の解決に向けた新たな協力枠組みを記した了解を交わした旨発表し、追加関税を5年間停止することになった²⁷⁹。

フランスのデジタルサービス税に関する案件は、2020年7月10日付けで、25%の追加関税を課すことが決定された²⁸⁰。また、オーストリア、ブラジル、チェコ、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコ及び英国のデジタルサービス税に関して、USTRは、2020年6月5日、調査を開始すると発表した²⁸¹。但し、USTRは、2021年10月21日にオーストリア、フランス、イタリア、スペイン及び英国との間で、これら5か国がデジタルサービス税の（OECDの枠組みに基づかない）独自課税を廃止する代わりに、米国がこれら5か国に対する対抗措置を取りやめることを合意した旨発表した²⁸²。また、USTRは、2021年11月22日にトルコとの間で、同年同月24日にインドとの間で、それぞれ同様の合意に達した旨発表した²⁸³。

ベトナムの違法木材の輸入及び使用に関する案件、並びに為替評価に関する案件について、USTRは、2020年10月8日、調査を開始すると発表した²⁸⁴。

（２）2021年度版のスペシャル「301条報告書」において、「優先監視国」、「監視国」、または「306条監視国」に指定した国の数を教示ください。なお、2020年から追加・削除等あれば、国名を明示下さい。

2021年4月にUSTRより公表された「2021年スペシャル301条報告書」において、301条リストに入っている国は32か国であった。その内「優先監視国」からはアルジェリアが監視国に引き下げられる形で除外され、9か国となっている（アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビア、ウクライナ、ベネズエラ）。

また、監視国には、優先監視国から引き下げられたアルジェリアのほか、アラブ首長国連邦は削除された。これにより、監視国には23か国（アルジェリア、バルバドス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、グアテマラ、クウェート、レバノン、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、ルーマニア、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム）が指定された。なお、引き続き中国が306条監視国に指定されている（1か国のみ）²⁸⁵。

²⁷⁸ USTR “Notice of Modification of Section 301 Action: Enforcement of U.S. WTO Rights in Large Civil Aircraft Dispute”

(https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification_of_Section_301_Action_Enforcement_of_U.S._WTO_Rights_in_Large_Civil_Aircraft_Dispute.pdf) 及びUSTR “Ministerial Error Correction: Enforcement of U.S. WTO Rights in Large Civil Aircraft Dispute” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-03-12/pdf/2020-05033.pdf>)

²⁷⁹ USTR “Suspension of Action: Enforcement of U.S. WTO Rights in the Large Civil Aircraft Dispute”

(<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FRNLCA5yrSuspension.pdf>)

²⁸⁰ USTR “Notice of Action in the Section 301 Investigation of France’s Digital Services Tax”

(https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/France_Digital_Services_Tax_Notice_July_2020.pdf)

²⁸¹ USTR “Initiation of Section 301 Investigations of Digital Services Taxes”

(https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/DST_Initiation_Notice_June_2020.pdf)

²⁸² USTR “Termination of Actions in the Section 301 Digital Services Tax Investigations of Austria, France, Italy, Spain, and the United Kingdom and Further Monitoring” (<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/86%20FR%2064590.pdf>)

²⁸³ USTR “Termination of Action in the Section 301 Digital Services Tax Investigation of Turkey and Further Monitoring”

(https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Turkey%20DST%20Sec%20301%20Action%20Termination_0.pdf)

) 及びUSTR “Termination of Action in the Digital Services Tax Investigation of India and Further Monitoring”

(https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/India%20DST%20Sec%20301%20Action%20Termination_0.pdf)

²⁸⁴ USTR “Initiation of Section 301 Investigation: Vietnam’s Acts, Policies, and Practices Related to the Import and Use of Illegal Timber” (https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Vietnam_Timber_Initiation_Notice_October_2020.pdf) 及びUSTR “Initiation of Section 301 Investigation: Vietnam’s Acts, Policies, and Practices Related to Currency Valuation”

(https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Vietnam_Currency_Initiation_Notice_October_2020.pdf)

²⁸⁵ USTR “2021 Special 301 Report”

([https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20(final).pdf))

（３）再輸出管理制度につき、2021 年版不公正貿易報告書 P100-P.102 記載の状況について、最新情報を調査ください。また、輸出管理改革法（ECRA）（2019 年国防権限法）、輸出管理規則（EAR）、エンティティ・リスト、輸出管理に関する運用・個別措置について、最新情報を調査ください。

1. ECRA

ECRAにおいて、エマージング技術及び基盤的技術は、米国の国家安全保障上重要な技術と規定されるのみで、明確な定義が存在しない。エマージング技術及び基盤的技術の意義を明確化する規則が施行される予定であるものの、現時点でこれに関する規制（案）は公表されていない。但し、既に37品目のエマージング技術がECRAに基づく規制の対象となっており、また、産業安全保障局（BIS）は、基盤的技術の規制案を発表し、パブリックコメントを募集した²⁸⁶。

また、BISは、2020年10月5日、ワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement）の2019年12月本会議において合意されたエマージング技術につき、その輸出管理を履行するため、EAR及び規制品目リスト（Commerce Control List）を改定する最終規則を施行した²⁸⁷。

2. EAR

（1）Huawei関連の規制

BISは、2020年5月15日及び2020年8月17日にEARを改正した²⁸⁸。これらの改正により、Huawei及びその関連企業にのみ適用される特殊な輸出制限が追加された。

2020年5月15日の改正により、①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②Huawei又はその関連企業によって製造又は設計されている場合、Huawei等に輸出、再輸出又は国内移転するときは、（当該事実を知り又は知りうる場合は）事前にBISの許可が必要となった。

さらに、2020年8月17日の改正により、①一定の米国原産の技術若しくはソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品又はそのような直接製品である米国外の工場、施設、設備等により生産された製品が、②Huawei又はその関連企業が、(i)生産、購入若しくは注文する部品又は装置の開発若しくは製造に使用される場合、又は(ii)購入者、中間荷受人、最終荷受人、若しくはエンドユーザー等となる場合、Huawei等に輸出、再輸出又は国内移転するときは、事前にBISの許可が必要となった。なお、Huawei等への輸出について、BISに許可申請した場合、BISは原則として許可しない方針で審査すると述べている²⁸⁹。2021年10月21日、下院は、Huawei及びSemiconductor Manufacturing International Corporation（SMIC）に対する輸出許可データを公表した²⁹⁰。当該データによれば、2020年11月9日から2021年4月20日までの期間に、Huawei向けについては合計約614億ドル、113件の輸出許可が、また、SMIC向けについては合計約419億ドル、188件の輸出許可が与えられている。商務省

²⁸⁶ DOC “Fiscal Year 2022 President’s Budget Submission” (https://www.commerce.gov/sites/default/files/2021-06/fy2022_bis_congressional_budget_justification.pdf)

²⁸⁷ DOC “Implementation of Certain New Controls on Emerging Technologies Agreed at Wassenaar Arrangement 2019 Plenary” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2632-85-fr-62583/file>)

²⁸⁸ DOC “Commerce Addresses Huawei’s Efforts to Undermine Entity List, Restricts Products Designed and Produced with U.S. Technologies” (<https://2017-2021.commerce.gov/news/press-releases/2020/05/commerce-addresses-huaweis-efforts-undermine-entity-list-restricts.html>) 及びDOC “Commerce Department Further Restricts Huawei Access to U.S. Technology and Adds Another 38 Affiliates to the Entity List” (<https://2017-2021.commerce.gov/news/press-releases/2020/08/commerce-department-further-restricts-huawei-access-us-technology-and.html>)（2021年12月30日確認）

²⁸⁹ DOC “Huawei Entity List Frequently Asked Questions (FAQs)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/2447-huawei-entity-listing-faqs/file>)（2021年12月30日確認）

²⁹⁰ U.S. House of Representatives “Export Control Licensing Decisions for Huawei (November 9, 2020-April 20, 2021)” (<https://docs.house.gov/meetings/FA/FA00/20211021/114149/HMKP-117-FA00-20211021-SD001.pdf>) 及びU.S. House of Representatives “Export Control Licensing Decisions for SMIC (November 9, 2020-April 20, 2021)” (<https://docs.house.gov/meetings/FA/FA00/20211021/114149/HMKP-117-FA00-20211021-SD002.pdf>)

は、Huawei向けの輸出許可については、2019年6月のG20サミット後に公表されたトランプ政権の方針に基づいていると説明しており、また、SMIC向けの輸出許可については、2020年12月18日に発効した輸出許可方針に基づいていると説明している。また、Huawei向けの輸出許可のうち直接製品規制に基づくものは、5G 未満の通信関連品目に限ってケース・バイ・ケースで判断するという基準を示している。

(2) 軍事エンドユース及び軍事エンドユーザー規制の拡大

BISは、2020年4月28日、軍事エンドユース及び軍事エンドユーザー規制を拡大する改正EARを発表し、同年6月29日に施行した²⁹¹。主な変更点は、以下の5つである。

第1に、軍事エンドユーザー規制の対象として、従前のロシア及びベネズエラに加え、中国が追加された。その結果、中国に対する輸出、再輸出及び国内移転については、その時点で、中国の軍事エンドユーザー（陸海空軍、沿岸警備隊、警察、政府諜報機関、及び偵察組織などが含まれる。）が最終需要者であることを知り又は知りうる場合は、たとえ民生用途であっても、BISの許可が必要となった。

第2に、軍事エンドユース規制における「エンドユース」（最終用途）について、従来は、直接用途（兵器その他の防衛物資の部品等）及び間接用途（兵器の設計、開発、試験、修理及び保守）という区分が存在したが、より広い範囲を含めるため、防衛物資の稼働、設置、保守、修理、オーバーホール及び分解修理のいずれかを用途とすれば足りることとなった。

第3に、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出、再輸出及び国内移転が軍事エンドユース規制又は軍事エンドユーザー規制に該当する場合、原則として輸出許可申請は拒絶されることとなった（15CFR§744.21(e)）。

第4に、中国、ロシア及びベネズエラに輸出される一定品目につき、地域の安定を理由とした新たな規制が導入された。

第5に、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出について、電子輸出申告書の提出を要する範囲を拡大した。従前は貨物価額が2,500米ドル未満であれば原則として電子輸出申告書の提出が免除されていたが、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出については、貨物価額にかかわらず、原則として電子輸出申告書の提出を要することとなった。

2021年12月9日、BISは、軍事エンドユーザーのリストを公表した²⁹²。同リストによって追加された軍事エンドユーザーは、全て中国又はロシアの法人である。

(3) 武器禁輸国に関する許可例外の厳格化

BISは、2020年4月28日、武器禁輸国に関する許可例外に関して改正EAR及びEAR改正案を発表した。具体的な変更点は、以下の2つである。

第1に、武器禁輸国に対して、安全保障上の輸出規制対象のうち比較的機微度が低い品目を輸出、再輸出又は国内移転する場合に、エンドユーザー及びエンドユース双方が民生のときはBISの許可を不要とするというCIV制度を廃止した。CIV制度は、中国を含む安全保障上の懸念がある国々を対象としていたが、BISは、この改正の理由として、これらの国々において民生技術開発及び軍事技術開

²⁹¹ DOC “Expansion of Export, Reexport, and Transfer (in-Country) Controls for Military End Use or Military End Users in the People’s Republic of China, Russia, or Venezuela” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2545-85-fr-23459/file>) 及びDOC “Expansion of Export, Reexport, and Transfer (In-Country) Controls for Military End Use or Military End Users in the People’s Republic of China, Russia, or Venezuela; Correction” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2556-85-fr-34306/file>)

²⁹² BIS “Supplement No. 7 to part 744 – ‘Military End User’ (MEU) List” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2714-supplement-no-7-to-part-744-military-end-user-meu-list/file>)

発の統合が進んでいる点を指摘している。この改正は、2020年6月29日に施行された²⁹³。

第2に、APR制度から、中国を含む安全保障上の懸念がある国々を除外するという改正案を発表した。APR制度の下では、安全保障上の懸念が最も小さいグループに属する国から第三国に対して、安全保障上の輸出規制対象のうち一定の品目を再輸出又は同一国内移転する場合で、当該再輸出元の国の許可方針に従って、輸出先の国への再輸出又は同一国内移転が認められるときには、BISの許可を不要とするものである。BISは、この改正案の理由として、輸出元の安全保障及び外交政策が米国と同様とは限らない点を指摘している。この改正案は、2020年6月29日までパブリックコメントの対象とされたが、現時点で施行されていない²⁹⁴。

3. エンティティ・リスト

2020年8月27日、BISは、中国企業24社をEARのエンティティ・リストに追加した。BISの下部組織であるエンドユーザー検討委員会（End-User Review Committee）は、リストへの追加理由として、これらの企業が南シナ海における人工島及び軍事拠点の建設を支援していることを挙げている²⁹⁵。

また、国防総省は、2020年6月、国防権限法（NDAA1999）に基づき、中国軍に所有又は管理されている中国企業20社のリストを作成して公表し、2020年8月28日に追加のリストを公表した²⁹⁶。当該リストはエンティティ・リストとは異なるものの、大統領は、当該リストに掲載された企業に対して、資産凍結等の制裁を与える権限を有している²⁹⁷。なお、当該リストの記載されている企業の一部は、既にエンティティ・リストにも掲載されている。

バイデン政権下でも、少数民族に対する強制労働等の人権侵害に関与していること等を理由に、中国企業がエンティティ・リストに追加されている²⁹⁸。2021年12月17日、BISは、新たなエンティティ・リストを公表した²⁹⁹。同リストに掲載された法人の大半は中国及びロシアの法人であり、SIMC及びその関連企業も含まれている。同リストに掲載された法人に対する規制対象品目の輸出許可申請は、原則として拒絶される。

4. その他

2020年5月15日、トランプ大統領（当時）は、情報・通信技術及びサービスのサプライチェーン保全のための大統領令³⁰⁰を発令した³⁰¹。これにより、外国の敵対勢力が関与する情報通信技術及びサービスに関する取引につき、それが米国内の情報通信技術、サービス、米国のインフラ若しくはデジタル経済に過度のリスクをもたらす、又は米国の安全保障上容認しがたいリスクをもたらすと認定された取引が禁止される。

²⁹³ DOC “Elimination of License Exception Civil End Users (CIV)” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-04-28/pdf/2020-07240.pdf>)

²⁹⁴ DOC “Modification of License Exception Additional Permissive Reexports (APR)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2547-85-fr-23496/file>)

²⁹⁵ DOC “Addition of Entities to the Entity List, and Revision of Entries on the Entity List” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-27/pdf/2020-18909.pdf>)

²⁹⁶ DOD “DOD Releases List of Additional Companies, in Accordance with Section 1237 of FY99 NDAA” (<https://www.defense.gov/Newsroom/Releases/Release/Article/2328894/dod-releases-list-of-additional-companies-in-accordance-with-section-1237-of-fy/>)（2021年12月30日確認）

²⁹⁷ 国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act, IEEPA）第203条（50 U.S.C. §1702）

²⁹⁸ DOC “Commerce Department Adds Five Chinese Entities to the Entity List for Participating in China’s Campaign of Forced Labor Against Muslims in Xinjiang” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/06/commerce-department-adds-five-chinese-entities-entity-list>)（2021年12月30日確認）

²⁹⁹ BIS “Supplement No. 4 to Part 744 – Entity List” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file>)

³⁰⁰ Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13873)

³⁰¹ U.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-17/pdf/2019-10538.pdf>)

さらに、2020年8月6日、トランプ大統領（当時）は、TikTok及びWeChatに関する取引を禁止する大統領令³⁰²を発令した³⁰³。しかし、同大統領令は、2021年6月23日、バイデン大統領により撤回された³⁰⁴。2020年9月14日、新疆ウイグル自治区で製造された一部の商品の輸入を禁止する違反商品保留命令³⁰⁵が発令された³⁰⁶。これは、強制労働等により製造された貨物及び商品等の米国への輸入を禁止する1930年関税法第307条³⁰⁷をウイグル族の人権問題に適用するものである。

³⁰² Addressing the Threat Posed by TikTok, and Taking Additional Steps To Address the National Emergency With Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13942)及びAddressing the Threat Posed by WeChat, and Taking Additional Steps To Address the National Emergency With Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13943)

³⁰³ U.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-11/pdf/2020-17699.pdf>) 及びU.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-11/pdf/2020-17700.pdf>)

³⁰⁴ The White House “Executive Order on Protecting Americans’ Sensitive Data from Foreign Adversaries” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/06/09/executive-order-on-protecting-americans-sensitive-data-from-foreign-adversaries/>)（2021年12月30日確認）

³⁰⁵ Withhold Release Order, WRO

³⁰⁶ U.S. Customs and Border Protection “DHS Cracks Down on Goods Produced by China’s State-Sponsored Forced Labor” (<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/dhs-cracks-down-goods-produced-china-s-state-sponsored-forced-labor>)（2021年12月30日確認）

³⁰⁷ 19 U.S.C. 1307

4. EU・英国

関税（EU・英国について、それぞれ調査ください）

（１）2021年度版不公正貿易報告書P.104の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞、＜最近の動き＞の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、現在適用されている関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。

【EU】

高関税品目について、2021年版の不公正貿易報告書に記載されている品目の最高譲許税率は、貨物自動車は変化なし（最高22%）、履物類は変化なし（最高17%）、陶磁器は変化なし（最高12%）、ガラス製品は変化なし（最高11%）、乗用車は変化なし（最高10%）である³⁰⁸。また、実効税率は、電気機器（最高14%、単純平均2.4%）、繊維（最高12%、単純平均6.6%）であり、2019年から変更はない³⁰⁹。なお、2021年のEUの現行の非農産品の譲許率は100%、単純平均譲許税率は3.9%で変更はない³¹⁰。

【英国】

＜措置の概要＞

英国は、2020年1月31日、EU離脱協定に基づきEUから正式に離脱し、同年12月31日をもって離脱移行期間が終了した。離脱移行期間中、英国は事実上、EUの関税同盟に含まれていたため、2020年12月31日まではEUの最恵国税率及び特惠税率が適用された。2021年1月1日より英国はEUとは異なる独自の関税体系を原則として適用している。例外的に北アイルランドではEU離脱協定の北アイルランド議定書に基づき引き続きEUの関税ルールが適用される。

＜懸念点＞

英国は、ブレグジット後も化学品及び医療機器等についての輸入規制（REACH・CLP、MDR・IVDR）、動植物等に関する検疫措置又はEUと同様のCEラベルの利用といったEUで適用される非関税障壁に関して、英国内で適用するために必要な修正をしたうえで英国国内法として維持するとしている。

また、英国が提出した譲許表及びサービス約束表についてはWTOで未承認であるため、未承認の譲許表及びサービス約束表を適用した英国に対して、WTO加盟国が不服を申し立てたり、報復措置が採られたりする可能性が指摘されている。

³⁰⁸ WTOの「関税データベース」及びFedEx World Tariffの8704 - Motor vehicles for the transport of goods、64 - FOOTWEAR, GAITERS AND THE LIKE; PARTS OF SUCH ARTICLES、69 - CERAMIC PRODUCTS、70 - GLASS AND GLASSWARE、8703 - Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 87.02), including station wagons and racing carsの項目を確認。WTO「関税データベース」(<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)、FedEx World Tariff (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrame.jsp?pageName=Output.jsp&putcursor=text>)（2021年12月28日確認）

³⁰⁹ WTO“WORLD TARIFF PROFILES 2021”89頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)及びWTOの“WORLD TARIFF PROFILES 2020”90頁のElectrical machinery、Textilesの項目を確認。WTO“WORLD TARIFF PROFILES 2021”89頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)及びWTO“WORLD TARIFF PROFILES 2020”90頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)（2021年12月28日確認）

³¹⁰ WTO“WORLD TARIFF PROFILES 2021”89頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)及びWTO“WORLD TARIFF PROFILES 2020”90頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)（2021年12月28日確認）

＜最近の動き＞

ブレグジット前、英国にはEUの一加盟国としてWTOルールが適用されたが、ブレグジット後、英国はEUとは別の独自の立場でWTOの加盟国になった。英国は、離脱移行期間終了後のWTOにおける英国の立場を記載した2021年1月4日付WTO加盟国向けの通達において、WTO譲許表及びサービス約束表について、未承認であるものの適用することを明確にしている³¹¹。また離脱移行期間中、英国は、EUが締結した第三国との貿易協定を継続する交渉を行ってきた。その結果、ブレグジット後もEUが締結した多くの貿易協定が英国でも引き続き適用され、それら協定に基づく特惠関税が英国との貿易には適用される³¹²。

なお、英国は、EUが締結した貿易協定とは別に新たな貿易協定も交渉している。オーストラリアとは2021年12月17日、貿易協定を締結し、2022年度中にはニュージーランドと貿易協定を締結する計画である。また、英国は、近い将来、環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）への加入も目指している。

高関税の品目に関して、英国では現状、その品目、実効税率及び譲許税率について、EUとほぼ同様の取扱いがなされている。これは2018年7月24日、英国はWTOに附属表を提出し、その後2020年5月19日及び同年12月10日、技術的修正を提出しているが、その内容は関税割当の点を除いてEUの附属表をほぼ踏襲していることによる。したがって、現状、具体的には、最高譲許税率は、貨物自動車（最高22%）、履物類（最高17%）、陶磁器（最高12%）、ガラス製品（最高11%）、乗用車（最高10%）とされている³¹³³¹⁴。

2021年1月1日より英国で適用されている関税法令は、2018年租税（クロスボーダー貿易）法（Taxation (Crossborder) Trade Act 2018）である。同法に基づくUKグローバルタリフ税率が適用されることで、最恵国税率（MFN税率）が適用される品目の平均税率が7.2%から5.7%に削減されるとされている。UKグローバルタリフでは、2.5%以下のいわゆるニューサンス・タリフ（nuisance tariff）の廃止、小数点以下の関税率の単純化、農産品に関する関税率の単純化、国内製造がゼロまたは限定されている品目についての関税の廃止がなされている。最恵国税率のほか、英国ではEUと同様に3つのカテゴリーに分けられる一般特惠関税も適用される³¹⁵。

対日輸入に関して、離脱移行期間中に日英政府間での交渉が行われ、2020年12月にそれぞれの国において承認プロセスが完了した後、2021年1月1日から日英EPAが発効している。同協定は、ブレグジットにより日英間の貿易の継続性に支障が生じることを避けることを主たる目的としており、その内容も基本的に日欧EPAの内容を踏襲するものである。したがって、市場アクセスの改善をより図るための一部修正を除いて、関税の削減や撤廃期間についてキャッチアップ条項を定めるなどして、日欧EPAの内容と平仄を合わせている。また、同協定で定める原産地規則の要件を満たせば、特惠関税率が適用される。原産地規則に関して、鉱工業製品のほぼすべてについて、日英にEU原産品を加える拡張累積を認めている。

³¹¹ Gov. UK、END OF THE UK-EU TRANSITION PERIOD COMMUNICATION FROM THE UNITED KINGDOM、https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949410/201231_General_Council_Statement_FINAL.pdf

³¹² 関連協定及び適用される関税については、次のリンクで参照することができる。Gov.UK、UK trade agreements with non-EU countries <https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries> （2022年1月11日確認）

³¹³ Gov.UK、UK goods and services schedules at the WTO、<https://www.gov.uk/government/publications/uk-goods-and-services-schedules-at-the-wto>

³¹⁴ 実効税率については、次のリンクから参照することができる。Gov.UK、Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates、<https://www.gov.uk/trade-tariff> （2022年1月26日確認）

³¹⁵ Gov. UK、Trading with developing nations、<https://www.gov.uk/government/publications/trading-with-developing-nations> （2022年1月11日確認）

（２）新型コロナウイルスの影響について、その対策として2021年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウィルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

【EU】

2020年4月3日付”COMMISSION DECISION (EU) 2020/491 of 3 April 2020 -- on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document C(2020) 2146)”により輸入関税及び付加価値税の免除措置が取られた。措置の目的は、新型コロナウイルスの影響を受けている又はその危険にさらされている人に対し、国等が承認した慈善団体等が無償で物資を配布したり、無償で利用できるようにすることである³¹⁶。

変更された品目及び変更前後の関税率は各加盟国に委ねられており、その内容を 2020 年 11 月 30 日までに欧州委員会へ報告することになっており（2 条）、当該措置の実施期間は、2020 年 1 月 30 日から 7 月 31 日までであったが（3 条）³¹⁷、2021 年 4 月 19 日、変更された品目及び変更前後の関税率は、2022 年 4 月 30 日までに報告すればよいこととされ、実施期間も 2021 年 12 月 31 日までに延長された³¹⁸。

2021年1月30日に欧州委員会は、”Implementing Regulation (EU) 2021/111 (2)”を採択し、EU規則2015/479の第5条に基づき、新型コロナウイルスのワクチン並びにこれらのワクチン製造に使用するマスター細胞バンク及びワーキング細胞バンクを含む活性物質の輸出を、6週間の間、輸出許可証の対象となるようにした。その後、同年3月12日に欧州委員会は”Implementing Regulation (EU) 2021/442 (3)”を採択し、EU規則2015/479の第6条に基づき同年6月30日まで、さらに、EU規則2021/1071 (6) により同年9月30日まで、EU規則2021/1728により同年12月31日まで同製品の輸出を輸出許可証の対象とすることを決定した³¹⁹。

【英国】

UKGTのもと多くの医薬品、（人工呼吸器を含む）医療機器は無関税とされているが、ウィルス対策のために必要となる品目で関税が適用される物品について、英国政府は一時的に関税停止措置を採っている³²⁰。特にEU域外から英国に輸入される個人防衛具（personal protective equipment）、医療機器、消毒剤、医療用品及びワクチンに適用される。また、ウィルス対策のため英国国民健康サービスでの医薬品不足を防止するため80以上の医薬品について輸出が規制されている³²¹。

³¹⁸ “COMMISSION DECISION of 19.4.2021”（https://ec.europa.eu/taxation_customs/system/files/2021-04/1_en_act_part1_v2.pdf）（2022年1月27日確認）

³¹⁹ EUR-LEX” COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2021/1728 of 29 September 2021 amending Implementing Regulation (EU) 2021/442 and Implementing Regulation (EU) 2021/521 related to the mechanism making certain products subject to the production of an export authorisation”（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2021.345.01.0034.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2021%3A345%3ATOC）（2022年1月24日確認）

³²⁰ 具体的な品目については、次のリンクを参照。Gov.UK、https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1029113/dit-covid-19-critical-goods-tariff-suspensions.odt

³²¹ Gov.UK、Guidance Export and hoarding of restricted medicines、<https://www.gov.uk/guidance/parallel-export-and-hoarding-of-restricted-medicines>、輸出が規制されている医薬品については、次のリンクを参照。Gov.UK、Guidance Medicines that you cannot export from the UK or hoard、<https://www.gov.uk/government/publications/medicines-that-cannot-be-parallel-exported-from-the-uk>

（１）2021年版不公正貿易報告書P.106のEU及び英国の化学品規制（REACH・CLP）の＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

【EU】

欧州委員会は、2020年10月14日に公表したChemicals Strategy for Sustainabilityを受けて2021年8月9日から同年11月15日にかけてCLPのパブリックコンサルテーションを実施した。また、2021年5月4日から6月1日にかけてREACH改訂に関するInception Impact Assessmentのフィードバックを受け付け、2022年1月20日から同年4月15日にかけてオープンパブリックコンサルテーションを実施する予定である。これらを踏まえ、2022年中にREACH及びCLPの改訂案を策定する予定である³²²。

【英国】

＜措置の概要＞

2020年12月31日に離脱移行期間が終了したことに伴い、ブレグジット前、英国に直接適用されたEUの規制の多くが英国国内法に基づき必要な修正がなされたうえ、英国国内法に移行された。EUのREACHに関する規制³²³も英国国内法に移行された「維持されたEU法」（retained EU law）の一つとして、離脱移行期間終了後も英国に引き続き適用されている。なお、北アイルランド議定書の結果、UK REACHはグレートブリテン島のみ適用され、北アイルランドにはEU単一市場の一部として引き続きEU REACHが適用される。したがって、北アイルランドの事業者は、離脱移行期間終了後もEU REACHの下でのステータスが維持される。

離脱移行期間終了後、EU及び英国で製品を上市するためにはそれぞれの国において化学物質を登録する必要がある。現状、EU及び英国におけるREACH規則に係る要件や手続について大きな差異はないが、今後それぞれの規制が徐々に乖離することも予想される。この場合、EU及び英国のそれぞれにおける規制を遵守するため、事業者にとって負担が増える恐れがある。

なお、ブレグジットの結果、英国はEUから見て第三国となるため英国に所在する登録者（製造業者、生産業者、輸入業者又は唯一の代理人（Only Representative）は、EUでの登録とは認められない。そのため、EU REACH規則の下でのステータスを維持するためには離脱移行期間終了前にEU加盟国での登録に切り替えるか、EU加盟国でORを任命しておく必要があった。そのような手続を採っていない場合にはEU REACH規則の下で事業者のステータスが変更している可能性があるので留意を要する³²⁴。

EUのCLP規則³²⁵も「維持されたEU法」の一つとして必要な修正がなされたうえで英国国内法に移行された。具体的には離脱移行期間終了後、英国では2008年UK CLP規則及び2015年UK CLP規則の下で英国市場に上市される化学品の分類、表示及び包装に関する規制が適用される。国務大臣はこれら規則を修正する権限が認められている。また、ブレグジット前、EU CLP規則の下でのEU化学品庁（ECHA）が担っていた役割は、ブレグジット後の英国では安全衛生庁（Health and Safety Executive）がUK CLP規則の下で

³²² 欧州委員会”Chemicals: Commission launches public consultation on revision of central piece of chemicals legislation”
(https://ec.europa.eu/environment/news/chemicals-commission-launches-public-consultation-revision-central-piece-chemicals-legislation-2021-08-09_en) 及び欧州委員会”REACH revision under the Chemicals Strategy”
(https://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach_revision_chemical_strategy_en.htm)（2022年1月25日確認）

³²³ Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC

³²⁴ なお、英国の安全衛生庁（Health and Safety Executive）はUK REACH及びEU REACHの下での規制を遵守するためのガイダンスを公表している。Gov.UK、UK Registration, Evaluation, Authorisation & restriction of Chemicals (REACH)、
<https://www.hse.gov.uk/reach/>

³²⁵ Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, amending and repealing Directives 67/548/EEC and 1999/45/EC, and amending Regulation (EC) No 1907/2006

の監督庁として担当することになる。現状、UK CLP規則の下で規制は、EU CLP規則と大きく異ならないが、今後EUと英国とで徐々に規制内容が乖離することも予想される。

<最近の動き>

2021年11月9日、2021年環境法（Environment Act 2021）が成立した。同法第140条ではSchedule 21に従い、ブレグジット後の英国における化学品規制を更新するため国務大臣にUK REACH規則による規制を修正する権限を認めている。さらに国務大臣はUK REACH規則違反を執行するため刑事罰の範囲を拡大すること、適用される刑事罰を特定するなどの権限が認められている。国務大臣は、必要かつ適切と考えられる場合にこれらの権限を行使できるとされている。今後、国務大臣に与えられたこれらの権限が実務上、どのように行使されるか注視される。

サービス貿易

（１）2020年版不公正貿易報告書P.111のオーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制について、<措置の概要><最近の動き>に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

【EU】

欧州委員会は、2020年7月7日、改正された”DIRECTIVE (EU) 2018/1808 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 November 2018 -- amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities (AVMSD)³²⁶”の下、2つのガイドラインを採択した³²⁷。1つ目のガイドラインは、動画共有プラットフォームサービスの定義に関する本質的な機能性の基準の実際の適用に関するガイドラインであり、各国当局が適用の際に(1) 視聴覚コンテンツとサービスの主要な経済活動との関係、(2) サービスで利用可能な視聴覚コンテンツの量的・質的関連性、(3) 視聴覚コンテンツの収益化、又は視聴覚コンテンツからの収益生成、(4) 視聴覚コンテンツの知名度や魅力を高めることを目的としたツールの利用可能性という4つの指標を考慮すべきと規定している³²⁸。2つ目のガイドラインは、AVMSD第13条(7)に基づき、(1) 第13条(1)に規定されたオンデマンド提供者のカatalogにおける欧州著作物のシェアの算出、(2) 第13条(6)に規定する除外事項における低視聴率・低売上高の定義を定めている³²⁹。

【英国】

<措置の概要>

視聴覚メディアに関するEU加盟国における国内法制の調和及び近代化を図るため2018年11月14日、EUの視聴覚メディアサービス指令（AVMSD）が改正された。同改正では、伝統的なテレビ放送とオンデマンド配信などの新たなメディアサービスとの間で公平な競争条件を確立することに加えて、公益保護の観点から有害なメディアコンテンツに対応するための措置を実施することが新たに求められており、EU加盟国は、2020年秋までに同改正の内容を国内法で定める義務が課されていた。2020年1月31日、英国はEUを正式に離脱したが、離脱移行期間中の2020年9月、AVMSDの2018年改正の内容を英国内で実施するための国内法を制定している³³⁰。

AVMSDでは欧州の文化価値の保護を目的として欧州制作物の放映に関して一定量割り当てられるよう定められている。ブレグジットにより英国はEUから見て第三国となったものの、英国は国境を超えるテ

³³⁰ Gov.UK、The Audiovisual Media Services Regulations 2020、<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1062/made>

レビジョンに関する欧州条約³³¹の当事国であるため、ブレグジット後もEU加盟国は同条約に基づき英国制作物を促進する義務を引き続き負担している。他方、英国もECTTの当事国として欧州制作物のために放映時間の一定割合を確保する義務を負担している。視聴覚メディアサービスに関して欧州委員会が作成するガイダンス等は引き続き英国での参考とされると思われる。

<最近の動き>

英国では、より広いメディアサービス及びプラットフォームにおける有害なコンテンツに対応するために新たな法案（Online Harms Bill）が検討されている³³²。当該法案が法律として制定する時期は明確ではないが、成立した場合には有害コンテンツに関する規制は同法が適用されることになると予想される。

知的財産

（１）スペアパーツの議論を巡っては、ドイツにおいては、修理条項を追加した改正 意匠法が 2020 年 12 月に公布され、フランスにおいては、2020 年 10 月に「公共行動の加速化及び簡素化に関する法案」に組み込まれる形で、自動車に関する修理条項を意匠法に追加する改正案が議会で採択されたが、法案の合憲性審査の結果、成立には至らなかった等、EU の主要国（英国含む）において動きが見られるところ、EU 並びに主要国（英国含む）の法制度や主要判例の動向についてご調査ください。

ア フランスにおける意匠法改正案

フランスにおいては、これまで、フランス議会での採択にもかかわらず、憲法評議会（French Constitutional Council）による手続上の理由に基づく違憲判断等があり、修理条項は導入されていなかった。しかし、2021 年 8 月 22 日に成立した「気候変動への対策及びその影響に対する回復力強化に関する法律」（Law No. 2021-1104）³³³第 32 条により、知的財産法に修理条項を一部のスペアパーツに限定して新設するとともに、他のスペアパーツについても保護期間を短縮する改正がなされた。同条 IV によれば、この改正法の施行日は 2023 年 1 月 1 日とされている。

改正法によれば、（道路交通法第 L.110-1 条³³⁴で定義する）「自動車」や「トレーラー」を元の外観に戻すための行為について、それが①グレージングパーツ（Glazing Parts）³³⁵に係る場合又は②オリジナルパーツ³³⁶の製造業者による行為の場合には、意匠権の保護が及ばないこととされている（改正知的財産法第 L.513-6 条 4 号）。また、「自動車」の元の外観を取り戻すためのその他のスペアパーツについては、意匠権による保護が及ぶものの、その保護期間は現行の 25 年から 10 年に短縮される（改正知的財産法第 L.513-1 条）。

これにより、例えば、①グレージングパーツについては、主体を問わず全ての部品業者が自由に製造・販売すること、②オリジナルパーツを製造した部品業者（たとえば、OEM 事業者）は、目視可能なスペアパーツ（たとえば、ミラー、光学部品、ボディ等）であれば自由に製造・販売すること、③全ての独立した部品業者は 10 年の保護期間経過後であれば、目視可能なスペアパーツを自由に製造・販売することが可能となる。

なお、著作権についても改正がなされ、（道路交通法第 L.110-1 条で定義する）「自動車」や「トレーラー」が市場に置かれた際の当初の外観を回復するために用いられる部品について著作権行使の制限が定められている（改正知的財産法第 L.122-5 条）。

³³¹ European Convention on Transfrontier Television、<https://rm.coe.int/168007b0d8>

³³² 英政府の政策提言書は次のリンクを参照。Gov.UK、Consultation outcome

Online Harms White Paper、<https://www.gov.uk/government/consultations/online-harms-white-paper/online-harms-white-paper>

³³³ Legifrance“LOI n° 2021-1104 du 22 août 2021 portant lutte contre le dérèglement climatique et renforcement de la résilience face à ses effets (1)” (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043956924>)（2022年1月26日確認）

³³⁴ Legifrance“Article L110-1 - Code de la route” (https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000006840863/)（2022年1月26日確認）

³³⁵ 特に自動車分野において、窓に用いられるガラス等の透明な部材をいう。

³³⁶ 新しく製造された製品において初めに用いられる部品をいう。

イ 欧州委員会によるイニシアチブとパブリック・コンサルテーション

欧州委員会は、2021年4月29日、知的財産行動計画（intellectual property action plan）で示された行動³³⁷のうちの「EU 意匠保護の近代化」に係るパブリック・コンサルテーション（2021年4月29日-2021年7月22日）を開始し、同年9月3日付けで、そのサマリーレポートをウェブページにて公表した³³⁸。当該パブリック・コンサルテーションへの意見数は、全体で105件（事業者団体38%、企業等26%、公的機関10%、その他）で、意見数の上位5か国は、ベルギー18件、スペイン15件、フランス14件、イタリア10件、ドイツ9件であり、日本からは3件であった。そして、「スペアパーツについての意匠保護を見直すべきか」との質問に対する回答の内訳は、①賛成。Must Match³³⁹スペアパーツの市場は、既存のデザインも新デザインも含めて競争のために開放すべきである（21%）、②賛成。Must Match スペアパーツの市場は、新デザインに限定して競争のために開放すべきである（16%）、③反対（14%）、④その他（28%）、⑤意見なし（21%）であった。

なお、2021年におけるスペアパーツに係る各国法制の最新の状況は下表のとおりである。

修理条項導入済み	修理条項未導入	保護期間の短縮化	その他
ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スペイン、ドイツ ³⁴⁰ 、フランス ³⁴¹	オーストリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア	デンマーク、スウェーデン (両国において、保護期間が15年間となっている。)	ギリシャ (5年間の保護期間と報酬請求権を含む修理条項となっている。但し、自動車製造業者と部品販売業者の合意が形成されていないため、報酬請求制度は実際には運用されていない。)

なお、「EU 意匠保護の近代化」に係るパブリック・コンサルテーションは、「意匠に関する EU 法（規則）の見直し」³⁴²及び「意匠に関する EU 法（指令）の見直し」³⁴³の2つのイニシアチブに関連して行われたものであり、これら2つのイニシアチブは、現在までに2020年11月24日から2021年1月12日までのフィードバック期間、2021年4月29日から2021年7月22日までのパブリック・コンサルテーション期間を経ており、2022年第2四半期に採択されることが計画されている。

ウ 英国における修理条項³⁴⁴

英国には登録意匠制度と非登録意匠制度があり、登録意匠制度に関しては修理条項が設けられてお

³³⁷ 欧州委員会“An intellectual property action plan to support the EU’s recovery and resilience” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0760>)（2022年1月26日確認）

³³⁸ 欧州委員会“Public consultation” (https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12609-Intellectual-property-review-of-EU-rules-on-industrial-design-Design-Directive-/public-consultation_en)（2022年1月26日確認）

³³⁹ 複合製品全体の外観・形状によって形状が定まるような構成部品がこれに該当し、一般に、自動車のドアパネル等が挙げられる。

³⁴⁰ ドイツでは、2020年10月9日、修理条項を導入する2020年意匠法改正が成立し、同年12月に公布された。

³⁴¹ 前述のとおり、フランスでは修理条項を導入する2021年意匠法改正が成立した。但し、修理条項の対象とならない一部のスペアパーツについては（短縮された）10年間の保護期間が与えられている。

³⁴² 欧州委員会“Intellectual property – review of EU rules on industrial design (Design Regulation)” (https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12610-Intellectual-property-review-of-EU-rules-on-industrial-design-Design-Regulation-_en)（2022年1月26日確認）

³⁴³ 欧州委員会“Intellectual property – review of EU rules on industrial design (Design Directive)” (https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12609-Intellectual-property-review-of-EU-rules-on-industrial-design-Design-Directive-_en)（2022年1月26日確認）

³⁴⁴ 社団法人 日本国際知的財産保護協会「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf)

り、非登録意匠制度に関しては厳密な意味での修理条項ではないものの、いわゆるMust Fit意匠³⁴⁵、Must Match意匠³⁴⁶については保護が及ばないものとする定めが置かれている。なお、Brexitの影響で、共同体意匠による保護と同等の登録意匠・非登録意匠の保護が英国内で受けられるよう追加の補足規定等による調整がなされている³⁴⁷。

登録意匠制度に係る修理条項である1949年登録意匠法³⁴⁸第7A条(5)は、2001年登録意匠規制³⁴⁹による改正によって導入された。同条によれば、複合製品³⁵⁰を元の外観に戻す修理のために使用することができる構成部品に係る登録意匠権の場合、登録によって保護されている意匠を当該修理目的で使用することは登録意匠権の侵害とはならないとされている。英国では、従来からスペアパーツについて、Must Match意匠、Must Fit 意匠又は非審美的意匠として保護を否定してきた経緯があり、欧州意匠指令第14条が、意匠に係る法改正を、市場を自由化する方向の改正に限定していたことから、修理条項が設けられるに至った。なお、登録意匠制度に関しては、修理条項の導入と同時に、Must Match条項（Must Match意匠について意匠権を付与しないという内容の条項）は削除された。

非登録意匠制度の下では登録意匠法におけるものと同じ意味での修理条項はなく、スペアパーツの意匠は、スペアパーツであることのみを理由として保護対象外とされることはない。もっとも、スペアパーツの意匠は他の機能的意匠と同様に、Must Fit 意匠や Must Match 意匠（1988年英国著作権・意匠・特許法³⁵¹第213条(3)(b)(i)、(ii)）であるか否かの観点から保護の有無が判断され、Must Fit意匠や Must Match意匠については意匠権が付与されないこととなっている³⁵²。なお、このようなMust Fit 条項（1988年英国著作権・意匠・特許法 第213条(3)(b)(i)）やMust Match条項（1988年英国著作権・意匠・特許法 第213条(3)(b)(ii)）は、同法制定当時から導入されていた。

³⁴⁵ 機能的観点からその形状以外に選択の余地のない部品がこれに該当し、一般に、自動車の排気管やカップリングスリーブ等が挙げられる。1988年英国著作権・意匠・特許法 第213条(3)(b)(i)では、「いずれかの物品がその機能を果たすことができるように、ある物品が他の物品に結合され又はその中、周囲若しくはこれに対して配置されることを可能にする物品の形状又は輪郭の特徴」と定義されている。

³⁴⁶ 複合製品全体の外観・形状によって形状が定まるような構成部品がこれに該当し、一般に、自動車のドアパネルや外装パネル等が挙げられる（Ford Motor Company Limited and Iveco Fiat Spa's Design Application [1993] RPC 339参照）。1988年英国著作権・意匠・特許法 第213条(3)(b)(ii)では、「意匠創作者が他の物品の外観の不可欠の一部をなすものと意図し、当該他の物品の外観に依存している物品の形状又は輪郭の特徴」と定義されている。

³⁴⁷ GOV.UK “Intellectual property after 1 January 2021” (<https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-after-1-january-2021>)（2022年1月26日確認）

³⁴⁸ The Registered Designs Act 1949

³⁴⁹ The Registered Designs Regulations 2001 (S.I. 2001/3949)

³⁵⁰ 1949年登録意匠法第1条(3)で、「本法において、『複合製品』は、少なくとも2以上の取り替えることができ、当該製品の分解及び再組立を可能にする部品によって構成されている製品を意味する。」と定義されている。

³⁵¹ The Copyright, Designs and Patents Act 1988

³⁵² なお、Must Match意匠への該当性について、實際上複合製品の全体的な外観を抜本的に変えないでそのデザインを変更することができるのであれば、当該スペアパーツは複合製品の外観に依存するものとは言えず、Must Match意匠には当たらないとして、限定的に考える判決がある（Dyson Limited v Qualtex (UK) Limited [2006] EWCA Civ 166）。

5. 韓国

関税

（１）2020 年度版不公正貿易報告書 P.115 に記載のある「高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 措置の概要

2020 年の非農産品の単純平均譲許税率は 9.8% であり、2018 年から変更はない。2020 年の非農産品について、譲許率は 94.1% であり、2018 年から大きな変更はなく、平均実行関税率は 6.6% であり、2018 年から変更がある³⁵³。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、織物（最高 51.7%）、衣類（最高 35%）、魚及びその加工製品（最高 32%）等、譲許税率の高い品目が存在する³⁵⁴。

2. 懸念点

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

3. 最近の動き

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2020 年 7 月時点で約 90% の関税が撤廃され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。韓国については、2016 年 12 月から関税撤廃を開始した。例えば、韓国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、ポリッシングパッド（30%）、無線操作制御機器（20%）、マイクロホン（16%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

4. 韓国における関税体系について

韓国においては、関税法によって、関税体系が規律されている。

基本的な体系としては、基本税率、暫定税率及び弾力関税率により構成される³⁵⁵。また、弾力関税率は、ダンピング防止関税³⁵⁶、相殺関税³⁵⁷、報復関税³⁵⁸、緊急関税³⁵⁹、調整関税³⁶⁰、割当関税³⁶¹、季

³⁵³ WTO “Tariff Profiles 2019” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf)、WTO “Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf) 及び WTO “Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)

³⁵⁴ <https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do>（2022 年 1 月 28 日確認）

³⁵⁵ 関税法第 49 条

³⁵⁶ 関税法第 51 条乃至第 56 条

³⁵⁷ 関税法第 57 条乃至第 62 条

³⁵⁸ 関税法第 63 条及び第 64 条

³⁵⁹ 関税法第 65 条乃至第 67 条

³⁶⁰ 関税法第 69 条及び第 70 条

³⁶¹ 関税法第 71 条

節関税³⁶²、国際協力関税³⁶³、便益関税³⁶⁴及び一般特惠関税³⁶⁵により構成される。関税の種類としては、従価税、従量税及び混合税である。

対日輸入適用税率には、EPA特惠税率も存在する³⁶⁶。

（２）新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

特に変更措置は存在しない³⁶⁷。

³⁶² 関税法第72条

³⁶³ 関税法第73条

³⁶⁴ 関税法第74条及び第75条

³⁶⁵ 関税法第76条及び第77条

³⁶⁶ 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定。外務省ウェブサイト参照（<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>）

³⁶⁷ WTOウェブサイト（https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/covid_details_by_country_e.htm?country=KOR）（2022年1月30日確認）

6. 台湾

関税

(1) 2021 年度版不公正貿易報告書 P.121 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、現在適用されている 関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。

1. 措置の概要

台湾は加盟時に 100%譲許しており、現行の全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は 6.8%である³⁶⁸。

非農産品については 5.0%³⁶⁹であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大 25%）³⁷⁰、普通・小型乗用車（最大 17.5%）³⁷¹、特殊用途自動車（最大 30%）³⁷²等の高関税品目が存在する³⁷³。

なお、台湾は2002年11月のWTO加盟時、自動車については関税割当制度（第Ⅱ部第5章関税1（1）②参照）によることとなっていたが、2011年に当該制度が撤廃された。

関税体系は、関税法³⁷⁴及びその下位法令等で構成されている。従価税、従量税及び複合税があり、一般税率、特惠税率等の税率が適用される。対日輸入税率は、MFN 適用税率である³⁷⁵。

2. 懸念点

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

3. 最近の動き

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月から ITA 拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016年7月から順次開始、2019年7月時点は約 90%の関税が撤廃され、2024年1月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。台湾については、2016年7月から関税撤廃を開始した³⁷⁶。

例えば、台湾が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としてはスイッチ類（12.5%）があるが、一部の撤廃対象については関税が完全撤廃されている³⁷⁷。

また、テレビ受信機器（10%）については、2019年に一部の製品の関税が完全撤廃されている³⁷⁸が、カラーテレビの税率は現在も 10%が維持されている³⁷⁹。

³⁶⁸ WTO “World Tariff Profiles 2021”（https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf）173頁

³⁶⁹ WTO “World Tariff Profiles 2021”（https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf）24頁

³⁷⁰ 税則コード87043200005等

³⁷¹ 税則コード87032110007等

³⁷² 税則コード87059022、87059012

³⁷³ 税則税率総合照会システム（<https://portal.sw.nat.gov.tw/APGQO/GC411>）

³⁷⁴ 台湾法務省ウェブサイト、関税法（<https://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350001>）

³⁷⁵ 台湾のWTO通報文書（G/TFA/N/TPKM/1/Rev.3）、JETROウェブサイト

（https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/trade_03.html）

³⁷⁶ 107～111年段階撤廃リスト（<https://web.customs.gov.tw/download/m270914>及び<https://web.customs.gov.tw/download/m270915>）

³⁷⁷ 税則コード85365011、85365019、85365020、85365040、85365090

³⁷⁸ 税則コード85287191、85287199

³⁷⁹ 税則コード85287200

（２）新型コロナウイルスの影響について、その対策として 2021 年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウィルス 感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

台湾行政院は前年度に引き続き、新型コロナウイルスの防疫対策のため、関税法 71 条に基づき、薬用アルコール原料の関税率を 20%から 10%に引き下げた。2021 年 3 月 3 日付けで、2021 年 2 月 26 日までとなっていた上記調整を 2021 年 8 月 26 日までに延長することとされ³⁸⁰、さらに 2021 年 8 月 26 日付けで 2022 年 2 月 26 日までに延長することとされた³⁸¹。

³⁸⁰ 中華民国110年3月3日財政部廣告（<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=0039077c585343dbbce78288ded14c18>）

³⁸¹ 中華民国110年8月26日財政部廣告（<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/698?cntId=6b56325b412144e19c60d4fba83f75ab>）

7. 豪州

関税

(1) 2021 年度版不公正貿易報告書 P.123 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、現在適用されている 関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。

2020年の非農産品単純平均譲許税率は10.7%で、2019年から変更はない。非農産品について、2020年の譲許率は96.7%で2019年から変更はない。一方、2020年の非農産品単純平均実行関税率は2.6%で、2019年から変更はない³⁸²。

不公正貿易報告書記載の非農産品等に関する譲許税率は、アパレル製品（最高55%を維持）、エンジン類（最高50%を維持）、電気機器（最高45%を維持³⁸³）、乗用車（最高40%を維持）となっているが、2019年と同様、全ての品目において実行関税率は5%以下である³⁸⁴。

「最近の動き」について、ITA拡大交渉における変更はない³⁸⁵。なお、豪州は、2021年7月1日までにITA拡大交渉の全対象品目の関税を撤廃すると表明していたため³⁸⁶、豪州外務省に関税の撤廃状況を問い合わせたが、同省からの回答は得られていない。一方、日豪EPAに関して、オーストラリア外務省（DFAT）は、2020年6月、TPP11³⁸⁷及び同年11月15日に署名された包括的経済連携³⁸⁸を踏まえて、日豪EPAに基づく貿易実績のレビュー及び日本との再交渉に向けた作業を開始したと公表し³⁸⁹、2021年5月から8月にかけて日豪EPAの運用状況に関する意見を公募した³⁹⁰。

関税体系は、1901 関税法³⁹¹及びその下位法令等で構成されている。従価税、従量税及び複合税があり、一般税率、特惠税率等の税率が適用される。対日輸入税率は、MFN 適用税率と日豪 EPA 適用税率である³⁹²。

(2) 新型コロナウイルスの影響について、その対策として 2021 年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

2020年5月1日、オーストラリア国境警備隊（ABF）は、1995年関税定率法³⁹³別表4第57号に基づき、COVID-19対策に必要な物品の輸入を容易にする目的で、所定の衛生・医療品に対する関税を一時的に免

³⁸² WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)

³⁸³ なお、冷蔵庫類（電気駆動式か否かを問わない。）の譲許税率は最高47.5%を維持している。

³⁸⁴ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)（2021年12月9日確認）

³⁸⁵ DFAT “Information Technology Agreement” (<https://www.dfat.gov.au/trade/organisations/wto/Pages/information-technology-agreement>)（2021年12月9日確認）

³⁸⁶ DFAT “Information Technology Agreement” (<https://www.dfat.gov.au/trade/organisations/wto/Pages/information-technology-agreement>)（2021年12月9日確認）

³⁸⁷ Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP

³⁸⁸ Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP

³⁸⁹ DFAT “JAIPA: 2020 review and renegotiation of certain market access outcomes for goods”

(<https://www.dfat.gov.au/trade/agreements/in-force/jaipa/news/jaipa-2020-review-and-renegotiation-certain-market-access-outcomes-goods>)（2021年12月9日確認）

³⁹⁰ DFAT “JAIPA: 2021 General Review – Call for Public Submissions” (<https://www.dfat.gov.au/trade/agreements/in-force/jaipa/news/jaipa-2021-general-review-call-public-submissions>)（2021年12月9日確認）

³⁹¹ 豪州政府ウェブサイト、Customs Act 1901 (<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00411>)

³⁹² 豪州のWTO通報文書（G/TFA/N/AUS/1/Rev.2）、JETROウェブサイト

(https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/trade_03.html)

³⁹³ Customs Tariff Act 1995

除すると発表した³⁹⁴。

上記措置により、フェイスマスク、手袋、ガウン／衣類、ゴーグル、消毒剤製剤（手指消毒剤を除く）、石鹼、COVID-19検査キット及び試薬、並びにウィルス輸送媒体等の実行関税率は最大5%から0%に引き下げられた。この措置は、2020年2月1日から2020年7月31日まで実施される予定だったが、2020年12月31日まで延長され、さらに2021年6月30日まで再延長され、2022年6月30日まで再々延長された³⁹⁵。なお、2020年2月1日以降に輸入された対象品に関して支払われた関税は返金される。

³⁹⁴ ABF “Australian Customs Notice No. 2020/20” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-20.pdf>)

³⁹⁵ ABF “Australian Customs Notice No. 2020/30” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-30.pdf>)、ABF “Australian Customs Notice No. 2020/53” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-53.pdf>) 及びABF “Australian Customs Notice No. 2021/26” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2021-26.pdf>)

8. カナダ

関税

(1) 2020年度版不公正貿易報告書 P.125-126に記載のある「高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

2020年の非農産品単純平均譲許税率は5.1%で、2019年から変更はない。非農産品について、2020年の譲許率は99.7%で、2019年から変更はない。また、2020年の非農産品単純平均実行関税率は2.1%で、2019年から変更はない³⁹⁶。

不公正貿易報告書記載の非農産品等に関する譲許税率は、履物（最高20%を維持）、アパレル製品（最高18%を維持）、鞆類（最高18%を2）、ほうき・ブラシ類（最高15.7%を維持）、パラシュート（最高15.7%を維持）、プレハブ建物（最高15.7%を維持）、船舶（最高15.7%を維持）、毛織物（最高14%を維持）、鉄道関連製品（最高11.3%を維持）、刃物類（最高11.3%を維持）などがある。ただし、船舶の一部は非譲許品目で、最高実行税率は25%と2019年から変更はない³⁹⁷。

「最近の動き」については、2021年版不公正貿易報告書の記載から変更はない。

関税法体系としては、関税法³⁹⁸、関税率法³⁹⁹、一般特惠関税及び後発開発途上国関税の原産地規則⁴⁰⁰等が存在する。関税のほか、アンチダンピング税等の特殊関税がある。税の種類としては、従価税、従量税及び両者の併用がある。対日輸入では、MFN適用税率、TPP11（CPTPP）税率が用いられる。

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. 病院等による輸入に対する関税免除措置

2020年3月16日、カナダ国境サービス庁（CBSA）は、緊急物資免税令⁴⁰¹第2条に基づき、同日よりさらに通知があるまでの間、COVID-19への対応を支援する目的で、公衆衛生機関、病院、並びに第一次対応機関（例：警察、消防、及び医療対応チームを含む地方の民間防衛グループ）等によって、又はその代理人によって輸入される緊急物資（疫病・災害等に対応するための物資をいう。）に対する関税等を一時的に免除した。また、2020年4月6日より、高齢者向け住宅、老人ホーム、シェルターなどの公的又は民間の介護用住宅施設によって、又はその代理人によって輸入される緊急物資についても、関税等を一時的に免除した⁴⁰²。

2. 医療用品の輸入に対する関税免除措置

2020年5月5日、CSBAは、特定物資免税令⁴⁰³第1条に基づき、COVID-19への対応を支援する目的で、個人用防護具（PPE）を含む一定の医療用品の輸入に対する関税を一時的に免除した⁴⁰⁴。

³⁹⁶ WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)

³⁹⁷ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) （2021年12月9日確認）

³⁹⁸ 関税法 (<https://laws.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/>)

³⁹⁹ 関税定率法 (<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-54.011/>)

⁴⁰⁰ 一般特惠関税及び後発開発途上国関税の原産地規則 (<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2013-165/>)

⁴⁰¹ Goods for Emergency Use Remission Order (C.R.C., c. 768)

⁴⁰² CBSA “Customs Notice 20-08, Imported Goods for Emergency Use in Response to COVID-19” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn20-08-eng.html>) （2021年12月9日確認）

⁴⁰³ Certain Goods Remission Order (COVID-19) (SOR/2020-101)

⁴⁰⁴ Minister of Justice “CONSOLIDATION Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<https://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/SOR-2020-101.pdf>)、Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101”

この免税措置は、企業、流通業者、個人のカナダ人を含む、対象品の全ての輸入者が対象となる。免税対象となる主な製品には、診断検査キット、顔と目の保護具、手袋、防護服、消毒・殺菌用品、医療機器、体温計、ワイプ、医療用消耗品、その他の製品（石鹸等）が含まれる。上記免税対象は、COVID-19に対応するために重要であると世界保健機関（WHO）及び世界税関機構（WCO）が共同で特定した医療用品及びPPEのリスト、並びにCSBAによる関連分類ガイダンスに基づく⁴⁰⁵。この免税措置は、COVID-19対策として必要である限り継続する予定である⁴⁰⁶。

<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>）、及びCBSA “Certain Goods Remission Order (COVID-19) Customs Notice 20-19” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn20-19-eng.html>)（2021年12月9日確認）

⁴⁰⁵ Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>)（2021年12月9日確認）

⁴⁰⁶ Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>)（2021年12月9日確認）

9. ロシア

関税

（１）2020年度版不公正貿易報告書P.123に記載のある「(1)高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特に、ユーラシア関税同盟の最近の動きについて調査ください。

2019年のロシアの非農産品の譲許率は100%、単純平均譲許税率は7.1%、平均実行税率は6.1%で、前年度報告書から変更はない⁴⁰⁷。

高関税品目としては、いずれも譲許税率に変化がない（乗用車20%。衣料品17.5%、家具17.5%、玩具15%、ゴム製品15%⁴⁰⁸。）

アルメニア・ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・ロシア・ユーラシア経済連合（EAEU）の規制機関であるユーラシア経済委員会（ユーラシア関税同盟・EEC）は、2018年には、EAEU関税コードに関する条約の制定、モルドバ共和国にEAEUのオブザーバー国としての地位を与え、EAEUと中国の貿易・経済協力に関する協定の調印、EAEUとイランの自由貿易圏の創設に向けた中間協定の調印を行った。2019年には、EAEU条約の5周年、労働者の年金給付に関する協定書の締結、EAEUとシンガポールの自由貿易協定締結、EAEUとセルビアの間で自由貿易協定に調印、EAEUと中国の貿易経済協力に関する協定の締結、EAEUとイランの自由貿易圏の創設につながる暫定協定の発効を行った⁴⁰⁹。

ロシアにおける関税体系については、ユーラシア関税連合統一関税基本法、ロシア連邦政府決定2013年8月30日No.754、ロシア連邦税法⁴¹⁰等によって、規律されている。

基本的な体系としては、輸入関税、輸出関税、季節関税、特殊関税（ダンピング防止関税、相殺関税、セーフガード税）があるにより構成される。関税の種類としては、従価税、従量税及び混合税である⁴¹¹。対日輸入適用税率には、MFN適用税率である⁴¹²。

⁴⁰⁷ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2021” 155 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf) 及び WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2020” 156 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf) (2021 年 12 月 28 日確認)

⁴⁰⁸ FedEx World Tariffの8703 - Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 87.02), including station wagons and racing cars、61 - ARTICLES OF APPAREL AND CLOTHING ACCESSORIES, KNITTED OR CROCHETED、62 - ARTICLES OF APPAREL AND CLOTHING ACCESSORIES, NOT KNITTED OR CROCHETED、94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name- plates and the like; prefabricated buildings、95 - TOYS, GAMES AND SPORTS REQUISITES; PARTS AND ACCESSORIES THEREOF、40 - RUBBER AND ARTICLES THEREOFの項目を確認。FedEx World Tariff

(<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrame.jsp?pageName=Output.jsp&putcursor=text>) (2021年12月28日確認)

⁴⁰⁹ EAEUホームページ (<http://www.eaeunion.org/?lang=en#about-history>) (2021年12月28日確認)

⁴¹⁰ WTOへのロシアの貿易円滑化協定1.4条等に基づく通報 (G/TFA/N/RUS/1) 及び当該通報で引用されている各法令等、JETRO資料 (https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html) (2021年12月28日確認)

⁴¹¹ JETRO資料 (https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html) (2021年12月28日確認)

⁴¹² JETRO資料 (https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html) (2021年12月28日確認)

（２）新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

新型コロナウイルスの対策として2021年に取られた実行関税率の変更措置は見受けられなかった⁴¹³。

サービス貿易

（１）プリインストール法について、施行状況や実際の規制内容・義務内容・また現地日本企業へ与える影響を調査いただきたい。

プリインストール法は、「プリインストールされたソフトウェアを使用した特定の種類のハイテク製品を販売する過程で、消費者は、プリインストールされたロシアのソフトウェアを使用した特定の種類のハイテク製品を使用する可能性を提供される」と規定している⁴¹⁴。

プリインストール法は、ロシアの開発者の利益を保護し、グローバルIT企業の市場力を制限してアプリケーション市場での競争を確保する目的で立案された。(i) スマートフォン及びタブレット、(ii) 据え置き型及びノートパソコン（ただし、タブレットを除く）及びオペレーティングシステムを搭載したシステムユニット、(iii) スマートテレビの3つのタイプのデバイスを生産し、ロシアに販売している日本企業を含む全ての企業は、2021年4月1日以降、消費者に販売する前に、当該デバイスの種類に必須であるとして政令に記載されている各クラスのロシア又はユーラシア経済連合の他の加盟国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン及びキルギスタン）の開発者のアプリケーションを確実にプリインストールすることが義務付けられている。企業（日本企業も含む）が、ロシア連邦の領土内で機器を供給及び／又は販売することを機器の生産者から許可された者である場合、当該企業にもアプリケーションのプリインストールが義務付けられている⁴¹⁵。また、規制対象となる製品の種類ごとにプリインストールされるべきソフトウェアの種類がリスト化されている⁴¹⁶。

規則案に基づきプリインストールするべきソフトウェアの種類一覧

番号	内蔵コンピュータソフトウェアの種類	スマートフォン	コンピュータ	テレビ
1.	検索エンジン/検索ブラウザ	○	○	-
2.	マッピングおよびナビゲーションソフトウェア	○	○	-
3.	ウイルス対策ソフト、ファイル・ネットワーク保護アンチウイルスプログラム機能付きソフト	○	○	-
4.	Eメール送受信ソフト	○	○	-
5.	電子政府インフラへのアクセスを可能にするソフトウェア	○	○	-
6.	インスタント・メッセージ・サービスを可能にするソフトウェア	○	○	-
7.	ソーシャルネットワークへのアクセスを可能にするソフトウェア	○	○	-
8.	商品、作業、サービスの代金を支払うために国内決済手段を使用することを意図したソフトウェア。	○	-	-
9.	AV サービスソフトウェア	○	○	○

⁴¹³ WTOウェブサイト (https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/covid_details_by_country_e.htm?country=RUS)

⁴¹⁴ ロシア政府ウェブサイト (<http://publication.pravo.gov.ru/Document/Text/0001201912020057>)

⁴¹⁵ ALRUD法律事務所への照会結果

⁴¹⁶ ロシア政府ウェブサイト (<https://regulation.gov.ru/projects#npa=98494>)

番号	内蔵コンピュータソフトウェアの種類	スマート フォン	コンピュ ータ	テレビ
10.	ロシア国内の強制的な公共テレビおよび/またはラジオチャンネルを無料で閲覧できるソフトウェア	○	○	○
11.	クラウドデータストレージサービスへのアクセスを可能にするソフトウェア	○	○	-
12.	ニュース・アグリゲーター・ソフトウェア	○	○	○
13.	音声アシスタントソフトウェア	○	-	-
14.	オフィスソフトウェア	-	○	-

プリインストール法は、以下の大原則に基づいている。

- ・消費者が無料で使用でき、デバイスの生産者、デバイスの生産者や開発者から認可を受けた者に追加料金がかからないこと。
- ・プリインストールされたアプリケーションの安定性、すなわちデバイスのアップデート時、メンテナンス時及びデバイスを工場出荷時の設定に戻す際に削除されないこと。
- ・消費者がプリインストールされているソフトウェアを使用するための条件が、デバイスの製造者やオペレーティングシステムの著作権者が開発したソフトウェアの条件と同等以上であること⁴¹⁷。

同法は、新型コロナウイルスに起因する延期ののち、2021年4月1日に施行された⁴¹⁸。なお、プリインストール法に違反した場合、法人には最大20万ルーブル（約2,750米ドル）、企業の役員には最大5万ルーブル約685米ドル）の罰金（行政罰）が科されることとなる

2021年11月30日、プリインストールに関し、新たに電子書籍及びオーディオブックを対象に加えられ、2022年3月1日に施行予定である。また、無料の電子書籍及びオーディオブックも対象に加えられるが、これは2023年1月1日に施行予定である⁴¹⁹。現地日本企業に対しても、上記法令を遵守するコスト及び違反時に罰金を受けるリスクが生じる。上記法令を遵守することが伺われる報道等は存在するが⁴²⁰、現時点（2022年1月31日時点）においては具体的な取引行為の悪影響は特段報告されていない⁴²¹。

⁴¹⁷ ALRUD法律事務所への照会結果

⁴¹⁸ ロシア政府ウェブサイト（<http://publication.pravo.gov.ru/Document/Text/0001201912020057>）（<https://digital.gov.ru/ru/events/40734/>）、”Law on Russian software: IT tycoons’ lobby or interests of the whole industry?”（<https://realnoevremya.com/articles/5368-what-does-the-law-on-russian-software-pre-installation-mean>）参照（2022年1月5日確認）。

⁴¹⁹ ロシア政府ウェブサイト（<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202111300092?index=0&rangeSize=1>）

⁴²⁰ 英国放送協会（BBC）により、サムスン電子がプレインストール法に従った対応をしたことが示されており（<https://www.bbc.com/news/technology-58843162>）、アップル社もこれに従うとのことである

（<https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-03-16/apple-agrees-to-let-russians-pre-install-local-apps-on-iphones>）。

⁴²¹ ALRUD法律事務所への照会結果。なお、JETRO記事「ロシア製ソフトウェアのプリインストールに関する新法、関係国が反発（カザフスタン、ロシア、キルギス、ベラルーシ）2020年1月27日」においても、特段の懸念が生じることまでは記載されていない（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/e8e4363cc471b7d3.html>）。

10. インド

関税

（１）2021 年度版不公正貿易報告書 P.131,132 の「(1)高関税品目」＜措置の概要＞、＜懸念点＞」に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、現在適用されている関税体系（適用法令、関税の種類、対日輸入適用税率など）を調査ください。なお、日インド包括的経済連携協定（CEPA）の発効（2011 年 8 月 1 日）に伴う市場アクセスの改善の進捗についても教示ください。

非農産品の単純平均譲許税率は36.0%（2020年）で変更はない。非農産品の譲許率は70.1%と2020年度からの変更はない⁴²²。高関税品目について、最高譲許税率は、木材及び紙等が192%に引き上げられ、油糧種子及び油脂が300%、飲料及びタバコが150%、並びに、穀物及び調製品が150%のまま維持されている。最高実行税率については、油糧種子及び油脂が100%、並びに、飲料及びタバコが150%、150%のまま維持されているが、穀物及び調製品は100%に引き下げられた⁴²³。

関税体系としては、1975年関税率法⁴²⁴に基づいて定められている。従価税、従量税等の種類があり、関税のほかセーフガード、補助金相殺税、アンチダンピング税が定められている。対日輸入適用税率には、日印CEPAが適用される⁴²⁵。

日本・インド経済連携協定（Comprehensive Economic Partnership Agreement between Japan and the Republic of India）に伴う市場アクセスの改善の進捗について、2020年8月21日付けで、インド政府が、日本・インド経済連携協定に関する原産地証明に係る新たなルールとして、貿易協定に基づく原産地規則に関する関税規則（Customs（Administration of Rules of Origin under the Trade Agreements）Rules, 2020。以下「CAROTAR2020」という。）を制定し、同年9月21日から適用する旨の通達を発出した⁴²⁶。インド政府は、自由貿易協定（FTA）締結国を介した迂回輸入による特惠関税の不正利用が横行している現状を踏まえ、2020年2月に公表した予算案の中で、関税法を改正し、原産地証明の процедуруを強化する方針を打ち出しており、CAROTAR2020はこのような背景に基づき制定されたものである。従前、インドの税関職員には、輸入者に対して、原産地証明書が提出された場合に追加情報を求める権限がなく、原産地基準を満たしていないと信ずるに値する理由がある場合にも特惠関税の適用を否認することができなかった。そこで、CAROTAR2020により税関職員の権限が大幅に強化された。具体的には、税関職員は、輸入者が関連情報の保管を義務付けられる5年間に於いて、原産地証明書に関する追加情報の開示を請求することが可能となり、また、原産地証明の内容に不備がある場合には、特惠税率の適用を否認することが可能となった。さらに、税関職員は、輸入者が期限内に必要な情報を提供できなかった場合や、輸入品の原産性に疑いが残る場合は、特惠税率による輸入の停止及び輸出国の当局に対して検認を要請することができることとなった⁴²⁷。また、CAROTAR2020の運用を改善する目的で、間接税関税中央局は、2021年8月17日付で、

⁴²² WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)（2022年1月25日確認）

⁴²³ WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)（2022年1月25日確認）

⁴²⁴ インド財務省ウェブサイト (<https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-act/1000542/1000002/LAW/ACTS>)（2022年1月30日確認）

⁴²⁵ インド財務省ウェブサイト (<https://www.cbic.gov.in/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2011/cs-tarr2011/cs69-2k11>)（2022年1月30日確認）、WTOウェブサイト（インド通報文書 G/TFA/N/IND/2）

⁴²⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 81/2020 - Customs (N.T.)” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-nt2020/csnt81-2020revised.pdf?jsessionid=166D0B84D997254C7169A5C9AE0AFBFB>)（2022年1月25日確認）

⁴²⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Customs（Administration of Rules of Origin under Trade Agreements）Rules, 2020”

税関職員は正当な理由がある場合にのみ当該理由を具体的に示したうえで検認を要請し、かつ CAROTAR2020に規定されている期限内に検認を要請すべきである旨の通達を出した⁴²⁸。

(2) 新型コロナウイルスの影響について、その対策として2021年に実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. 2021年4月20日から同年10月31日までの期間について、以下の輸入関税を一時的に免除した⁴²⁹。
 - (i) レムデシビル原薬（API）。
 - (ii) 輸入者がCustoms (Import of Goods at Concessional Rate of Duty) Rules, 2017に定められた手続に従うことを条件に、レムデシビルの製造に使用されるベータシクロデキストリン（SBEB CD）
 - (iii) 注射用レムデシビル
2. 2021年4月24日から同年7月31日までの期間について、COVID-19ワクチン、酸素濃縮器、医療用酸素、酸素ボンベ、酸素充填装置、酸素貯蔵タンク、酸素発生装置、酸素輸送用ISO容器、極低温シリンドラ及びタンクを含む酸素ボンベ並びにベンチレーター等のCOVID-19対策商品の輸入関税を一時的に免除した⁴³⁰。
3. 2021年4月30日から、炎症診断（マーカー）キット（IL6、D-ダイマー、CRP（C-Reactive Protein）、LDH（Lactate De-Hydrogenase）、フェリチン、プロカルシトニン（PCT）、血液ガス試薬）の輸入関税を一時的に免除した⁴³¹。
4. 2021年5月1日から同年6月30日までの期間について、個人使用目的で輸入される酸素濃縮器の物品サービス総合税（IGST）を一時的に12%に引き下げた⁴³²。
5. 2021年5月3日から同年6月30日までの期間について、以下の条件を満たしている場合、上記1及び2の物品の物品サービス総合税（IGST）を一時的に免除した⁴³³。

（CAROTAR, 2020）” (https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/CarotarBrochure_8thOct2020.pdf) （2022年1月25日確認）

⁴²⁸ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Instruction No. 18/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-instructions/cs-instructions-2021/cs-ins-18-2021.pdf>) （2022年2月17日確認）

⁴²⁹ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf) （2022年1月25日確認）及びMinistry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 27/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs27-2021.pdf>) （2022年1月25日確認）

⁴³⁰ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf) （2022年1月25日確認）及びMinistry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 28/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs28-2021.pdf>) （2022年1月25日確認）

⁴³¹ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf) （2022年1月25日確認）及びMinistry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 29/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs29-2021.pdf>) （2022年1月25日確認）

⁴³² WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf) （2022年1月25日確認）及びMinistry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 30/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs30-2021.pdf>) （2022年1月25日確認）

⁴³³ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf) （2022年1月25日確認）及びMinistry of Finance - Department of Revenue “Ad hoc Exemption Order No. 4/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/AdHoccs04-2021.pdf>) （2022年1月25日確認）

- (i) 当該物品が州政府又は州政府によって権限を与えられた団体、救済機関若しくは法定機関によってCOVID対策目的で無償でインドに輸入されていること
- (ii) 当該物品がCOVID対策目的でインド国内で無償配布するために海外から受け取っていること
- (iii) 所定の手続に従っていること

(3) P.132 の「(2) 特別追加関税等」＜措置の概要＞、＜国際ルール上の問題点＞ の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、GST 導入に伴い追加関税 (CVD 等) が廃止されたとの情報もあることから他の税との関係について調査・整理ください。

1. 2017年7月1日の物品及びサービス税 (GST) の導入以降、GST評議会会議が定期的に行われていた。一昨年の報告以降、次の各GST評議会会議にて、複数品目の税率の変更について決定された。

会議の名称	開催日	主な品目及び改正前税率	改正後税率
第 38 回 GST 評議会 会議 ⁴³⁴	2019 年 12 月 18 日	・ 商品包装用のポリエチレン又はポリプロピレン等の織布及び不織布製の袋又はバッグ 12%	18%
第 39 回 GST 評議会 会議 ⁴³⁵	2020 年 3 月 14 日	・ 携帯電話及び特定部品 12% ・ 手製マッチ 5% ・ その他のマッチ 18%	18% 12% 12%
第 40 回 GST 評議会 会議 ⁴³⁶	2020 年 6 月 12 日	該当なし	該当なし
第 41 回 GST 評議会 会議 ⁴³⁷	2020 年 8 月 27 日	該当なし	該当なし
第 42 回 GST 評議会 会議 ⁴³⁸	2020 年 10 月 5 日及び 12 日	目立った改正なし	該当なし
第 43 回 GST 評議会 会議 ⁴³⁹	2021 年 5 月 28 日	・ 医療用酸素、酸素濃縮器、COVID-19 ワクチンなどの COVID-19 関連商品	免除
第 44 回 GST 評議会 会議 ⁴⁴⁰	2021 年 6 月 12 日	・ レムデシビル 12% ・ 医療用酸素 12%	5% 5%

⁴³⁴ Goods and Services Tax Council “Minutes of the 38th GST Council Meeting held on 18th December, 2019” (<https://gstcouncil.gov.in/sites/default/files/Signed%20Minutes%20-%2038th%20GST%20Council%20Meeting.pdf>) (2022年1月25日確認)

⁴³⁵ Goods and Services Tax Council “Minutes of the 39th GST Council Meeting held on 14th March, 2020” (<https://gstcouncil.gov.in/sites/default/files/Signed%20Minutes%2039th%20GSTCM.pdf>) (2022年1月25日確認)

⁴³⁶ Goods and Services Tax Council “40th GST Council Meeting held on 12th June, 2020 by Video Conferencing” (<https://gstcouncil.gov.in/40th-gst-council-meeting>) (2022年1月25日確認)

⁴³⁷ Goods and Services Tax Council “41st GST Council Meeting held on 27th August, 2020 by Video Conferencing” (<https://gstcouncil.gov.in/41st-gst-council-meeting>) (2022年1月25日確認)

⁴³⁸ Goods and Services Tax Council “42nd GST Council Meeting held on 5th & 12th October, 2020 by Video Conferencing” (<https://gstcouncil.gov.in/42nd-gst-council-meeting>) (2022年1月25日確認)

⁴³⁹ Goods and Services Tax Council “43rd GST Council Meeting held on 28th May 2021 in New Delhi.” (<https://gstcouncil.gov.in/43rd-gst-council-meeting#>) (2022年1月25日確認)

⁴⁴⁰ Goods and Services Tax Council “44th GST Council Meeting held on 12th June 2021 in New Delhi.” (<https://gstcouncil.gov.in/44th-gst-council-meeting>) (2022年1月25日確認)

会議の名称	開催日	主な品目及び改正前税率	改正後税率
		・ Covid-19 検査キット 12%	5%
第 45 回 GST 評議会 会議 ⁴⁴¹	2021 年 9 月 17 日	・ 鉄、銅、アルミニウム、鉱石及び精鉱 5%	18%
		・ 特定再生可能エネルギー機器及び部品 5%	12%
		・ 紙製カートン、箱、袋、包装容器等 12%/18%	18%
		・ ポリウレタンなどのプラスチックの廃棄物及びスクラップ 5%	18%
		・ 各種ペン類 12%/18%	18%

2. 次の品目は、現在も GST の対象外となっているため、引き続き、付加価値税（VAT）・中央販売税（CST）、相殺関税（CVD）、追加関税（ADC）・特別追加関税（SAD）が課される（2017 年 GST 法（Integrated Goods and Services Tax Act, 2017）第 5 条第 1 項、第 2 項）⁴⁴²。

● 原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール

3. 2021 年 2 月 1 日、2021 年度予算案において、特定輸入品又は特定物品に対して追加関税として、農業等の開発を目的として徴収される農業インフラ開発税（Agriculture Infrastructure and Development Cess : AIDC）の導入が公表された⁴⁴³。

1975 年関税率法（Customs Tariff Act, 1975）第一附則に規定された物品に対し、基本関税率を超えない税率で課される。AIDC は、様々な項目に分類される特定の商品に対して、2.5～100%の税率で通知されている。結果として基本関税率は引き下げられ、税負担は変わらない。AIDC は、基本関税と同様の取引額に基づいて計算される。自由貿易協定、事前認可制度、または輸出指向型企業による関税免除を利用して輸入された物品に対しては、AIDC は免除される。特定の場を除き、AIDC には社会福祉課徴金が課される⁴⁴⁴。

⁴⁴¹ Goods and Services Tax Council “45th Meeting of the GST Council, Lucknow 17th September, 2021 PRESS RELEASE” (https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/press-release/PRESS_RELEASE_45.pdf)（2022 年 1 月 25 日確認）

⁴⁴² 日本貿易振興機構（ジェトロ）「関税制度（インド）」(https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html)（2022 年 1 月 25 日確認）

⁴⁴³ GOVERNMENT OF INDIA “BUDGET 2021-2022 SPEECH OF NIRMALA SITHARAMAN MINISTER OF FINANCE” (https://www.indiabudget.gov.in/doc/Budget_Speech.pdf)（2022 年 1 月 25 日確認）

⁴⁴⁴ 日本貿易振興機構（ジェトロ）「関税制度（インド）」(https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html)（2022 年 1 月 25 日確認）

（４）P.132,133 の「（３）ICT 製品に対する関税引上げ」＜最近の動き＞において、2020 年 5 月以降に関税率が引き上げられた品目はないか、追加関税引上げ品目があった場合は、その通達番号、品目番号（HS コード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内であるか調査ください。また、関税が引き上げられた背景について、GST 導入や CVD 廃止との関係が噂されていますが、現地報道など可能な範囲で調査ください。

2020年5月以降、主に以下の品目に対する関税が変更された。

HS コード	製品概要	関税率 (%)	譲許税率 (%)
73072900、73079990、 73089090、73102990、 73209090、73259999、73261990 及び 73269099 ⁴⁴⁵	携帯電話用 SIM ソケット／その他の機械製品（金属）（73269099）を除くすべての製品	10%	-
8544 (85443000 及び 854470 を除く) ⁴⁴⁶	すべての製品（携帯電話用 USB ケーブルを除く）	10%	-
全ての章 ⁴⁴⁷	リチウムイオン電池及び電池パックのプリント基板アセンブリ（PCBA）（関税項目 85079090）の製造に使用するための部品又は副部品	2.5%	-
85076000 ⁴⁴⁸	S. Nos. 527A 及び 527B で言及しているものを除く電池または電池パックの製造に使用するリチウムイオン電池	5%	-
85076000 ⁴⁴⁹	携帯電話のバッテリー又はバッテリーパックの製造に使用されるリチウムイオン電池	5%	-
85076000 ⁴⁵⁰	電気自動車又はハイブリッド車のバッテリー又はバッテリーパックの製造に使用されるリチウムイオン電池	5%	-
85076000 ⁴⁵¹	リチウムイオン電池又は携帯電話用電池パック	15%	-
85076000 ⁴⁵²	以下の製品を除くすべての製品 -	10%	-

⁴⁴⁵ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>)（2022年1月25日確認）

⁴⁴⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>)（2022年1月25日確認）

⁴⁴⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>)（2022年1月25日確認）

⁴⁴⁸ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>)（2022年1月25日確認）

⁴⁴⁹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>)（2022年1月25日確認）

⁴⁵⁰ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>)（2022年1月25日確認）

⁴⁵¹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>)（2022年1月25日確認）

⁴⁵² Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>)（2022年1月25日確認）

HS コード	製品概要	関税率 (%)	譲許税率 (%)
	(i) S.No.528A および 528B に記載された製品 (ii) モバイルバッテリー		
85049090 ⁴⁵³	以下の製品を除くすべての製品 (a) 充電器又は電源アダプタのプリント基板アセンブリ。 (b) 充電器又は電源アダプタのプラスチック成形品	10%	-
8501 ⁴⁵⁴	手首に装着するウェアラブル機器（通称スマートウォッチ）の製造に使用されるバイブレーターモーター	10%	-
85076000、85078000 ⁴⁵⁵	手首に装着するウェアラブル機器（通称スマートウォッチ）の製造に使用される電池	0%/5% /10%/15%	-
85177910 ⁴⁵⁶	手首に装着するウェアラブル機器（通称スマートウォッチ）の製造に使用されるプリント基板アセンブリ（PCBA）	0%/10% /15%	-
85076000、85078000 ⁴⁵⁷	ウェアラブル機器の製造に使用される電池	0%/5% /10%/15%	-
85189000 ⁴⁵⁸	ウェアラブル機器の製造に使用されるプリント基板アセンブリ（PCBA）	0%/10% /15%	-
85189000 ⁴⁵⁹	ウェアラブル機器の製造に使用されるスピーカーアセンブリ	0%/5% /10%	-
85065000 ⁴⁶⁰	スマートメーターに使用される電池	0%/5% /10%	-
85176990 ⁴⁶¹	スマートメーターの製造に使用される通信モジュール	0%/5% /10%	-

⁴⁵³ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 3/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs03-2021.pdf>) (2022年1月25日確認)

⁴⁵⁴ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 11/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs11-2022.pdf>) (2022年2月17日確認)

⁴⁵⁵ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 11/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs11-2022.pdf>) (2022年2月17日確認)

⁴⁵⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 11/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs11-2022.pdf>) (2022年2月17日確認)

⁴⁵⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 12/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs12-2022.pdf>) (2022年2月17日確認)

⁴⁵⁸ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 12/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs12-2022.pdf>) (2022年2月17日確認)

⁴⁵⁹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 12/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs12-2022.pdf>) (2022年2月17日確認)

⁴⁶⁰ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 13/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs13-2022.pdf>) (2022年2月17日確認)

⁴⁶¹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 13/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs13-2022.pdf>) (2022年2月17日確認)

HS コード	製品概要	関税率 (%)	譲許税率 (%)
85177100 ⁴⁶²	スマートメーターの製造に使用されるアンテナ	0%/5% /10%	-

譲許税率については、WTOのデータベースにおいて譲許税率の記載が無いため、譲許税率の範囲内であるかは不明である⁴⁶³。

日本政府は、インド政府によるICT製品の関税引上げに関して、インド政府に対し、2019年5月10日、WTO協定に基づく二国間協議を要請したが、協議による解決には至らなかったことから、2020年3月19日、WTO協定に基づきパネル（第1審）での審理を要請し、同年7月29日、紛争解決機関（DSB）会合において、パネルが設置された⁴⁶⁴。

また、2021年2月1日、2021年度予算案において、携帯電話部品及び携帯電話充電器部品の関税の引上げが公表された⁴⁶⁵。

サービス貿易

（1）インドのサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。（電子商取引政策案、非個人情報ガバナンス枠組み報告書等）

1. 個人情報保護法案（The Personal Data Protection Bill, 2019）の策定

インド政府設立の専門家委員会は2018年7月27日、電子情報技術省に最終報告書⁴⁶⁶と個人情報保護法案の原案⁴⁶⁷を提出した。その後、電子情報技術省内での1年以上にわたる検討を経て、2019年12月、同省大臣から同法案（以下「2019年法案」という。）が国会に提出された⁴⁶⁸。2019年法案の概要は以下のとおりである。なお、同法案は、現在、インド連邦議会に提出され審議が行われており、まもなく可決される見込みであるとの現地報道もあるものの⁴⁶⁹、施行時期については未定である。

(1) 適用主体

EU の一般データ保護規則（GDPR）と同様に域外適用され、インド国内に所在する法人・個人のみならず、インド国内に物理的な拠点を持たない企業であっても、インド国内で商品又はサービスを提供する全ての法人及び個人による個人情報⁴⁷⁰の取扱いに適用される。

⁴⁶² Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 13/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tar2022/cs13-2022.pdf>)（2022年2月17日確認）

⁴⁶³ WTO “Welcome to the Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)（2022年1月25日確認）

⁴⁶⁴ 経済産業省「インドによるICT製品の関税引上げ措置についてWTO協定に基づくパネルが設置されました」(<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200730006/20200730006.html>)（2022年1月25日確認）

⁴⁶⁵ GOVERNMENT OF INDIA “BUDGET 2021-2022 SPEECH OF NIRMALA SITHARAMAN MINISTER OF FINANCE” (https://www.indiabudget.gov.in/doc/Budget_Speech.pdf)（2022年1月25日確認）

⁴⁶⁶ Ministry of Electronics & Information Technology “A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians” (https://meity.gov.in/writereaddata/files/Data_Protection_Committee_Report-comp.pdf)（2022年1月25日確認）

⁴⁶⁷ Ministry of Electronics & Information Technology “THE PERSONAL DATA PROTECTION BILL, 2018” (https://meity.gov.in/writereaddata/files/Personal_Data_Protection_Bill%2C2018_0.pdf)（2022年1月25日確認）

⁴⁶⁸ PRS Legislative Research “THE PERSONAL DATA PROTECTION BILL, 2019” (<https://prsindia.org/billtrack/the-personal-data-protection-bill-2019>)（2022年1月25日確認）

⁴⁶⁹ Deutsche Welle “India's personal data privacy law triggers surveillance fears” (<https://www.dw.com/en/indias-personal-data-privacy-law-triggers-surveillance-fears/a-55564949#:~:text=Laws%20in%20India%20regarding%20data,to%20privacy%20for%20every%20citizen.&text=The%20bill%20is%20likely%20to,become%20law%20by%20early%202021>)（2022年1月25日確認）

⁴⁷⁰ 「個人情報」とは、自然人を識別可能な特徴又はかかる特徴の組み合わせにより、直接的又は間接的に当該自然人を識別可能な自然人に関する情報をいう。

(2) 罰則

違反の種類に応じて、全世界売上高の2～4%又は5～15千万インドルピー（約7,000万円～2.1億円）の何れか高い方の罰金が予定されている⁴⁷¹。罰則の内容に、現行法にはない「全世界売上高の2～4%」が加わったことから、違反時には極めて高額な罰金を支払う可能性が生じることとなった。

(3) 個人情報の取扱いが認められる場合の限定

個人情報の取扱いが認められる場合を一定の場合に限定している⁴⁷²。

(4) データ管理者（data fiduciary）の義務

データ管理者⁴⁷³が、データ主体の最善の利益に則して個人情報を取り扱うよう、一定の義務をデータ管理者に課している⁴⁷⁴。

(5) センシティブ個人情報⁴⁷⁵（sensitive personal information）に関する規制

センシティブ個人情報については、データ主体の同意を取得する際により明確な同意を取得する必要があることや、国外移転を行うためには一定の要件を満たす必要があるなど、より厳しい規制が設けられている。

(6) データ主体の権利の明示

GDPRと同様、データポータビリティ権や、データ削除権などの権利を明示しており、データ主体が自らの意向で自らの個人情報をコントロールできるよう定めている。

(7) データローカライゼーションに関する規制

センシティブ個人情報については、インド国内のサーバーでその写しを保管しなければならないとしており、さらに、政府が別途指定する重要個人情報（critical personal data）については、原則としてインド国内のサーバーでのみ処理することができるとしている。これはGDPRよりも厳しい規制といえ、クラウドで一括してデータを管理する企業等へのインパクトは大きい。

インド電子情報技術省により構成された専門家委員会は、2020年7月及び12月に非個人データに関する規律についての報告書（Non-Personal Data Governance Framework）を公表した。非個人データ一般につき、域外移転規制及びローカライゼーション規制を新たに設ける旨の提案は記載されていないが、個人データから派生した非個人データは、元の個人データの機密性(sensitivity)を受け継ぐものとされている⁴⁷⁶。

2019年法案が法律として成立した場合、非個人データの元となるデータが、2019年法案上の域外移転規制（上記(5)参照）及びローカライゼーション規制（上記(7)参照）に服するセンシティブ個人情報に該当するときには、匿名化された非個人データであっても域外移転規制やローカライゼーション規制に服すると解されると可能性が否定できない。

非個人データの取り扱いについて2019年法案の対象とすべきかについても、現在審議中とされている⁴⁷⁷。

⁴⁷¹ ただし、違反の内容によっては3年以下の懲役が科される場合もある。

⁴⁷² 例として、(i) 個人情報の取扱いの開始時にデータ主体の同意がある場合、(ii) 当局・法令又は裁判所の命令を遵守するために必要な場合、(iii) データ主体が契約当事者となっている労働契約の履行のために必要となる場合などが定められている。

⁴⁷³ 単独又は共同で個人情報の利用目的及び取扱いの方法を決定する個人、政府組織、会社その他の主体をいう。

⁴⁷⁴ 例として、(i) 特定され、明確で、適法な目的以外で個人情報を取り扱わないこと、(ii) 取扱いの目的に必要な限度においてのみ個人情報を取得すること、(iii) 取扱いの目的、取り扱う個人情報等の種類、取扱いの根拠等を、当該個人情報等の取得時にデータ主体に明確かつわかりやすい方法により速やかに通知することなどが定められている。

⁴⁷⁵ 「センシティブ個人情報」とは、個人情報に該当する情報のうち、金融情報、健康情報、公的識別番号、性生活、性的指向、生体情報、遺伝情報、性同一性障害、インターセックス、カースト・種族、宗教・政治的信条、その他政府が別途指定する情報をいう。

⁴⁷⁶ Ministry of Electronics and Information Technology “Report by the Committee of Experts on Non-Personal Data Governance Framework” (https://static.mygov.in/rest/s3fs-public/mygov_160922880751553221.pdf)（2022年2月17日確認）

⁴⁷⁷ THE ECONOMIC TIMES “Joint committee calls for one body to regulate personal, non-personal data”

2. 電子商取引政策案（Draft National e-Commerce Policy）の策定

インドにおいては、2017年以降、WTOでの電子商取引交渉の開始や、国内市場における大型買収や政策文書を2018年にまとめた。その後政策文書の更なる精緻化を経て、2019年2月に「国家電子商取引政策案（Draft National e-Commerce Policy）」が公表された⁴⁷⁸。現時点で確定した政策は公表されていないが、2020年10月の現地報道によれば2020年末までに確定した文書が公表される見込みであるとのことであるが、本調査基準日においてまだ公表されていない⁴⁷⁹。

3. 消費者保護（Eコマース）規則2020（Consumer Protection（E-Commerce）Rules, 2020）

(1) 消費者保護（Eコマース）規則2020の公表

2020年7月23日、インド中央政府は、消費者保護（Eコマース）規則2020（Consumer Protection（E-Commerce）Rules, 2020。以下「EC規則」という。）を公表し、同日施行した。EC規則は、EC取引における、詐欺、不公正な取引慣行を防止し、消費者の正当な権利と利益を保護するための指針であり、EC事業者の責任等について規定している。EC規則の概要は、以下のとおりである。

① 適用対象

EC規則は、インド国内の消費者を対象とする全てのEC取引に適用される。なお、EC規則は、インド国外の事業者がインド国内の消費者に対して商品又はサービスを提供する場合にも原則的に適用されるため、日本に所在する企業にも適用され得る点に留意されたい。

② EC事業者の主な義務

- ・ EC事業者の名称・所在地・連絡先等の情報を表示すること
- ・ 不公正な取引を行わず、又は、行わせないこと
- ・ 適切な苦情処理手続を定め、また、苦情処理に関する責任者を選任すること
- ・ 輸入品を提供する場合、輸入元に関する情報を表示すること
- ・ EC事業者による一方的な解約の場合、消費者に対してキャンセル料金を課してはならないこと
- ・ 商品又はサービスの購入に関する消費者の明示的な同意を記録すること
- ・ 消費者による返金の申し出があった場合、合理的な期間内に返金を行うこと 他

③ 出品者の義務

- ・ 不公正な取引を行わないこと
- ・ 自らが出品した商品等について消費者であると偽って自ら評価しないこと
- ・ 商品の到着遅延、商品の瑕疵、誤った商品の配送、広告に記載された商品の性質と実際の商品の性質の不一致等を理由とする返品を拒否してはならないこと
- ・ EC事業者と書面による契約を締結すること
- ・ 広告に記載された商品の性質と実際の商品の性質を一致させること・商品や配送方法に関して適切な情報をECサイト上にて表示すること 他

(<https://economictimes.indiatimes.com/tech/technology/joint-committee-calls-for-one-body-to-regulate-personal-non-personal-data/articleshow/88325632.cms?from=mdr>)（2022年2月17日確認）

⁴⁷⁸ Department for Promotion of Industry and Internal Trade PRS Legislative Research “Draft National e-Commerce Policy” (https://dipp.gov.in/sites/default/files/DraftNational_e-commerce_Policy_23February2019.pdf)（2022年1月25日確認）

⁴⁷⁹ FINANCIAL EXPRESS “Govt: E-commerce policy in ‘final stages’ of drafting; retail trade policy to benefit 65m small traders” (<https://www.financialexpress.com/industry/sme/govt-e-commerce-policy-in-final-stages-of-drafting-retail-trade-policy-to-benefit-65m-small-traders/2115990/>)（2022年1月25日確認）

(2) 改正の動き

近時、EC 規則を改正しようとする動きがある。インド政府の改正案における主な変更点としては、電子商取引事業者は産業内貿易促進局（DPITT）に登録をすることが必要となることや、コンプライアンス責任者等の選任が必要となることが挙げられる⁴⁸⁰。

4. 2021 年消費者保護（直接販売）規則（Consumer Protection (Direct Selling) Rules, 2021）の施行

2020 年 7 月 23 日、インド中央政府は、2021 年消費者保護（直接販売）規則（Consumer Protection (Direct Selling) Rules, 2021。以下「消費者保護規則」という。）を公表し、同日施行した。消費者保護規則は、直接販売事業者及び直接販売者による、ねずみ講及び資金循環スキームの推進の禁止について規定している⁴⁸¹。

知的財産

（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

1. 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

(1) 産業財産権登録のための審査期間

平均的な所用期間は、下表のとおりである。なお、平均的な所用期間は、公表されていないため、下表の数値は別添の現地の法律事務所の弁護士の所感である⁴⁸²。

知的財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	該当なし ⁴⁸³ （インドにおいて特許の付与のために外資の進出を受け、プラブー商工大臣を中心とする政府のタスクフォースが電子商取引に関する拒絶通知が必須であるため）	3~4 年
意匠	2~3 か月	8~12 か月
商標	6~8 か月	2 年

(2) 取締り件数の推移

取締り件数は公表されていない。

2021 年 6 月に、インドにおいて様々な認証手段に基づき模倣品対策に取り組む非営利組織である認証ソリューションプロバイダ協会（Authentication Solution Providers' Association）は、インド国内における

⁴⁸⁰ AZB & PARTNERS ADVOCATES & SOLICITORS “Proposed Amendment to the E-Commerce Rules – Keeping E-commerce Entities on a Tight Leash” (<https://www.azbpartners.com/bank/proposed-amendment-to-the-e-commerce-rules-keeping-e-commerce-entities-on-a-tight-leash/>)（2022年1月25日確認）

⁴⁸¹ Ministry of Consumer Affairs, Food & Public Distribution (<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1785873>)（2022年1月25日確認）

⁴⁸² 別添の現地法律事務所提供資料を参照

⁴⁸³ 1970年特許法第11B条

模倣品による被害額は毎年1兆ルピー（約1.4兆円）以上であり、2018年から毎年平均20%増加したとの報告書（The State of Counterfeiting In India – 2021）を公開している⁴⁸⁴。

新型コロナウイルスの感染拡大以降、消毒液、マスク、検査薬等の新型コロナウイルスに関連する製品の需要が高まったことに伴い、これらの模倣品が増加したとの現地報道がされている^{485 486}。各流通経路における、政府の対応は以下のとおりである。

ア 警察におけるレイドの実施による模倣品の押収

著名な製薬企業の商品ラベルを貼付し、実際には消毒効果がないにも関わらず、消毒効果があると宣伝されている消毒液の模倣品の地元市場への流通が増加した⁴⁸⁷。2020年3月に入り、当局及び地元警察が市民より通報を受けて、消毒液の模倣品の製造業者の工場の閉鎖措置や、販売業者が保有する偽物の消毒液のレイドを実施した。レイドとは、地元市場における模倣品の販売を根絶させることを目的として、警察が、模倣品が販売されている疑いのある地元市場の店舗を一斉摘発し、模倣品の販売者の逮捕や模倣品の押収を行うものである。

イ 税関における模倣品取締りの強化

新型コロナウイルス関連の医薬品・検査キット、呼吸器、マスクなどの模倣品の輸入が増加した。現地報道によると、インドの税関当局は、これらの物品の輸入を防ぐための水際対策を積極的に行っている⁴⁸⁸。

(3) 民事・刑事・行政救済の内容

民事・刑事・行政の各救済方法は下表のとおりである。

救済類型	裁判所等
民事救済	各個別法に基づき損害賠償請求（懲罰的損害賠償制度あり）及び差止請求が可能である。
刑事救済	各個別法に基づき刑事罰が科される。 ● 特許権⁴⁸⁹ ● 商標⁴⁹⁰ ● 著作権⁴⁹¹ ● 植物品種⁴⁹² ● 地理的表示⁴⁹³

⁴⁸⁴ Authentication Solution Providers' Association “The State of Counterfeiting in India Report 2021”

(https://www.aspaglobal.com/pre_upload/nation/1623216858-4730baa0efdb83aba174859af0a3a6a5-Report%20The%20State%20of%20Counterfeiting%20in%20India%202021.pdf)（2022年1月25日確認）

⁴⁸⁵ The Times of India “Fake Covid-19 products, including unapproved herbal products from India, available on Twitter, Instagram”(<https://timesofindia.indiatimes.com/india/fake-covid-19-products-including-unapproved-herbal-products-from-india-available-on-twitter-instagram/articleshow/77909210.cms>)（2022年1月25日確認）

⁴⁸⁶ New18 “Overpriced N95 Face Masks That You Bought on Shopping Sites Could Be Fake”(<https://www.news18.com/news/tech/overpriced-n95-face-masks-that-you-bought-on-shopping-sites-could-be-fake-exclusive-2596551.html>)（2022年1月25日確認）

⁴⁸⁷ The Tribune “Crackdown on fake sanitiser units”(<https://www.tribuneindia.com/news/crackdown-on-fake-sanitiser-units-53949>)（2022年1月25日確認）

⁴⁸⁸ The Times of India “Customs sleuths on alert to prevent import of fake medicines”(<https://timesofindia.indiatimes.com/city/hyderabad/customs-sleuths-on-alert-to-prevent-import-of-counterfeit-medicines/articleshow/74992185.cms>)（2022年1月25日確認）

⁴⁸⁹ 1970年特許法第118条～第120条

⁴⁹⁰ 1999年商標法第101条～第120条

⁴⁹¹ 1957年著作権法第63条～第70条

⁴⁹² 2001年植物品種の保護及び農家の権利法第71条～第77条

⁴⁹³ 1999年地理的表示（登録及び保護）法第37条～第54条

救済類型	裁判所等
行政救済	没収、輸入差止等の措置が採られる。 ● 関税法 ⁴⁹⁴ （商標、著作権、意匠、地理的表示）

主要な知的財産権である特許、商標、意匠について、行政救済までに要する平均的な所用期間は、下表のとおりである。なお、平均的な所用期間は、公表されていないため、下表の数値は別添の現地の法律事務所の弁護士の所感である⁴⁹⁵。

救済類型	特許	商標	意匠
民事救済	2~3 年	18 か月~2 年	18 か月~2 年
刑事救済	該当なし	レイド又は逮捕まで：被害届提出より 1 週間~10 日程度 刑事処分まで：3 年	該当なし
行政救済	該当なし	該当なし	該当なし

また、税関当局による救済について、税関当局への申請により没収、輸入差止めなどの保護を受けることができる。かかる申請に対する決定は、法律上、申請を受領してから 30 営業日以内になされることが求められているが⁴⁹⁶、実際の救済にかかる平均的な所用期間は 6~7 か月程度である⁴⁹⁷。

（2）2021 年版不公正貿易報告書 P.143-144 の「（2）医薬品等の特許保護」について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞における内容の変更・アップデート情報があれば報告ください。

2. 医薬品等の特許保護

ここで問題とされているのは、いわゆるエバーグリーニングを禁止する特許法第3条(d)と特許法の強制実施についてであるため、これらについて記載する。

（1）特許法第 3 条(d)

昨年度の報告書からのアップデートは特にない。

（2）強制実施

昨年度の報告書からのアップデートは特にない。なお、インド政府は、特に先進国との関係悪化を理由として、引続き強制実施に消極的な姿勢を見せている。

なお、2020 年 7 月 5 日に、インド共産党（Communist Party of India）が、中央政府に対して、新型コロナウイルスの患者への治療薬の一つであるレムデシビルの特許権について、強制実施権を発動することを要請したとの報道もあり⁴⁹⁸、新型コロナウイルスの感染拡大以降、強制実施権の発動に関する議論が再燃している。

（3）各種手続の期限延長の終了

⁴⁹⁴ 1962年関税法第11条2項n号

⁴⁹⁵ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

⁴⁹⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Intellectual Property Rules (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007第4条第1項” (<https://www.cbic.gov.in/htdocs-cbec/customs/cs-act/formatted-htmls/ipr-enforcementrules>)（2022年1月25日確認）

⁴⁹⁷ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

⁴⁹⁸ THE WEEK “Issue compulsory license to Indian manufacturers to produce generic Remdesivir CPI M to govt” (<https://www.theweek.in/wire-updates/national/2020/07/05/del56-left-virus-remdesivir.html>)（2022年1月25日確認）

COVID-19 の流行を受け、2020 年 3 月 23 日、インド最高裁判所は、2020 年 3 月 15 日以降に期限が到来する法律上の各種手続については、その制限期間を延長するよう指示していた⁴⁹⁹。しかし、2021 年 9 月 23 日、インド最高裁判所は、期間の延長措置を終了する旨の命令を出した⁵⁰⁰。

⁴⁹⁹ SUPREME COURT OF INDIA “SUO MOTU WRIT PETITION (CIVIL)No(s).3/2020”

(https://districts.ecourts.gov.in/sites/default/files/10787_2020_1_12_21570_Order_23-Mar-2020_0.pdf) (2022年1月25日確認)

⁵⁰⁰ SUPREME COURT OF INDIA “Miscellaneous Application No. 665 of 2021 In SMW(C) No. 3 of 2020”

(https://main.sci.gov.in/supremecourt/2021/10651/10651_2021_31_301_30354_Judgement_23-Sep-2021.pdf) (2022年1月25日確認)

1 1. ブラジル

知的財産

（１）特許・ノウハウ等のライセンス等への規制について、特に、ライセンス契約のブラジル産業財産権庁への登録制度の改善に向けた動きとして、2017 年 7 月に施行された登録審査の簡素化に関する規則 70/2017 号や、同月に公表された審査ガイドライン（決議第 199/2017 号）等のような、2017 年以降アップデートされた情報があれば報告ください。

ライセンス契約のブラジル産業財産権庁への登録制度は現在も存続している。2017 年 7 月に施行された登録審査の簡素化に関する規則 70/2017 号及び同月に公表された審査ガイドライン（決議第 199/2017 号）以降、ライセンス契約への規制について新たな動きは見られない⁵⁰¹。

⁵⁰¹ 例えば、ジェトロ・サンパウロ事務所が毎月発行している「ブラジル知的財産ニュース」においても、2017年8月以降、ライセンス契約の登録制度に関するアップデートに関する言及は特に見られない。

（https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/ip.html）（2022年1月26日確認）また、別添のとおり、現地の法律事務所の弁護士からも登録制度に関するアップデートがないとの報告を受けている。